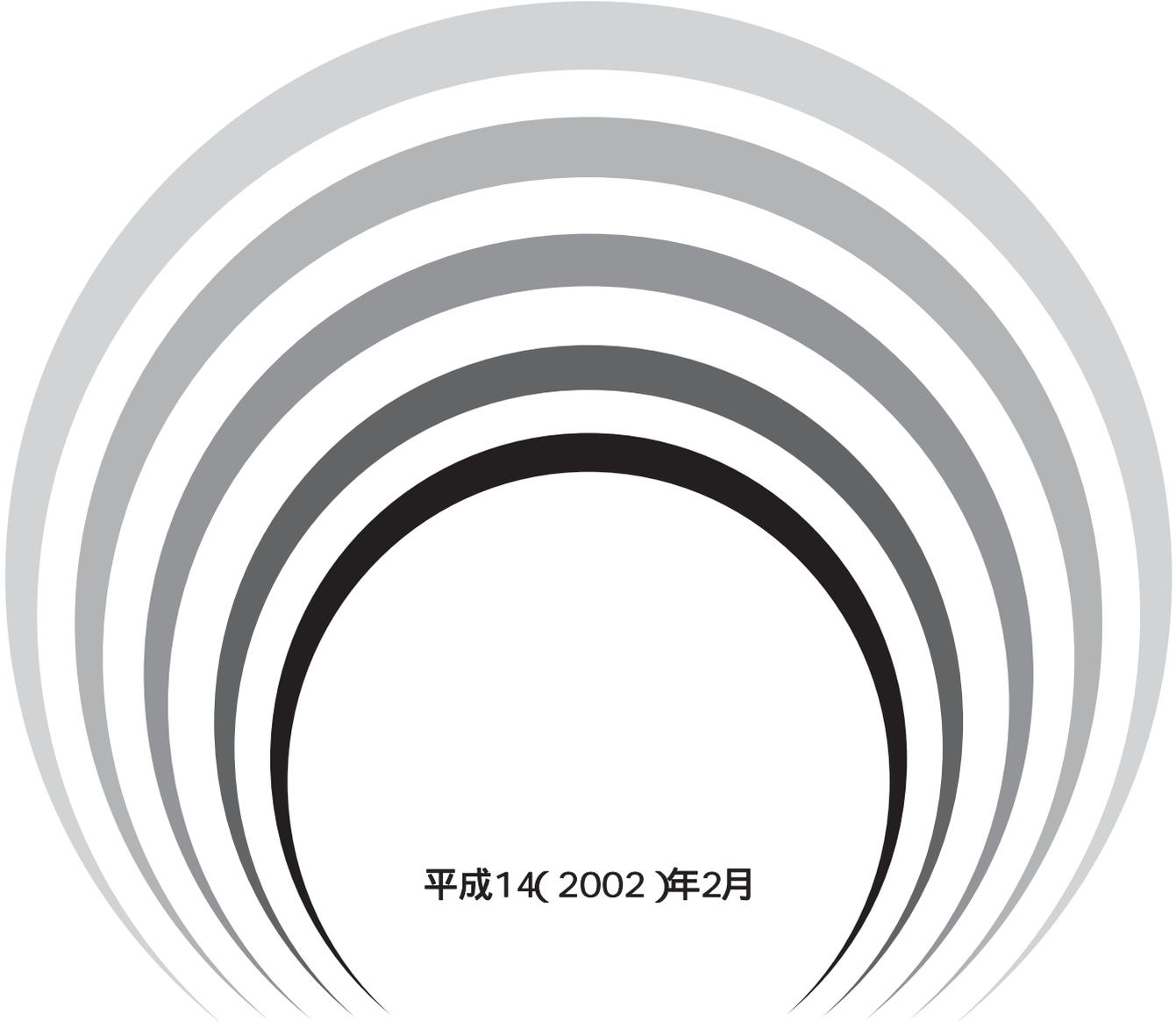


広域研究活動報告書

[次世代に向けての] [環境自治体づくり]



平成14(2002)年2月

財団法人 大阪府市町村振興協会
おおさか市町村職員研修研究センター
広域研究活動「環境自治体づくりネットワーク」

緒 言

広域研究活動「環境自治体づくりネットワーク」は、平成11年（'99年）に財団法人大阪府市町村振興協会の研究事業として行った「環境自治体づくり（今が“旬”環境自治体づくり）ISO14001を通じて」の研究員を基に、平成12年度の広域研究助成事業として、新たなメンバーを募り「環境自治体づくりに果たす国際規格の役割」というテーマを設定し研究を行ったものである。

この「環境自治体づくりに果たす国際規格の役割」については、主としてISO14001を認証取得することのみが環境自治体としての必要十分な構成要素となり得るかということの研究であった。

平成11年の共同研究以降ISO14001を認証取得した団体が、再認証取得を行うことの意義、またISO14001のエッセンスを取り入れた環境自治体づくりの方向性も含め研究することとしたものである。

目 次

はじめに ... 1

「環境自治体作りワークショップ」報告 ... 3

「環境自治体作りワークショップ」資料 ... 39

環境自治体づくりアンケート結果 ... 81

環境自治体づくりアンケート結果集計表 ... 85

環境自治体づくりアンケート用紙 ... 86

和泉市のISO14001認証取得にあたって ... 88

本書のまとめとしての提言 ... 91

広域研究活動記録 ... 95

広域研究活動構成員名簿 ... 96

編集後記 ... 97

はじめに

平成11年度は、ISO14001を通じた環境自治体づくりについて共同研究を実施してとりまとめを行い、12年度及び13年度は、ISO（国際規格）についての有意性を認識したうえで、ISOの認証取得を行わず環境自治体づくりを構築する手法について研究を行った。

この研究テーマを設定するにあたっては、先に行った共同研究「今が“旬”環境自治体づくり」での自治体におけるISOの認証取得を行うことに関するメリット・デメリットについて、一番目に認証取得に要する費用負担をあげている点があったため、費用負担を伴わず環境自治体を構築する手法について研究を進めるという意義でテーマ設定を行ったものである。

それでは、なぜ環境自治体づくりに取り組む必要があるのかという点についてであるが、海外では既に日本が公害を克服した国として評価を受けていることを念頭に置くことが前提となるが、日本における公害克服の歴史を避けて通るわけには行かない。国内における環境政策の変遷は四日市ぜんそく、水俣水銀中毒、神通川イタイイタイ病の例のように、高度経済成長のひずみに伴い各地において大気質、水質の環境質が著しく阻害され多数の健康被害を引き起こした苦い歴史がある。これらは現在、社会的に和解等で一定の解決を図っている。

現在の環境問題は、自動車排ガスやごみ問題に代表されるように、被害者が加害者であるような、複雑な構造となってきた。このことは自動車を利用する利便性を国民自らが享受している傍ら、沿道に住む住民が自動車排ガスの被害を被る例であり、またごみを発生するのは住民自らの生活に伴うものであり、また事業活動に伴う廃棄物の発生がある。これらの発生したごみを焼却処理することに伴うダイオキシン類による汚染、また埋め立て処分することによる地下水汚染などを生じている。このことは、過去の地域的な公害問題から広域的な環境問題への空間的な広がりを示しているものである。

加えて、今日的あるいは将来的な課題となっている温室効果ガスの発生による地球温暖化、酸性雨による国境を越えた汚染、熱帯雨林の減少、海洋汚染等々が地球環境問題として国際的な関心を集め、1992年には地球環境サミットがブラジルの首都リオデジャネイロで開催され、持続発展可能な社会の構築を目指して国際合意がなされたものである。

この広域研究活動の発表を行う2002年には地球環境サミット（「本年9月に、南アフリカのヨハネスブルグで開催される持続可能な開発に関する世界首脳国会議（ヨハネスブルグ・サミット）」）が開催され、各国における持続発展可能な社会の構築に関する取組みが再び議論されるものである。

それでは、どのような概念をもって環境質を持続的に保持していくのかということについて将来を見据えた共通認識が必要となってくる。このためには、これまで述べたように、国民一人一人が現在の環境がどのようになっているのか、またこれからの世代がどのような環境質のもとで生活していくかということについての共通認識が必要であり、このためには自治体や国が環境情報を積極的に公開することにより環境情報を共有する必要がある。また、現在化石燃料により支えられている社会生活

を根本的に見直す生活様式を構築する必要性が求められている。このための一つの手法として環境目標を設定し、国民一人一人が行動をすることが重要な課題である。

具体的な手法として、現在テーマとして取り上げているISO14001の認証取得についても有効な手段であり、地域における環境基本計画による取組みも有効な手段である。これらの手法が目的としているのは現在の環境質をこれ以上悪化させることなく次世代に引き継いでいくという考え方である。冒頭に述べたように、手法についての選択に関しては様々な阻害要因があるが目的・目標を見失わずに自治体自ら取り組めることから行動を起こしていくことが今後われわれに科された使命と考える。

「環境自治体づくりワークショップ」報告

本ワークショップは、マッセOSAKA広域研究活動グループ「環境自治体づくりネットワーク」と環境自治体づくりを推進するための自治体の全国的なネットワーク組織である「環境自治体会議 環境政策研究所」の共催で、環境基本計画やISOの実態を参考としつつ、総合的な環境マネジメントの仕組みのあり方について意見交換を行うことを目的として開催しました。

開催日時： 2001年9月19日d 13:30~17:00

開催会場： マッセOSAKA

基調報告者： 中口 毅博（環境自治体会議環境政策研究所長）

話題提供者： 山中 博樹（吹田市環境室地球環境課参事）

川崎 健次（豊中市環境企画課課長補佐）

児林 宏之（大阪府環境農林水産部環境管理課総括主査）

司 会： 森田 猛（財団法人堺都市政策研究所主任研究員）

開会挨拶

環境自治体会議事務局長 須田 春海

環境自治体会議というのは、そもそもNGOが中心になってスタートして、首長と一緒に作って、事務局を今でもNGOがやっている団体であります。

もう一つ、全国温暖化防止活動推進センターという環境庁が指定した温暖化にかかわる指定法人があり、この責任者を私がしております。自治体の温暖化政策がなかなか市町村レベルで進まない、あるいは都道府県レベルでもなかなか思うように進まない、そういうことと環境基本計画や環境管理計画と何か接点があるのかないのかを皆さんと一緒に勉強させていただきたいと思ってまいりました。

実際、今、私たち市民レベルで環境問題に取り組もうとすると、もう個々の課題は確実に見えているわけです。ですが、それに対応する自治体の政策というのは、残念ながらまだ非常に遅れています。例えば、エネルギー政策について自治体は何か持っているのか、交通政策について何か自治体は持っているのか、あるいは資源循環政策についてポジティブな政策を持っているのか。そういうことを一つ一つ考えますと、従来型の環境管理とか環境基本計画というものを、もう一步どうやって進めるかということがかなり焦点になると思います。ですから、今日皆さんと一緒に勉強させていただいて、次のステップが見えれば大変ありがたいと思っております。

基調報告 「環境基本計画の運用状況に関する実態調査結果から」

環境自治体会議環境政策研究所所長
芝浦工業大学システム工学部環境システム学科助教授 中口 毅博

環境自治体会議には自治体が今65くらい入ってしまっていて、まだまだ会員数からいいますと少ない組織です。その中の調査研究部門として一昨年に環境政策研究所を立ち上げ、昨年NPO法人格を取りました。私はその責任者をやっております。前々から、環境基本政策、あるいはISOの研究を環境政策研究所の組織を中心に行っていました。

私も、環境自治体会議にお世話になる以前から全国のいろいろな自治体の環境基本政策の策定のお手伝いや、いろいろなところに取材に行ってさまざまな問題点を感じてまいりました。ただ、それは結構スポット的なもので、本当にこういう問題点を全国的にどこの自治体も抱えているのかどうかははっきりとわからなかったのですが、幸いにも昨年全国調査をやる機会に恵まれまして、環境基本計画に関する問題点というのは、おおよそこの自治体にも当てはまるというのを実感したと思います。

実は今年、今度ISOを取ったところに対して調査をかけているところで、ISOを取った後に環境政策が一步でも二歩でも進んだのか、ISOを取ったことによって環境自治体に近づいているのかどうか調査を進めているところです。

今日はまず、基調報告としまして、環境基本計画の全国的な進捗管理の状況について少しお話をさせていただきたいと思います。

これからご紹介する調査は、昨年の4月から10月にかけて実施しました。調査対象は、2000年3月までに環境基本計画等を策定した自治体です。「等」となっているのは名称がさまざまだったからです。あとでお話ししていただきます大阪府の場合には「環境総合計画」と言っております。要するに、総合的な環境計画です。この時点で、すべての都道府県政令市と229の市区町村が総合的な環境計画の策定をすでに終えておりましたので、それを対象としました。

実は今年の3月までに、環境省の調査では、75ぐらい増えているということですので、現在策定をしている市区町村は229に75を足した大体300を超えた数ということです。都道府県政令市まで入れると360くらいということです。郵送配布・郵送回収で行いました。回収数が、都道府県政令市が全部の69、市区町村が209ということで回収率が90%です。

大阪府内では堺市、岸和田市、豊中市、箕面市、吹田市、茨木市、八尾市、摂津市、東大阪市が調査の対象になりました。

まず、この調査では「計画の策定時にどういうことに配慮されましたか」ということを聞きました。その中で、特に定量的に目標を示したかどうか、あるいは環境の将来像を戦略的かつ総合的に表現したかどうか等についてお聞きしました。あと、目標達成状況や施策の実施状況について計画策定後の運用段階に入ってから把握をしているのかについて細かく聞いています。それから、関係者とのコミュ

ニケーション、つまり計画の推進のためにはもちろん行政が市民や事業者の方と一体になっていくということがどこの計画にも書かれていますが、実際コミュニケーションがどれくらい進んでいるか、あるいは推進体制の整備がどれくらい進んでいるかをお聞きしました。それから、目標等の評価や見直しは実施されているのかをお聞きしました。

都道府県政令市と市区町村とも別々に集計しておりますので、市区町村の結果に基づいてご説明をさせていただきます。

現在の計画の状況ですが、239のうち、全体で167の自治体が現在運用段階であると答えています。大体9割が現在運用しているということですが、1割くらいのところは計画がすでに休止状態になっているようです。

「目標が定量的に示されているかどうか」、つまり「計画を作るときに数量的な目標を入れることを心がけましたか」という質問に関しては、8割の自治体で「それについて配慮しました」と答えております。最近、策定された計画ほど数量的な目標を入れることに配慮する傾向になっています。やはり、実効性の担保ということが最近の計画ほど認識されるようになりました。

ところが、実際に計画を作ったあとに「数値目標が達成できているかどうかをどれくらい把握しているか」を調べてみると、大体平均で8.3個の数値目標を設定されているのですが、把握すらしていない数値目標が全体の4割を占めているという状況です。残りの6割の中で1割ぐらゐは、そもそも前に把握するような性格のものではないという数値目標ですが、大体半分の5割ぐらゐが把握されているわけで、その中で実際に目標を達成しているのは3割ぐらゐという結果になっています。

人口規模別にみますと、やはり人口規模の小さい自治体ほど数値目標の設定数そのものが少ないという傾向になっていますし、3万～10万規模ですと把握をしていない数値目標の項目数が非常に多くなっているということで、人口規模の小さい自治体ほど目標の達成状況の把握がおろそかになっているという傾向がありました。

次に「将来像が戦略的・総合的に表現されているか」ということで、全体の7割ぐらゐの自治体があるようなことを表現していました。特に2000年作成の自治体では8割弱となっていて、一般的な傾向としては、作成年度が新しいほど将来像を総合的・戦略的に表現している傾向が出ています。

では、「望ましい環境像の達成状況を把握していますか」ということになると、全体で2割ぐらゐのところしか把握をしていない傾向です。把握をしていると答えた自治体数ですが、34となっています。その次が「これから把握をする予定です」と答えたところです。これが32ですから両方合わせると大体4割になるのですが、望ましい環境像とか大目標レベルの目標の達成状況はおろそかになっています。

それに比べて、「施策レベルの目標の達成状況を把握しているか」という質問の答えを比較のために出してきたわけですが、これだと全体で4割ぐらゐ、特に2000年の実態では、6割ぐらゐが施策レベルの目標の達成状況に関しては把握をしています。しかし、その上位レベルの望ましい環境像レベルでは把握をしていません。これはそもそも、「望ましい環境像の達成状況とはどのように測ればよいの

か」ということで、その測るということ自体がよくわからない自治体が多いということだと思います。

ですからこの状況ですと、例えば施策レベルでリサイクル率が高まって目標が達成できたとしても、循環型社会づくりを市民の方がイメージしたときに、それには向かっているように思えないという実感をもつ市民の方がたくさんいるわけです。けれども、実際の施策レベルの目標は達成しているとするれば、それが改良していくということになるので、施策レベルの目標の達成状況だけを把握するだけでは本来は不十分であろうという気がします。

それで、「目標と手段の関係が計画の中で表現されていますか」という質問に対しては、5割強の自治体で表現に配慮をしていると答えています。それから、「施策の優先順位や重要度が明確になっていますか」という質問については、先程の目標と施策との関係を表すことに比べると少なくなって、3割程度になっています。

ですから、当然計画の中では、目標に対してこういう施策が結びつくという施策体系図を作りますから、それは表されているわけですが、その並べた施策の中で、どれをやったらその目標の達成に近づくのか、どれが一番重要な施策なのかということに関しては、必ずしも明らかになっていないということです。

そのことは次の質問によっても裏付けられます。「目標達成に必要な施策事業の試算やシミュレーションを行ったかどうか」ということに関しては、1割くらいのところしか行っていないということです。例えば、地球温暖化防止のために二酸化炭素の排出量を90年レベルから6%削減するという目標を立てたとしても、それではその6%をどういった施策で実現するのかという積上計算が行われていないというケースです。これが、他の分野・テーマについてもみんなそういうことが言えるような傾向です。

数値目標が達成できなかったと答えた自治体に対して、「それでは達成できなかったり、困難だった理由は何ですか」とお聞きしますと「目標数値が高すぎた・甘かった」というものが多いと同時に、「有効な手段や優先順位がはっきりしないまま目標を設定してしまった」と答えた自治体が多くなってきています。要するに、目標を立てて、関連する施策は計画の中で表してみても、何をどのくらいやればいいのかというところまできっちり押さえなかったために数値目標の達成が困難になったということです。

次に、「他の部門の計画や事業との整合性のチェックが客観的具体的になされているかどうか」ということをお聞きしました。総合計画との整合性、あるいは総合計画の環境面からのチェックという面ですが、これに関しては「総合計画に環境計画の考え方を十分反映させた」と答えたところが7割くらいに達しています。他の部門のマスタープランになりますと、これが大体55%で、それから「他の部門の施策事業の選定に関して、環境基本計画の考え方が反映されたかどうか」に関しては4割くらいです。「他の部門の計画の評価見直しの際に環境基本計画が活用されたかどうか」に対しては3割くらいで、だんだんと減ってきています。

やはり総合計画は、当然環境基本計画の上位計画であり、並列的な関係に位置付けている自治体も

あるわけで、そういう関係にありますから、当然整合が図られるだろうと思います。

ところが、例えば「環境面から人口や土地利用を見たときの適正規模はどれくらいだろうか」あるいは「総合計画に載っているいくつかの将来的な開発計画を実施したときに環境面の指標はどうなるのだろうか」、例えば「ゴミの排出量やエネルギーの消費量、二酸化炭素の発生量などの試算を行ったか」という質問に関しては、1割も満たないところしか行っていないということです。

多くの場合、総合計画では人口フレームや生産額、従業者数、土地利用の市街化面積等の1割増の右肩上がりの成長を前提としています。総合計画の整合性を図っているといいつつ、本当に図るのであれば、総合計画の中で設定されている人口や産業のフレームをもし実現すると、環境基本計画の中で掲げているCO₂の排出量の1割削減やゴミの排出量半減などという環境面の目標が達成できるのかというチェックが必要ですが、必ずしもされていません。ですので、相矛盾するような計画目標を挙げられているケースが大半であると予想されるにもかかわらず、ここでは整合性が図られているという答えが7割であるということが問題だろうと思います。

次に、目標の達成状況や施策の実施状況の把握についてですが、傾向としては、庁内でとれるデータについては比較的把握されています。要するに、庁内施策の実施状況などについては、他の部署に、事業名とその実施状況や予算などの欄を設けた共通のフォーマットを回し、回収して集計をすることができますので、これはわりとされています。

計画には「市民の環境問題の関心を高めて環境配慮行動を高める」とか「事業者の方の行動を推進する」ということが必ずどこの自治体にも書いてあるわけですが、そのこの部分の把握が不十分です。要するに、「市民の関心がどれだけ高まったのか」「配慮行動がどれだけ進んだのか」ということについて把握をしている自治体は少ないという傾向があります。そういうものについては、どちらかという計画を5年ごとに見直すとか改訂をするというケースが多いわけですが、その改訂直前に把握をするという回答が多いという傾向です。

庁内の計画推進組織についてどうかということです。これは、通常計画を作るときは計画策定庁内会議とかの庁内組織を作ると思います。それができたあとに計画推進組織に移行させるというケースが非常に多いわけですが、実際にそういった推進組織ができて会合を開いているかということ、4割のところしか開いていません。あと3割くらいは、「これから開く予定です」と答えています。これから開く予定というのが1ヶ月後なのか1年後なのかは聞いていないのでわかりませんが、いずれにしても現状では4割しか開いていないということです。

人口規模別ですと人口30～100万、次が10～30万、次が3～10万、次が3万未満で、やはり人口規模の小さい自治体ほど庁内の推進組織が動いていないという傾向になります。

次に「住民や事業者とのパートナーシップによる計画推進組織が設置されて会合が開かれているかどうか」についてです。多くの計画で、計画の進行管理という最後の章のところ、環境基本計画の推進協議会のような名称のパートナーシップ型の組織を立ち上げて、それに基づいて計画を運用していくということが書かれているものが多いわけですが、実際に調べてみますと2割くらいのところし

か設置して開かれていません。「これから作ります」と言っているところは3割くらいありますが、現状としては2割しかありません。

先程の設問もそうなのですが、これは作成年代が最近のもの、要するに去年作った自治体ではすぐに作るは無理だろうし、年代別に見ると、作成年次が新しい方はまだ作っていないだろうから開催されている率も低いのではないかと一般的には考えます。ですが、実際にはそうでもなくて、作成年次が古いところでもやっているところはやってるし、新しいところでもやっているところはやっているのです。ですから、「できたばかりだから」というのもあまり言い訳にはならない感じがします。

これも人口規模別にみますと、小さい自治体の方があまり開催されていません。私も策定後に、環境基本計画推進協議会のようなものを作った自治体を何ヶ所か回って状況を見ましたけれども、やはり行政主導でやっているところが多いです。やっけても、年に1回くらい発表会のようなものでお茶を濁している、あるいは行政側から一方的に説明をして終わっているという自治体が多くて、私の住んでいる自治体で私自身が推進協議会に実際に入っているいろいろな活動しているのですが、市民がなかなか盛り上がりがないという難しさがあります。これは、策定段階のプロセスで白紙の状態から市民参加で計画を作り上げたような自治体であっても、作ったあと市民が息切れしてしまってあとに続かない場合とか、あるいは環境基本計画を作ったあと、緑のマスタープラン、都市計画マスタープラン、総合計画などの方に基本計画の策定プロセスにかかわった市民がかり出され、結局、計画作りばかりを市民が手伝わされているという状況が読み取れます。これは庁内でも同じだと思います。

それで進捗状況の公表の方法ですが、環境基本計画の独立した「年次報告書」を出しているところが31自治体、「環境白書」などの今まで出していたものの中にある一定のページを割いて公表しているものが45自治体ありました。何らかの方法で公表しているところが多いのですが、私がいくつかの「環境白書」なり「年次報告書」を見た範囲ですと、「年次報告書」に関しては環境基本計画の目標に沿ってまとめられているケースが多いのですが、「環境白書」に埋め込まれているケースですと、いったいどこに環境基本計画の目標の達成状況、あるいは施策の進捗状況が書いてあるのかがやっぱりわからないようです。そういうものも非常に多く見受けられるという現状です。

最後にまとめたいと思います。実効性を担保する枠組みというのは、この10年くらいの間に非常に整ってきたと思います。90年以前の環境管理計画の時代というのは、本当に作りっぱなしで、担当者の机の上に積まれている傾向でしたが、まがりなりにも進行管理を考えるようになってきたと思うのです。ただ、施策はいかにも体系的に見せているのですが、「何が優先順位として高いのか」あるいは「何をどれくらいやれば目標が達成できるのか」ということまで踏み込んでいない、見せかけのものであるケースが多いです。あるいは、作ったあとの進捗状況の把握・評価も不十分です。それから、推進体制も未整備であるという自治体もまだ非常に多いということです。

特に「市民、事業者とのパートナーシップによる施策の推進」ということを謳っているが推進体制が不十分、あるいは市民に対するわかりやすい公表という面でも不十分であるといえます。これは行政サイドだけの問題ではなく、市民サイドの問題もあると思います。

そこで、ISOに準拠した環境マネジメントシステムが注目される場所だと思えます。その導入によって、こういった問題を是たして解決できるのかどうかということです。ISOを取ったところは5月末時点で229、現在ですと240ぐらいにおそくなっていると思えます。この中には、出先機関や一部サイトで取ったところも80ぐらい入っていますので、本庁舎を含む部分ですと都道府県政令市が28、市区町村が125という状況です。このISOに準拠した環境マネジメントシステムの導入が、環境政策の運用や見直しのはたして切り札になりうるのかどうか、それから計画の運用段階や見直し時の市民関与の方法はどうしたらいいのか。もっと大きな問題として、環境基本計画もありISOもあり、それから冒頭に須田が申し上げました地球温暖化対策の実行計画もあります。地球温暖化をとっても実行計画と地域推進計画というのがあり、かたやローカルアジェンダというものもあります。環境分野だけとっても計画だらけです。

環境政策をマネジメントするのに、いったい何をどう使っていけばいいのか、相互関係をどう位置付けたらいいのか、この辺がこれからの論点になってくると思えますので、三人の方の話題提供を踏まえて、総合討論のときに少し議論を深められればと思えます。



話題提供 1 「吹田市におけるISO14001認証取得への取り組み」

吹田市環境部環境室地球環境課参事 山中 博樹

本市は大阪府の北部の方にあり、南の市境を琵琶湖を源とする淀川が流れています。その北の方にあります。人口規模が34万人余りで、面積は37平方キロメートル、人口密度が1平方キロメートルあたり9000人以上のかなり過密の都市で、緑に乏しいと言えます。市の南部の方は、文献には平安時代からの貴族の狩り場などがあり、それなりの発展はしてきました。かなり緑に乏しい人口密集地で、JR東海道線が通っています。幸い北半分は、大阪府等のニュータウン建設などで、南に比べるとかなり計画的な緑の多い地域です。そういう意味では「かなり南北格差のある町」と知っていただければと思います。

ISOの取り組みについてお話するということですが、本市では、この7月に認証取得をして、登録させていただくことができました。私どもの環境部環境室の地球環境課の実態は部の庶務課的な要素が大きく、名前にふさわしい環境政策や企画等の展開は私と1~2人の人間の合計3~4人でしかやっていないような大変寂しい状況です。

認証取得の目的は、もちろん上司の指示や了承で、別紙資料1のところでもと羅列させていただきました。私どものような人口規模のところでは、年間予算が1000億円余りです。その中で一番の事業主体であり、公共事業というかたちの土木関連や下水道関連の予算は200~300億円くらいのウェイトを占めていますので、環境には大きな影響を与えます。環境に配慮して施策事業を進めることが当然求められるのです。その意味で、ISOの認証取得に取り組んでいくことには大きな意義があると考え、それが一つの目的でした。

市の事業では、緑化事業や騒音対策など環境に配慮したいろいろな事業を各部局でやっています。私どもは、環境施策における市の事業を一元的に管理集中できないかという気持ちを一部持っています。今、お話がありましたように、私どもも3年ほど前に作りましたが、「環境基本計画」の中身が大変抽象的なのです。あまり数値目標もありませんので、そのフォローや進捗管理も、残念ながら正直なところ十分にできていません。したがって、環境ISOを道具としてうまく使い、環境基本計画や環境施策の推進にうまくかみ合わせればやっていけるのではないかと、環境部の価値がそれなりに出てくるのではないかと、「これは大きな意味がある」ということで、部内や課内で話しながらこの1年取り組んできました。

スケジュールについては、平成12年に予算化し、実際の取り組みは去年の5月の後半以降です。アルバイトをお願いしましたが、文書や書類、契約書の作成も私どもでこなしながら作業をすすめ、管理職や一般職員、部の責任者の部長職に研修に参加していただき、夏場に数回聞きました。環境に関連する部長会も持っていたので、その会の中で説明や理解を求めることをしました。その中で、去年

の夏場を中心に事務的にはいろいろな調査評価を行い、基本的な考えを述べる「環境方針の作成」については他市のものをある程度参考にすすめました。

そして、今まではいわゆる省エネ・省資源という取り組みでなされていた「環境目的」ですが、審査機関やいろいろな方からのお話で、行政本来の業務をこの目的の中に取り込んでいかなければ行政として成り立たないのではないかと指摘をいただきました。我々も、最初に申しましたように、環境施策の推進でこれを目的に取り込めれば、現課との調整や話し合い、協議に今後うまく我々が入っていけるのではないかと考えました。これは環境方針の中では3つ目になっていますが、「緑と水」を基本に、保全・改善、回復する手だてではないかということで、環境基本方針の中に盛り込みました。人口密度が高く、建物が建ち、道路はすべて舗装という市街化調整区域100%の町では、緑と水への市民ニーズは大変強いと考え取り組んだしだいです。以上が認証取得の目的です。

市長は環境都市を建設、あるいは充実させるという考えを議会等では述べています。それを具体化するモデル的な意味で、私は、環境都市の見本として「環境庁舎」という建物ができないかと思っています。旧建設省の方でこれが提案されたように聞いています。環境庁舎づくりにうまく利用できないかということです。庁舎の省エネや省資源にもつながっていきますので、環境都市のモデルということではなんとかできないかと考え、調査管理部局などに公的、私的にも含めまして話をしています。公にも私的にも、極端に言えば「立ち話」的にでも、全庁舎で全員がISOに取り組むことは大変効果的な意味が出てくるという考え方を持っています。この取り組みが3年間うまくいきますと、それなりの影響や効果が出てくるのではないかと期待しています。

審査については、オプションの審査を含めて3度審査機関にお願いし、「なかなか理解できない」「現課に戻せない」と四苦八苦しなごうの作業を経て、なんとかクリアをしました。

基本方針の⁽³⁾「緑と水にあふれるまちづくりをします」「環境に配慮した事業を進めます」ということで、例えば基本的な目的の地球温暖化防止や、また、当市は市街化調整区域で都市化され、人口が密集し、「ヒートアイランド現象」が出ていますので、これの緩和、軽減できないかと考えて、この目的の中に実はかなり細かい表現もしています。「透水性舗装を進める」も何十メートルとか何ヶ所とかかなり細かい書き方しかできなかったのですが、これをなんとか制度化して、市の道路行政の「公」のものにもっていきたいと思っています。もちろん、各現課ではこういうことは当然意識しているのですが、これをなんとか制度化して「公」に認知を得られないかということで、私どもの環境目的のところへ「透水性舗装」を書いたわけです。これを「武器」にずっと展開できないかと考えています。

ちなみに先日の新聞報道で、東京都では都道の歩道の3分の1くらいで透水性舗装が完了し、車道へも展開していくという記事が載っていましたので、大変励みになったと感じております。

目的・目標の進捗状況について、私どものような市町村レベルではなかなかマンパワー的・組織的にも寂しい状況で、計画倒れのようなきらいがあります。

温暖化防止計画は国の施策ですので、ISOが終りしだい取り組んでいこうと、まだ研究段階ですが立ち上げつつあり、本当に計画疲れという感じで、ISOとどう絡むのか。あるいは、庁内保全行

動計画というものもISOの前にやっけていまして、それとの整合というところでどちらも共倒れにならないようISOを軸に温暖化計画を庁内保全行動計画の中にうまく取り込んで、全庁的に庁内行動計画を立て直し、本庁にISO規格を当てはめてお手本のように厳格な運用をしてもらいと考えています。4月からの運用開始で半年間、現課や各部局で推進をしています。特にこの夏は、温暖化の影響なのか大変暑い夏でした。エアコン関係でかなり熱量を使っていますので、この夏から「ネクタイなんてもうやめよう」と、こういう手製のワッペンを作って「ネクタイはしません」という宣言をしています。

そして、プラス面の環境影響評価、つまり環境に配慮された公共事業やまちづくりにどう取り組んだのかということですが、なかなか複雑で、どうしたらいいのかわからないと色々考えました。どこの市町村も一緒だと思いますが、市の基本となる総合計画を受けた実行計画があります。その中の環境の側面に当たるところから環境に関連する施策をピックアップやチョイスして、その現課や現場と調整しながら、環境目的としてなんとか引っ張ってこれないかと考えました。ただし、結果として、全部門、全部局の中から網羅された目的としては現行のところ挙がっていません。審査機関からも指摘があり、来年については「全部門から引っ張ってきた目的を考えてください」という宿題をいただいています。

来年以降は、例えば環境基本計画はほとんどすべての部局に該当する計画になっているので、現在の影響評価の仕方や対象の仕方を考えたいと思っています。それが「まちづくりについてはだいぶ網羅されましたね。」と審査官から評価をいただいたわけですが、同時に「それでもまだ不十分です」という指摘もいただいております。

そういうことで、重み付けや評価の仕方はいろいろありますが、どこの教科書を見ましても、どういう規模で、どんな分野で、どの程度の影響を与えるのかという3分類での考え方をされています。つまり、CO₂などに当てはまってくるのですが、「一番グローバルな地球規模にまで影響するものを市の庁舎から出していますか」ということです。あるいは「地域規模に影響を与えるものがあるのか」「建物の周辺だけのもの」かなど、影響の重大性がどの辺まであるのかを見るためのピックアップという評価の仕方です。それが毎日のように起きるのか、10年に1回か、あるいはほとんどないのか、時々あるものなのかという可能性についても少し吟味を加えて、早く言えば点数を与えていきました。

いろいろな世論、法上からの求め、組織の上層部の意思など、どういうことを皆さんが望んでおられるのかということで大小や強弱の差を与えて、今申しました3ほどの要素から点数を加え、その中から、30点や50点という一定点数以上の項目にあたる施策を目的化の一つとして著しいものという捉え方をしたということです。

それで現在、グリーン購入、緑や水、あるいは自然エネルギーなどについて大体25項目を作り、3年計画や年度計画を作りました。自治体や行政の場合、条例やいろいろな規制が各種の施策事業に大きな影響を与えるということがありますので、やはりこういう間接影響をISOの中に取り組んで目的化していくべきだという考えをもって作りました。

すでに半年ほど経つわけですが、どういうふうにもうまくいっているかということで、結果が載った報告書が各原課からもらえるかと悩んでおります。いろいろな会議や協議、定期審査などをこれからどんどんやっていかなければ、これは何のためだったのだろうということが当然問われますので、「大変しんどいな」というのが率直なお話です。

こうすることで1年取り組みをさせていただいて、なんとか登録をさせていただいたというご報告に代えさせていただきます。

話題提供 2 「ローカルアジェンダ21と環境基本計画を 使った環境マネジメント - 豊中市の事例 - 」

豊中市環境企画課課長補佐 川崎 健次

豊中の事例を紹介し、同時に環境自治体づくりについての議論をしていきたいと思っております。

豊中市はISOによらず、環境基本条例でマネジメントの仕組みを作っています。この条例は平成7年に作られて、8条、9条、10条で、「基本計画」を使ってそれを実施する「行動指針」を作り、それを「年次報告書」にまとめて公表することにしています。そして、「計画」「年次報告書」に市民の意見を取り入れ、同時にそれぞれに対して環境審議会の方からいろいろな提言を取り入れるというかたちで、Plan - Do - Check - Actionに踏み込んでいます。

平成8年から具体的な条例が動き出したのですが、この条例の推進に際して最初に市民環境会議を作ろうということになりました。平成8年の5月に、会長が市長で市民環境会議を作りました。商工会議所、県水漁協会、それからトラック協会、ロータリークラブなどのいろいろな各界網羅型のこういった組織を作ったわけです。

同時に、網羅型の団体だけではなくて、実際に環境会議を運営していく中心の方々（ワーキンググループ）を組織しました。この方々は、実は環境基本条例を作るときにいくつかの意見を言われて、そういった意見が反映された条例ができたことです。それで、あとあと「意見を言った以上、自分たちはその運用に責任がある」ということで、「一緒にやっ払いこう」と言われた方です。

それで、平成7年以降、市民会議を作ってやっていくのですが、なかなか最初からうまくいきません。集まってきても大体、「行政はもうけしからん」とか言われるわけです。集まってきて最初に自己紹介とかをして、また「行政はけしからん」「あそこでこんな悪いことしておった」とかそんな話ばかりになってなかなか前へと進みません。

そういったことで経過していくのですが、大体4か月ぐらい経つと市民の方も「こんなこと言ってもしょうがない。行政の方も予算の関係もあるし、環境への補助金ももらってるし、一定の成果を出さなければいけない」ということになり、こちらも「まあ頼みますわ」「それなら計画を作ろうか」

と作っていきました。

そして、計画を作ろうとしたのですが、「基本計画とアジェンダはいったいどんな関係になっているのか」と市民の方から指摘があり、私は「総合計画という非常に大きな計画があります。その中の環境部門をまとめた環境基本計画という環境分野があるのです。これを受けて、市民や事業者が作るアジェンダ21というのがある」という説明をしました。たぶん、環境庁もこういった理解をしていたと思います。しかし、市民の方は「この位置づけで行政の下請けを市民がするのはおかしい。」と言われ、せっかく計画を作ろうというところで、また最初からバシッといかれました。「なるほど、市民は行政の下請けではないというのは、確かにそうだな」と思いました。そこで、はたと困ったのですが、「わかりました。上か下かどっちかはわかりませんが、とにかくこの計画には目標というのがあるから、ここの部分を皆さんで作ってください」とお願いしたのです。

そこで、市民の方に目標を作っていただきました。そのひとつの「車を降り、歩いていった散歩道、思わず寄り道したくなるな」というのが好きです。それで、こういう目標を作るときに、何もしないで机上で計画だけを作っても、大体これもいい、あれもいいと理想ばかりで作る計画が多いので、実際に行動しながら作ってみようということになりました。これをアクション・アプローチと呼んでいます。

そして、生活、自然、交通、産業という4つの部会を作りました。そして、行政の方から「こういったことをやってください」とお願いしたものと、市民の方から提案があったものがあります。こういったこともやっていく中で、どんどん市民の方から「私らもっとこんなことやりたい、あんなこともやりたい」といろいろ提案があって、どんどん行動が膨らんでいきました。

例えば、学校剪定枝というのがありますが、これまでは学校の木を切って普通燃やしているのです。燃やすとCO₂になるのは当然です。「そうやって普通に燃やすのはおかしいからやめよう」と市民から提案があり、最初は10校の取り組みでしたが、それがどんどん増えて34校という豊中市の半分以上の学校がチップにする取り組みをしました。このように、3年間ぐらいかけて、行政の施策に入り込んできているものがいくつかあります。市民が提案したものを3年ぐらいテストした結果、「これはいけそうだな」となると行政の政策として取り組んでいくということをしているわけです。アジェンダはそういったかたちで市民がいろいろ作って実践しています。

行政の方は、先程の短歌形式のものを受けた環境基本計画を行政計画として位置付け、行政の目標と市民の作った目標、行政ができることを達成するための目的と手段をまとめたものにしていこうという考え方で定例目標を作ったわけです。また、パートナーシップに数字が入ってないのですが、CO₂は市民にアンケートをとって中口所長さんに計算していただき、ゴミについては3～5%減らそうとか、こういったことを目標にしているわけです。

毎年こういう計算をするのは大変なので、モニター指標を作って達成状況を見てみることにしました。もともと行政は実はいろいろな数字を把握していて、その中の数字は大体公表できるものです。「それらしいものをみんな出してください」と行政の方をお願いをして、清掃工場の見学者数や電気・

ガス・水道の使用量をいろいろ集計して毎年公表し、そういう中で環境がどう変わっていったのかを見ていこうということです。ですから、行政の事務所だけではありません。例えば、クリーンランド（豊中市伊丹市清掃工場）コインランドリーの中で分別がどれくらい行き届いているかを見る一つの指標です。まだ30パーセントくらい紙が入っていると、台所のゴミがこれだけ入っているなどがわかります。これのいくつかが堆肥になり、これから電気を起こすことができればもっといいのではということ、いろいろ情報を交換することで一緒に考えています。

1人あたりの電気・ガス使用量では、1970年から98年までは約3倍に増えていて、はたしてこれで本当に温暖化防止ができるのだろうかと考えています。街灯の設置で千里川のそばに電気をつけてほしいという市民の方からの要望があって電気をつけました。そうすると川のそばでいつも掃除をしている市民団体の方から「こんな夜に明るくしてほしくない。夜は植物も休むし、虫たちや生き物も夜はやっぱり休みよる。横に大きな道があって、その電気が明るいので十分や。」と言われました。明るくして欲しいということでせっかく明るくしたのに、今度は「そんなもんいらん」と怒られて、行政はいったいどうしたらいいんだろうかと、これは本当に行政政策のあり方を考える事件になりました。それでそういう問題を議論するためにこういうデータを公表してみよう、ということで出した資料です。

こんどは役所の中のデータです。教育委員会の方が来ているかもしれませんが、「役所は紙を多く使っていると言うけれど、実はかなりの部分が学校で、学校でテストをしなくてもいいのですか」と話したりしています。でも、紙はやっぱり増えています。電気などは減っていますが紙は増えています。実は、こういったかたちでアジェンダと基本計画の両方を使ってマネジメントに取り組んでいるのです。

望ましい環境像とか環境目標については、これは実は市民が作ったものを行政が数値化したものです。それを共有化して、こちらの基本計画ではこういうかたちの行政計画としています。市民のアジェンダは、お互いが実践してそれを環境報告書というかたちでまとめます。今、ちょうど夏休みごろにかけて集めた庁内の決算データの中間報告書の集計の最終段階で、これからこれを各課や原課に戻して公表していきます。決算委員会にかかる前に公表して、議会の方には一応コメントができるようなかたちにしています。さらに、中間段階で公表したものに対して市民の方からいろいろな意見を提案いただき、それを踏まえて今度は環境審議会の方で評価していただき、そちらからもいろいろ提案していただきます。大体これができるのが12月ごろです。そして、次年度予算の最終段階に環境審議会の方から意見をいただき、それを踏まえて行政では次年度はこんな施策をしていきたいと公表するのが3月です。

それで、環境市民会議の座長、環境審議会の会長、市長、教育長、こういった幹部の方と市民環境会議のメンバーがフォーラム形式でいろいろ話し合いをしています。例えば、公園緑地課長が「市民の皆さんは緑を残せと言いますが、遠くの緑はいいけど近くの緑は困るということで木を切ってくれ」という話も多い。そんなこと言われたら困りますよ」と言うわけです。そうすると、その審議会の委

員さんから「じゃあ近くの緑を植えるときに市民参加はあったのか」という意見が出るというような交流がされていきます。

環境報告書の内容では、施策の一覧やモニター指標一覧、それから行政の方の推進体制を載せたりしています。基本条例があり、それから基本計画とアジェンダがある。このアジェンダは市民環境会議でやっています。アドバイザーが居て、役員会があって、その下にワーキンググループがあります。そして、4つの部会がやっています。それから、行政の方の基本計画があり、市長があって、エコ宣言をしています。環境管理委員は、市長がトップの全庁的な部長級の組織で、課長級の組織、作業部会の担当者がいます。それで、エコオフィスとか省エネルギーの設計指針、水関係の水循環指針などを、行動指針というかたちにしてやっています。

「市民が作った望ましい環境像」というのがあり、それを行政の方で定量目標にして、お互いの基本計画の施策体系と市民の行動があります。ですから、一応計画らしく、行政の方はパートナーシップ、総合的な行政の確立ということで環境と戦略などいろいろ難しいことを言っています。地球環境問題や循環型社会、例えば省エネルギーとか省資源化、交通の仕組みや建物のあり方やまちづくりを環境配慮型に変えていこうという事業活動、市民の生活を環境型に変えていく、それから土地利用や自然保護、公害問題などです。

ところが、市民の方はパートナーシップで総会や環境フォーラム、環境展などの全体的な事業をして、それぞれの生活部会では「マイバッグ普及」とか「エコショップ調べ」とかをしています。生活部会では市民の方が工場見学に行く、自然部会はピオトープづくり、学校の木の剪定枝、観察会などです。こういうのは行政がやるよりも、野鳥の会とかのほとんどプロの市民がやる方が上手なわけです。

交通部会では、昨日、交通の怖いところをみんなで調べてみようということで「交通のヒヤリ調査」をしました。トラック業界の運転手の方は「あそこでものすごく怖いところがある」とかやっぱりよく知っています。まちづくり会の中で「高架になった跡は、まさに車の抜け道になっている」とかの話があって、「では、そこを一緒に調査してみましよう」ということで取り組んだりしました。

産業部会ではエコオフィスを取り上げています。ところで豊中では生ごみについて市民の方からフォーラムの場で提案がありました。生ごみを堆肥にしたらどうかということで、それを行政の方で「一回考えましよう」ということになりました。提案があったのは1年半か2年前ぐらいで、去年1年間かけて行政がそれについての施策や方策を検討し、今年の3月に予算がついて、今、その事業化をしています。ですから、市民が提案したことを行政が施策に落とし込んでいくことが少しずつできています。モニター指標でその進捗状況を見ながらマネジメントしていくという仕組みです。

先程のモニター指標もそうですが、要するに、情報提供をどんどんしていくとか、お互いが取り組んでいるいろいろなことの情報交換、主体間のコミュニケーションのツールに環境報告書をしていくということです。行政は行政の中からの意見をなかなか聞かないし、よその部局になかなか意見も言いにくいです。ですから、内部監査というのはなかなか難しいものがあります。

そこで、市民の方にいろいろ意見を聴くことが重要になります。市民は行政からいうと顧客ですから「サービスの状況や具合はどうか」と聞くとか、顧客だけでなく、納税者といえば株主でもあります。それはやっぱり、自分の家の裏にはいやだという意見は多いです。市民と行政と一緒にいろいろやっていく経験が増えていくと、もう少し公共性の高い提案ができる市民も増えていくと思います。行政の側も、市民のそういうものを単に苦情と考えずに、政策提案として乗せていけば、そういう市民の提案が行政のものになっていくのではないのでしょうか。なかなか行政の中で行政を変えるのは難しいです。そのときには、市民からいろいろ提案していただくということが要ります。

市民の皆さんがいくらマイバッグ運動を必死にやってもどんどんCO₂が増えているというデータを見る中で、市民自身が、もっと広いところでどうアクションしていったらいいのかということを考えていきます。行政は、そういう市民の行動を支援していくことしかできない状況ですが、幅の広い地域全体が自ら地域をコントロールしていくという、自主的なコントロールようになっていけばいいと考えてやっています。

「豊中アジェンダ」と「基本計画」、これは両方が大きな対です。それから開発事業に関しては「環境配慮指針」というのを作りまして、民間開発のときもできるだけ透水性舗装をしてほしいということ協賛してやっています。それから公共事業に関しては、「省エネ設計指針」とか「水循環指針」を作り、オフィスの中では紙や電気や水を減らすといった「エコオフィス指針」を作っています。

話題提供 3 「環境総合計画の進行管理とその見直しの方向」

大阪府環境農林水産部環境管理課
計画推進グループ計画推進総括主査 児林 宏之

本日のサブタイトルの「実効ある環境基本計画を考えよう」ということで、実際に私は大阪府のISO取得のときの一員であったこともありますし、今、「環境総合計画」という大阪府の条例に基づく計画作りを担当しております。こういう意義あるテーマで会議をされることについては大変いいことだと思うのですが、こういう計画や行政施策に環境マネジメントシステムを採用することはスムーズにいきそうですが、なかなか障壁があるのではないかと思います。

大阪府では、昭和48年に大阪府環境管理計画の「BIG PLAN」を作りました。それから57年には「環境総合計画 - STEP21」という計画、平成3年9月には「NEW STEP21」を作り、平成6年3月に「環境基本条例」、平成8年3月に条例に基づく現在の「環境総合計画」を策定しました。これが2001年までの計画でしたので、現在新たな計画を作ろうとしています。平成11年2月には大阪府の本庁舎で、ISO14001認証取得をしております。あと平成12年8月に環境審議会に新しい「環境総合計画」の基本的考え方を諮問して、この7月に答申をいただいたという経過です。

それで、世界でISOは6月現在でもう3万を超えました。日本が6640余とトップで、2位のイギリス、ドイツに比べて圧倒的です。またEMAS（Eco-Management and Audit Scheme）というヨーロッパの規則ですが、このトップがドイツで2700を取っています。全国的には、都道府県トップが東京都で956、これが7月現在です。愛知県が634、大阪府が607ということで、かつては15位だったのですが、なぜか3位まで上がってきてしまいました。大阪府で取得したときは、確か60台で、10分の1の時代です。

ISOはどういう制度なのかと言いますと、認証取得の審査登録制度は、企業等が構築した環境マネジメントシステム（PDCA）が、規格の要求事項に適合していることを第三者機関が審査し、登録、公表する制度です。この制度を使って採用できるのはいったい何だろうと考えたらいいと思います。俗にPDCA採用というのはあたりまえのことで、大阪府バージョンを作ると、計画（Plan）があって、プランがドゥ（Do）してチェック（Check）して、アクション（Action）してグルグル回っていきましょうというシステムなのです。これは経営理念と同じで、会社の経営理念があり、基本方向があり、計画を立て、実践して、グルグル回っていったんだんだ効率よくしていきましょうというものと同じであり、採用できるでしょうということで、別に環境に限らずPDCA採用はあたりまえだということだと思います。

自治体における環境ISOの取得の意義ということで、大体地域における大きい規模の事業者であると思います。市町村だったら、市役所がその市の中で一番の紙の排出、紙ゴミを出すところではないかと思います。住民や事業者から信頼を確保する、自らの環境負荷低減効果がある、経営革新効果がある、特に職員の意識改革がある、組織における透明性、要するに第三者機関が来るので透明性を確保される、公平性というのは、企業と同じレベルで審査されるということで公平性があるということが考えられます。

ISOのシステムの大阪府バージョンですが、まずPDCAのメインシステムが中心にあり、Planがあって、Doがあって、Checkがあり、Actionがあるということです。このメインのシステムの中で、環境側面（アспект）という珍しい言葉があります。この環境側面を洗い出すという作業があって、メインがあって、目的・目標を作って、実際に管理していきましょう。その共通システムとして、ちゃんと体制や責任をはっきりさせるとか、文書を作る、マニュアルを作るというのがあります。さらに研修などの支援システムがあり、これをすべて構築してPDCAを回すというのがISOのシステムです。これが国際規格に基づくシステムです。この規格に基づくシステムを行政の施策に採用しようとするのが本当にできるのかということが、ISOを採用するときの一つの障壁だと思います。

まず、自治体自ら事業者であり消費者である。だから、率先実行計画を作る場合、温室効果ガスの実行計画に採用するには非常にわかりやすいと思います。また、サイトの問題があります。サイトとして、一つの本庁舎だけをとらえるのか、全体の大阪府でやる実行計画の対象は約800ほどですが、800サイトをすべて一つのシステムでやるのが本当にISOの基本でいいのかという議論ですが、今は大体点在していてもサイトとして認められるようになりましたので、そういうことも可能かと思

ます。

環境方針の部分は、環境基本条例が理念を謳い、その具体的な長期計画として我々が「環境総合計画」を作る。こういうオーソドックスな計画作りです。つまり、基本条例を作って計画を作る、あとはローカルアジェンダのような実効性のあるものを作ろうという流れでいいのかと思います。

ISOの仕組みは、環境基本計画の目標達成の仕組みとしてできるのでしょうかということですが、理論上は一応可能です。大きな問題点は、著しい環境側面の特定という理論ができるのかという点で、きっと理屈的に非常に難しいです。それと、その著しい環境側面の直接影響と間接影響というのが規格にあります。直接影響、間接影響のそれぞれの取り組みの範囲は、ほとんど行政施策は間接影響になっていませんかということです。つまり、自分の責任が果たせないもので目標を作ってしまうということが普通計画のあり方だと考えています。

例えば、環境の目標達成という目標にも大きく3種類ありまして、1つは環境の状況を環境基準達成率で何パーセントにしますというものです。もう1つは、施策目標です。これは自転車用道路を何m作りますというものです。3つ目が、負荷的に、例えば大阪湾へ流れる有機物質の量を何トンから何トンに下げますというものです。そのうち、実際に行政がお金を出して何かする場合に、何mしますとか、何m²しますというのは、目標を立て、責任も我々がもって実際にやっていけば、確実に目標は達成できます。しかし、環境改善を図って環境事業を達成していきましょうという目標を立てた場合、だれが責任をもてるのかということになったときに、この「責任と体制を明確にする」というISOのシステムが採用できるのかと思います。

まず、この計画の進行管理とその見直しの方向ということで、システム、毎年度する施策、立案というところですが、大阪府では基本条例で毎年「今年度はこんなことをします」ということを議会報告しています。年次計画です。実際に実施する段階では、基本条例に書かれている施策の基本方針や計画に書いてある施策の展開方法が、「一つのこういう方向で施策をやりますよ」ということもありまますし、個別計画や指針もありますので、それぞれの施策方針が、実施・運用のためのプログラム・手順・マニュアルというものに当たっていくということです。

一番の問題はチェックの部分ですが、大阪府の場合「こんなことをやりました」というのをまとめて議会報告しています。「こんな環境状況ですので、こんなことを昨年度やってまいりました」ということを議会報告して、「目標に対してどこまでいきました」「自己評価としてはこうですよ」というものまで報告して、また「白書」で府民の皆さんがわかりやすいようにオープンしているという建前です。500事業がありますから、読みにくいものになっています。具体的なアクションとしては、施策の選択において見直しをしているということです。

一番の問題はこのチェックの部分です。いったいだれがするのかということですが、大阪府では、行財政計画で新しい行政システムということで、事業評価、施策評価をして、その施策評価の目標達成についての自己評価を皆さんに公表して意見を求めていくという流れですので、それでチェックが実際には進んでいき新たな見直しの方向が見えてきています。

点検の部分では、皆さんに公表してやっていこうということだと思いますが、これがオーソドックスな二階建て構造の真ん中にある都道府県ができるレベルではないかと思うのです。市町村では、豊中市のローカルアジェンダのような市民会議を使ってされる場合が多いかと思います。市民会議で計画を作られるところもありますし、市民会議は計画を作らないが、チェック機能として作っていきましようとか、これからの問題とされているものも多いと思います。

例えば、大阪府環境審議会があります。環境審議会に進行管理を任すことなのか、市民会議に進行管理やチェックを任すのかということです。ISOで大阪府がやっているように、これだけ電気を減らしますとか、紙を使いませんというものについて自己評価をしていきます。それから、施策については議会報告です。施策はだれがいったいチェックするのかということですが、議会がチェックするという法的枠組み、これをどこまで実行するのかということが実は問題だと思います。やはり議会報告して議会にチェックしてもらおうというのが新たなる考えです。

このISOに取り組んでいる自治体の一番の問題は何かということ、首長の力はそれほどないということです。企業のトップほどの力はなくて、議会が予算を承認しないかぎり、その施策は実行できないわけです。議会と首長との関係を考えて、比較的弱いトップマネジメントしか働かないのが自治体だと考えていただけたらいいと思います。そこで、議会がはたして見直しをするのかということになるかと思います。そこをなかなか打破できないので、市民会議とか審議会とか、どちらがいいのかということを考えてはいけないということがあるかと思っています。

先程、市民会議レベルで言いましたが、大阪府では府民会議、事業者なり市町村が入って府民会議を設けて、それでやっていまいしょうということになっていますが、今回の計画作りでいろいろな方のご意見を伺ったときに一番ショックだったことは、NGOの方から「府民はいません」と言われたことです。「普通の住民レベルからいくと、市町村というイメージの市民はいる。次に国民はいる。地球人はいるが、府民なんかいません。」府のサイズのもの考える府民というのはきつくないと言われまして、なかなか府民会議で作ってもらうのはきつと不可能なのだろうということで、将来はわからないですが、今はそうなっているということです。

そして、「ローカルアジェンダと自治体の環境総合計画の関係」ですが、豊中市からありましたような整理でして、全国的には、温暖化対策が書いてあるような市民の行動計画であればローカルアジェンダだという認識があるのではと思います。本来のローカルアジェンダはいったい何だったのだろうということで、地域計画そのものをローカルアジェンダと解釈するような流れもあると思います。

そして、ISOの仕組みと環境総合計画のマネジメントシステムについては、少し考えなくてはいけない部分があるのではと思います。ただ、ISOの仕組みではなく、PDCAの仕組みは当然採用すべきでしょうし、それなりに考えていく必要があると思います。

最後に、今までのPDS、Plan - Do - Seeだけのシステムから当然のことながらPDCAのマネジメントシステムに移行していくことが必要です。最後にISOのシステムからEMASは自治体レベルのものがありますので、豊中市の例はこのEMASに近いものがあるのではないかと考えていま

す。こういう流れになるのではと思います。このためには、点検をだれがするのかというところが整理されないと、なかなか先へは進まないと思います。



総合討論

「環境マネジメントの実効性を高めるためにはどうすればよいか」

中口 後半の方を始めたいと思います。ワークショップということですので、最初の10分ぐらいはフロアの方から「うちの自治体は今こういうことをやっていて、こういうことで悩んでいます」ということを若干ご紹介していただいて、そこで出た問題点を含めて議論を進めてまいりたいと思います。

では、フロアの方のどなたかでご発言をしていただける方いらっしゃいませんか。

それでは、こちらから指名をさせていただきたいと思います。まず、池田市の「環境にやさしい課」の長森課長の方からよろしくお願ひいたします。

長森 池田市は、2年前に「環境にやさしい課」というものができまして、それから初めて環境基本計画作りにとりかかりました。「するからには市民参加で」と市民公募しましたところ、15歳の

高校生から60歳まで40人の方に来ていただきました。男女20人ずつの40人の方たちと今まで2年半近く一緒に取り組んできました。

エネルギー問題、地球温暖化防止の問題、地域省エネルギービジョンの策定、地球温暖化防止につきましても今年度中に全部合わせて作って、それからローカルアジェンダも作って、それぞれ整合をもたすということで現在取り組んでいます。担当しているうちの課自体は7名ですが、担当職員は一応2名です。現在のところ市民の方たちも2年半で一種息切れをしているような部分がありますし、職員の方も「あと半年で何ができるんだろう」と思いながら期限を切られてあせっています。

最終的には、先日の議会の厚生委員会でも、市長が「環境基本計画を議会の方にも参画していただくために、もしかすると議決のようなものも必要になってくるので、その辺も考えながらやっていきたい」というなぜか前向きな発言をしておりますので、そのあたりがうちの市では問題かと思っています。いわゆる直接の市民参加だけではなく、議会の参画という部分も含めて、全部整合性をもたせて、計画の実効性の数値目標も全部かかってきます。

それとプラスアルファとしまして、池田市はISOを取らないと私達担当課では言うております。全国の1番か2番、あるいは10番以内で取られるのはメリットがあったかと思うのですが、後ろから追いかけている市としては、「何が大事だろう」ということでいくと「精神が大事かな」と。すると、財政難の時期にお金ももったいないのではないのかと考え、環境の担当課としては環境基本計画なり行動計画の中で池田市版ISO的な、そういう環境マネジメントシステム的なものを作り上げて、それによって市としてはやっていきたいと考えています。

中口 ありがとうございます。議会の問題とかISOを取らないマネジメントシステムを目指していることなど、児林さんからもご指摘がありました論点が、いくつか出たと思います。

次は、府下で環境基本計画をすでに策定済みで運用の段階に入っている自治体の方からご紹介をいただきたいと思います。岸和田市の方はいらっしゃいますか。どなたでも結構ですのでお願いします。

宮内 岸和田市環境保全課の宮内といいます。私は、環境計画ができてから配属されました。これまでも話がありましたように、なかなか計画で掲げた目標を推進していく部分のチェックまでにはいたっていないという感じです。

環境計画の個別項目はそれぞれの担当で行っているのですが、それが計画の中で総体的にチェックしていくことができていないかなという感じです。

計画の中ではいろいろ重点項目ということで、10年単位でやるべきことを明らかにしてやっています。その中で現在動いているのが、市民会議をつくらうという部分です。ただこれもこれから市民会議の立ち上げに向けてどのようにしていこうかと暗中模索している段階です。自然の部分では里山とか身近な自然を大事にしようということで、市内に1つ、小さい独立峰の神於山という山があるのですが、そこで2年間市が主催して自然のノウハウを持っているグルー

ブに指導をお願いしまして、市民の方を対象として里山の保安全管理のリーダー養成をしました。その講習を終えた方が今年の4月から自主活動ということで、月1回の保全活動をすすめています。

計画の中の推進項目について、一つずつ徐々に進めているという状況です。

中口 ありがとうございます。

それでは、遠方からもおみえになっていますので少しお聞きしたいと思うのですが、熊本市の方はいらっしゃいますでしょうか。最近、環境協議会ができたばかりだと思うのですが。

永目 熊本市環境企画課の永目と申します。本市では、「環境総合計画」の第1次計画を作ったのは全国的にも早く、平成4年度に作りました。まだ数値目標とか、市民の推進体制とかいったものが整っておりません。

昨年度、第2次環境総合計画ということで改定をちょうどしたところです。その中で昨年2月から8月まで一般公募市民を含む30名ぐらいの市民団体で、全13回、ワークショップ方式で提言をとりまとめて、その中にパートナーシップ組織といったものの位置付けが明確にありました。8月の提言後、10月～12月ぐらいにかけて3～4回、その組織のあり方を議論して、ちょうど今月から発起人会ということで、具体的な推進体制を議論する場を設けようと思っています。市民環境団体にしてもそれぞれがいろいろな目的で活動をしています。

また、それぞれがいろいろな環境に対する思い入れがあり、ベクトルが違う中で、同じ一つのネットワーク組織の中でどういう議論になって何ができるのだろうということを非常に不安に思っていて、今、豊中市の川崎課長補佐にその辺の教をを請うているところです。その辺が悩みかなというところです。あと、ローカルアジェンダにつきましては、「環境総合計画」の中に包含するという位置付けで、特に個別にローカルアジェンダ計画は作っていません。一緒に市民、事業者、行政という3者の立場から計画をとりまとめています。

中口 ありがとうございます。大変大規模な市民参加で手作業を進められたということですか。

今度は、都道府県レベルでも少し議論を深めたいので、滋賀県の方がおいでになりましたらお願いします。滋賀県の場合にはISOを取って、「環境総合計画」も見直し時期にかかっているのではないかと思います。その辺の状況も含めてお願いします。

古川 滋賀県の環境政策課の古川と申します。滋賀県は平成9年10月に計画を策定し、3年が過ぎまして今年4年目になりました。

昨年からは計画を見直さなければいけないということで、やはり公共事業でもそうですが、行政が一方向的に決めてやっていくと、あとで一般市民や県民から批判を被ります。最近の市町村の基本計画策定を見ておると、やはりオープンな市民の参加がなされているということで、今度の見直し計画でも県民参加を早い段階でしたいというところはありません。やはり市町村レベルと同じように、都道府県レベルでは県民の参加をどのようにするかというのがなかなか難しいところがありまして、やっても中途半端に終わってしまうところもかなりあるのではない

でしょうか。その辺でかなり頭を悩ましております。

しかし、早い段階で行政だけで諮問に至るまでの中身を決めていくというのは、やはりいかなものかというところがありまして、今年の予算の中で「元気のある方検討会」というチームを作って、今ある計画についてざっくりばらんな意見をもっていただく検討会を作ろうということで予算がつかしました。都道府県レベルで計画を見直すようなときに、県民の参加を求めてどのようにしていくのかというところで頭を悩ませております。

それとISOとの関係ですが、今年でちょうど3年が経ちまして、目標設定値を見直す段階です。総合計画は1年そのあとになっておりまして、去年までですと、総合計画の見直し時期とISOの目標設定値を見直す時期を一緒にしようということでもうよかったのですが、今年は「湖沼会議」があるので、見直しを1年延ばせという話になりました。ISOの中に総合計画の一部を目標値としてかなり扱いやすいものを入れてあります。最初のときは、動きやすいところ、やれるところからやっっていこうということでもうよかったのですが、今回の見直しは、総合計画と同じように、どのように総合計画のものを取り入れてやっっていくのかということも含め悩んでおります。

中口 どうもありがとうございます。

ほかにこういう悩みを抱えているのだが、こういうことについて議論をしてくれないかという方がありましたら、ぜひ出していただきたいのですが。

それでは、事前の申込書から1点ご紹介をします。

堺市の方から、「環境マネジメントのPDCAについては、抽象的な目標数値の設定とその到達度によって進行管理を追求しても、結果として形式的なつじつま合わせに終わる可能性があります。これを回避するための具体的な取組事例と事例評価をお尋ねします」というご質問が来ております。

基調報告、話題提供、いくつかの自治体のご意見の中からいくつかの論点が浮かび上がってきたと思います。最初に私が問題を投げかけましたが、環境基本計画の達成状況を測るツールとしてISOが使えるのかどうかと、あるいは、別に環境基本計画を策定しなくてもいいわけですが、その環境政策全般のPDCAを回すとしてISOが使えるかどうかということです。

その中でも、今、滋賀県の方がおっしゃったように環境基本計画の中でいくつか政策が出ている、あるいはその計画を作っていないところでも環境に関連する施策というのはいくつもあります。環境基本計画では、それが体系化といっても単なる羅列に終わっていたのですが、ISOでは、環境側面の抽出、評価が求められています。その環境側面抽出、環境影響評価手法を使って施策の優先順位付け、施策のスクリーニングがどの程度可能なのだろうかということが、1つ挙げられると思います。

もう1つ議論したいと思いますのは、池田市から出た、計画を作る過程で議会の参画というものをするか、あるいはPDCAの中にどういうふうに議会が絡むかということです。これ

は児林さんの方からも、チェックはだれが行うのかということで問題提起がありました。ISOというのは、議会がチェックするわけでも市民がチェックするわけでもなく、その審査登録機関がチェックをする仕組みです。行政というか、自治体のマネジメントの仕組みとして、ISO型の仕組みがはたしてどこまで使えるのか、どういうレベルで使えるのかということがあると思います。

3点目はISOと離れるのですが、計画を作る段階、それから運用の段階における市民参加ということです。運用に入った段階で市民の方というのはさまざまな問題意識を持っておられて、必ずしもベクトルが一致しません。その中で、そういう方たちの意思を尊重しつつ、その基本計画の理念や目標とどう結びつけてそういう活動を推進していくのか、結局、掲げた目標とは全然違う方向で市民の方が活動を望んでいる場合、計画の目標を見直すのか、あるいは市民の活動として勝手にやっていただくのかなどいろいろな問題があるのではないかと思います。

話題提供の方からその3点のうちのどれでも結構ですのでご意見をいただければと思います。

最初に、基本計画のスクリーニングという点で、吹田市では、その実施計画の施策を環境影響評価された中から選んだということですが、それなりにうまくいったという感じでしょうか。簡単にお話しいただければと思います。

山中 どういうふうを選んでいこうかといういろいろな考えたわけですが、当然、実行計画、実施計画というものがどこの市の中でもあると思います。そこから、当然ながら環境基本計画に掲げております分をマッチさせるというか、そういう施策事業をとりあえずは選んで抜き出してきたということです。当然その中で各現課が、例えば「3年でこういう木を植えます」「こういう道路を何メートル作ります」と挙げていけば好都合ですが、やはり抽象的なものが多く、金銭的なものは当然3年の中で挙がっているものが少ないですので、その辺をどういうふうを選び出すか、スクリーニングするかが困難です。

それは現課と私らの経験でヒアリングというか調整しながら、こういうものを目的にして取り上げてやっていきませんかということが、総合基本計画で実現していくことになりますので、そういうふうによくピックアップしてきます。当然、影響評価という方法で自主的に決めるものです。はなはだ好都合な解釈をさせてもらって、評価する、早くいえば点を与えるものは都合のいいふうにさせてもらいました。要は、3年なら3年、1年なら1年である程度の成果が出てこない、やはり行政ですし、税金を使ってやりますので、対市民・対議会からの指摘等も出てまいります。「できないものにあげるわけには」となってきます。その辺の配点をちょっと上手にするというか、そういう工夫も多少行ってきました。

これは基本計画の実施のテコ、あるいは道具、武器と言うのでしょうか、実現についてそれなりの効果はあるのではないかと。私は、それをぜひ使っていきたいと思っています。そういうことで、私どもはマイナーなセクションですので、現課に環境施策をより以上に重点的にやっていただく。同じ木を植えるにしましても、人口密度の高いところがありますので、緑への二一

ズが高く、例えば「町にスギを植えるようなことはやめて」「虫や鳥が来るような木を植えていきましょう」ということができるのではないかと考えている幸いです。

中口 川崎さん、児林さん、今の点に関して何かございますか。

児林 ISOのアセスメントというのは、このルールでいきますと決めて、それを点数制にして、何点以上とれていますが、その点のつけ方が影響範囲だとか負荷の大きさであるとかを自分で作れるわけです。それを施策のスクリーニングにするというのは多少可能だと思うのですが、施策を選択するのは首長だと考えていいと思うのですが、その行政のトップが施策を選択するときに、その決めた点数で決めるはずはきっとないと思います。政治家としてこれを順番にいくというのを決めていきます。ただ、ISOを作ったような、例えばルール化して、この点数化をしたものをそのままさっきのスクリーニングで順位付けするというのは、きっとシステムを作っても機能しない可能性があると思います。「こっちの方が点数は高いのです」「何言ってるんだ、こっちの方が市民にとっては関心が高いのでこっちが優先だ」という選択をして当然ですので、そういうルールを作ってもきっとルールどおりにはならないというところがあるので、理論的には可能ですがなかなか使いづらい。「うんわかった。君らの言うとおりだ」と思ってくれる首長以外の首長の方が環境に対する関心が高い方が多いと思いますので、「使えるのかな」という気はします。

中口 今回の点に関しては、私も環境側面抽出、環境影響評価手法に関して研究をしてきているわけですが、まさに児林さんの言うとおり、現実には施策選定、選択というのがISOの点数付けとは別のところで決まっているのが実情だと思います。だからできないということではなく、むしろ私の立場から言うと、その点数付けがある程度首長の判断材料になるような方向に、やっぱり改良していくようにしないと意味がないと考えています。

例えば、その市民の関心の高いことから優先的に施策をやっていくと首長が判断すると、児林さんがおっしゃったとおりだと思うのですが、だとすれば、その環境影響評価の点数づけで、市民が重要だと考えることの点が高くなければいけないと思うのです。ただ、今のISOで使われている環境影響評価や環境側面抽出の方法は、市民の重要度というのが全く点数として反映されていない仕組みになっています。ですから、そこは変える余地があるのではないかなと思っています。

児林 ヒントになるかと思うのですが、公共事業で何を優先的にやっていくかを決められている典型的な例が岩手県で、評価の仕方が非常にいいと思います。あれは知事が、このルールでいくと、作れということで作って、それに基づいて試行錯誤しながら選択されているのです。トップがこの方法でやれとって挙がってきたものを採用されています。私は、あれこそトップマネジメントによるアセスメントだと思います。要するに、決める人が決めたルールで出たものを、それに従っているところがありますので、それがヒントになるのではないかと思います。

中口 ありがとうございます。川崎さん、何かコメントありますか。

川崎 先程、間接影響、直接影響という話もあったのですが、行政なり首長が政策判断する場合に、市民の行動をとまなうような間接影響の部分まではなかなか行政が管理できない。そうすると、どうしても直接影響の部分に限ってくる。そうするとその直接影響に関係して、その部分に市民がどれだけ発言なり、関心をもつのかというところがあると思います。ですから、間接影響、要するに政策影響のところの話と、それからISOで確実に行政がマネジメントできる部分の話と切り分ける必要があるだろうと思うわけです。

だから、そのスクリーニング・ツールとか、そういった市民のアジェンダ設定を受けて、それを施策判断にしていくための仕組みというのもあるのですが、それはISOの仕組みだけだとどうしても直接影響に重みがいけますから、少し別のツールを考えないといけないのではないかという気がします。

中口 市民の関与ということに少し議論は進んでくると思うのですが、その前に、先程の2点目の意思決定です。結局、ISOでの議会や市民の関与の限界性、あるいは審査登録機関が本当にその地域がわかっているのかという資質の問題があると思うのですが、その辺に関して少し児林さんの方から補足的な説明をお願いします。

児林 チェックの部分で一番大事なものは、目標に対してそれを把握している人が少ないという話がありました。把握できない目標を目標にするからなのです。把握できない目標を目標にしますので、当然、把握できないからやらないで終わりますので、あたりまえのことですが、まず把握できる目標を目標とする。長期的には無理だと思いますが、短期的にはそれが大前提でされるということです。自己評価をする必要が当然あると思うのですが、この自己評価が難しいのはすべての主体が取り組まなければいけないようなかたちになりますと、自己とはだれかということですが、少なくとも行政施策がある場合は施策を担当している、例えばどこかのセクションの課長がどこかの目標に対しての責任者だというふうに、ISOの規格みたいなものを作って、そこが毎年自己評価をすると、こうですよというのを当然公表する。

誰がそれをチェックするのかですが、議会はさておいて、例えば市民会議型であれば市民会議の方でしていただくということも可能でしょうし、審議会でもかまわない。審議会も「審議会なんて、行政が主導的に作ったペーパーやないか」と一部の人に言われますので、結局、審議会に任ずるのもいくら公表しても公開してもそういうことを言われる。であれば、一番簡単なのはパブリックコメント制度かなと思います。自己評価は意見を言った方のパブリックコメントをとって、それに対して必ず行政が説明責任を果たして公表していく。こう見直しましたというルールを作れば、これはすばらしいまさに市民参加、府民参加というかたちになるだろうと思います。

ただこれが難しいのは、批判的な意見しかこないということがあって、なかなか踏み切れないということになると思います。それに答える担当部署が嫌がるとか、行政の中ではよくあると思うのです。でも、それを突き崩していかないかぎりできないだろうと思います。大阪府であ

れば、「府民の顔が見えない」と言うてはいけないのですが、府民サイズでものを言うていただくところが実際にあるのかということがあります。市町村レベルの中では実際に顔が見える方々から意見が出てくるでしょうから、そういう意味ではもっと適切な方法が見えてくるので、うらやましいという気持ちもあります。市民会議を作られるときのパートナーシップでお互いの顔を知っている同士の方々から意見が出てくれば、いい意見が出てきて、建設的な意見も出てくるようになります。最初は障壁があっても、市民の方、あるいは事業者の方に意見をもらって、それを点検とするというふうにするべきではないかと思えます。

中口 追加してお聞きしたいのですが、今の話で外部評価の部分は、審議会、市民会議なり、あるいは府の場合はパブリックコメントということですが、これはやっぱり審査登録機関では無理ということでしょうか。エコオフィスの部分はさておいて、地域全体に波及するような施策に関してISOの仕組みで審査登録機関が外部評価するよりは、その部分はやはり市民なり市民が入った審議会なりがチェックをする方がいいのではないかという考えでしょうか。

児林 エコオフィスのように、目標が必ずあって、それをだれかが必ずマネジメントして、責任をもって、どういうシミュレーションをして、案やプランはどうしていくというきちとした規格に基づいて流れを作ったものを外部審査するのは非常に簡単だと思うのです。「こうする」と書いてあって、「あなたこうすると言ったじゃないですか、やってないじゃないですか」と言えばいいだけです。でも、実際の環境施策については、そのところが非常に見えない部分があるわけです。だれかにやってもらわなければいけないとか、間接影響に非常に大きな部分が出てきます。ですから、「これは事業者にもやってもらいますよ」とか言って、できるだけ誘導方策をもって、行政が何かをされるとか、市民の方に参加してもらうためにこのワークショップなり開いてやっていきますよというところで、ある程度あなた任せの部分もあるわけです。その部分を外部審査はだれに対して言うてくれるのかということなんです。市民に向かって「あなたたち、やるって言ったじゃないの」というふうには言うてくれないわけですから、その外部審査を審査員ができるような気はしません。そんな能力があればどこかの首長になっているぐらいの人かと思えます。

中口 吹田市の場合は、基本計画の施策がいくつかISOの目的の基本の中に入っていると思うのですが、今、児林さんがおっしゃったように、市民が実行しなくてはできない部分というものも入っているのでしょうか。それとも、市がやればいい、やれば済むというものでしょうか。

山中 市民が、例えばボランティア的にその地域のクリーン作戦ということに取り組んでおります。したがって、今おっしゃったように、当然責任者は市民ベースなら市民ということになっておりますが、その辺が、まさか市民団体に「なぜ」ということにはなりません。直接的に言えるのは、部門なり部局の人間でしょう。

中口 豊中市の川崎さんのところは、ISOによらないでそれができているのかどうかという、そのあたりを話していただきたいのですが、外部評価の部分を審議会とかあるいは中間報告会でや

っているわけですね。それが本当にできるのかという話も含めてお願いします。

川崎 中間案の段階で、豊中市の場合、議会の決算委員会の前に公表するのですが、見ていただいた方は大体わかると思うのですが、もう読む気がしない文章の報告書です。これはこれとして問題点ではあるのですが、これでどうのこうのという議論には前回の議会の中ではならなかったのです。本当は議論になってほしかったのですが。

ただ、環境フォーラムというのを行ってまして、首長や各部長級の職員も出ています、関心のある議員も来られています。そこで、市民がいろいろ課題とか提案とかされます。そういうのをじっと聞いておられて、それを踏まえて、その次の3月の議会なりでまた問題を提案されるとか、府議会前に首長なり政策部局といろいろ相談して政策化してはどうかという話をされます。そういったことが可能性としてあるわけです。だから、議員は直接関与しなくてもそういったかたちの別のいろいろ関与をするための場、要するに直接市民の声を聞く場があれば、そういった行動が行える余地があるということが言えると思います。だから、そういう意味での可能性はあるのではないのでしょうか。

ただ、我々はこの議論をするときにいつも思うのは、オフィスの話をしているのか、あるいは公共事業の話をしているのか、政策全体の影響の話をしているのか、それによって、皆違ってくると思うのです。市役所が「私のオフィスのごみを何パーセント減らしましょう」「電気をいくら減らしましょう」という議論をしているときに、それにあまり市民は関心がないので、「市役所がごみを減らすならごみ減らせばよい。それは悪いことやないから減らしなさい」となります。ただ、自分が受けている公共サービスで、例えば「図書館の本が少ない」「環境の本が少ない、もっと増やせ」という意見なら市民がかなり言うでしょう。あるいは、ごみの政策で、自治体が「今は5分別しているのを水俣市のように32分別にしたい」と提案したときに、それを実施したけれども、その結果、市民が協力してくれなくて、それで政策効果が上がらなかった場合は、これはやっぱり「市民が協力しなかったから悪い」と言えるかどうかということがあります。要するに、行政がそういう施策をいろいろしても、結果、ごみが減るか増えるかというのは市民の協力によるわけですから、市民が協力しやすい政策を役所がどれだけ選んで、うまくそれを発信しているのかということになります。だから、市民が協力しやすい政策を出すというのがポイントでしょうし、もっと言えば、豊中市のパートナーシップという組織で政策を打ち出せば、市民が自ら自分たちでごみの減量をこれだけにしたいということのアジェンダで作るわけです。そして、自ら計画を作って、自ら自己決定、自己行動ということをやります。そういう市民の行動というのはどんどん広がっていきます。とはいっても政策効果としてのごみが確実に減るかどうかはわかりませんが、数値はずっとモニターしていますが、そういった行政の施策や市民自身の行動の効果は出ます。

要するに、政策影響を見る場合に、行政が直接的にそのISOや何かで目標設定しても、やっぱり市民自身がそれをどう受け止めるかということによるわけです。ISOという一つのツ

ルで全部市民の行動まで管理することは、これはもうできない話です。だから、アジェンダとか別の仕組みなりを作って、市民自身が自ら目標を持って行動するような仕組みをどうやっていくか、市民が掲げる目標と行政が掲げる目標が一致すれば一番いいわけです。多少それはずれていてもその方向性はある程度一緒の方向を向いていれば可能なのではないかなという気はしています。

中口 市が政策を作って、外部評価を市民にしてもらおうというところから一歩進んで、市民が政策を作るというか、自分たちの目標を自分たちで考えて自らチェックすると、一歩進むとそういうかたちになると、豊中市ではそこを目指しているということです。

今、議会の話が少し出たのですが、議会よりもまだ市民の方がそういう点検能力があるとお考えですか。本来だったら議会がそういう政策の点検をしなければいけないわけですよね。

川崎 右肩上がりのときの、要するにインフラ整備ということが明らかな場合は、議会が結構チェック機能あったと思うのですが、今の政策は市民の身近な足下の課題に変わってきていますから、ある特定の地域の利害を代表している、ある特定の業界を代表しているという議員が、なかなかそういうものをチェックしきれない部分がきっとあるのかなという気はするのです。だから、それぞれの役割がたぶん変わってきていて、その役割をどうしていくかがこれからの課題です。多くの人が計画作りや目標作りに関与していくと、最初の段階でその関与がないことにはあとあとにも責任が持てないでしょう。そういう意味でいうと、池田市が計画作りの段階で議会の関与を求めていくということは、きっとあとのマネジメントにも議員の方の関与にも責任を持っていけるのではないかなという気はします。ただ、そのときにどういう役割が議会にふさわしいのか、その辺が少し工夫がいるのではないかなという気がします。

中口 ありがとうございます。

もう3点目の論点に話がきていると思います。たぶん、市レベルであれば、そういう直接参加などの方法が取りうると思いますが、滋賀県や大阪府から話があったように、府県レベルになるとそれがどこまで可能なのか。今回はあまり府県レベルの方はいらっしゃらないのですが、遠方から静岡県の方がおみえになっているのでしょうか。静岡県の場合は「環援隊」という非常にユニークな県民とのパートナーシップ組織をお作りになっていると思うのですが、そのあたりも含めて少しご紹介願います。

嘉茂 静岡県の環境政策室の嘉茂と申します。「しずおか環援隊」という組織を、昨年、事業者団体、NPO、県民の代表者30名で作りました。確かに市民レベルと県・府の中の位置付けというのはすごく難しいのかなという気はするのですが、その中で、県の中の環境政策および環境についてどういうふうにしていったらいいだろうかとということで会議を持ちました。今年の3月に「しずおか環境宣言“H O P E”」という行政版と事業所版、県民版ということで、身近にできる30項目のチェック表というのを作成しました。環援隊のメンバーも含めて、県民の皆さんに広げていこうということで位置付けをしています。

本県も環境基本計画につきましては平成9年に策定しまして、本年度は見直し段階にきています。その中でも、環援隊のメンバーに今月の8日に集まっていただきまして、その基本計画の羅列してあるものについて意見を聞きました。昨日、環境審議会を行いまして、今、基本計画の企画部会で行っている報告等をしています。13日～15日に「静岡環境福祉技術展」という環境フェア等もあり、その中でも「しずおか環境行動宣言“HOPE”」もします。HOPEというのは、Harmony（ハーモニー）のH、Obligation（オブリゲーション）のO、Paradigm shift（パラダイムシフト）のP、そしてEnjoy（エンジョイ）のE、その頭文字をとってHOPEと名付けました。この場所においても皆さんに環境について考えていただいて、考えるだけじゃなくて行動に移ってもらおうと、環援隊のメンバーも、参加呼びかけというのを数多くの方にいただきましたので、そういう意味ではパートナーシップで県と環援隊のメンバーが対等のレベルで行っているかなという気はします。

中口 活動内容については、県の方からある程度「こういうことをやってください」とお願いすることが多いのか、あるいは「こういうことやりたい」というのが自主的に出てきているのでしょうか？

嘉茂 前回行いました中では、HOPEという環境行動宣言があり、その参加呼びかけをするにあたり、環援隊のメンバーが県内各地に散らばっていて、消費生活展とか環境フェアがありますので、そういうのでやりたいとか、環援隊のメンバーにNPO法人の代表者の方がいらっしゃるので、独自に行動宣言を広げていこうという活動もしております。県においても、こういう事業がありますのでそのときはよろしく願いますということも行っていますが、県が一方向的にやるということではなく、環援隊のメンバーの中で自主的にやっていただくこともお願いしています。

中口 ありがとうございます。今、県の役割として少しヒントになるようなものが少し出てきたと思います。そういう地域に広げていくための市町村とのつなぎ役としての県民の位置付けみたいなもの、そういうところを県が組織するようなかたち、あるいは基本計画の中に掲げた施策を直接実行するというのは難しくても、見直しのときに意見を聞く。先程、児林さんの方からもパブリックコメントなら可能ではないかというご意見もあったと思うのですが、そういったレベルで県民の方にかかわっていただくというものもありうるかなという気もしました。

それで、もう少し市民の方がかなり積極的に活動されているような市町村から少しご紹介をいただければと思うのですが、「自主的に市民がこんなことを始めています」というところがあれば、ご紹介いただけないでしょうか。もう1回、池田市という要請もあるのですがいかがですか。

長森 この「エコジャーナル」という本ですが、この本は自主的に集まられた市民で2年半ほどいろいろ勉強された中で、自分たちで広めるためのツールを持ちたいということで、こういった冊子を季刊で作る予定になっています。これは創刊号ですが、これを基に自分たちの活動を広げたいと思っておられます。

どこでも環境に関する団体はたくさんあると思うのですが、それぞれの意識が同じ目標に向かっていることが多いでしょうが、このエコスタッフというのは募集したわけですから、皆さん40人とも違ったわけです。それが2年半でやっと自分たちの思いが共通項になられたのです。市民の中のマネジメントやコーディネーター役、行政とのコーディネーターとかを目指して、今新たなNPOを目指しているというところなんです。ですから、大きなことは言えないのですが、それぞれ自分たちの中の思い、例えば山が好きな方、ゴミが好きな方、環境ホルモンが好きな方とかいろいろあるのですが、その人たちがみんな集まってやっているというところが、少しだけ、なんとかの自然の会とかという一つの集まりとは少し違う部分でやっているかなというところなんです。

中口 ありがとうございます。ほかにどうでしょうか。おそらく池田市にしる、豊中市にしる、最初から結構熱心な市民がいらっやって、もう何年も前から活動されているという背景があって、わりと市民が率先して活動していくということに結びついていると思うのです。実際、多くの自治体の場合はそういう市民の方がいないところが多くて、それでいきなり環境基本計画を作らなければいけないとか、そういうところが実際問題としては多いのではないかなと思うのですが、川崎さん、何かヒントになるようなことはございますでしょうか。

川崎 おそらく豊中市の場合もそうですが、市民の方はとにかく行政に不信を持っていて、それが普通だと思うのです。ですからそれが普通だと考えて、市民の中でもわりとやっている方とどうつながって一緒に行動するかが大切だと考えています。元学校の先生も結構行政の方の知り合いも多いから、そういうところで結構いると思うので、たぶん行政が知らないだけじゃないかという気はしますが、そういったところにうまく働きかけていって、最初の不信感を取るようなことがうまくできればだんだんと広がっていくのではないかなという気はします。

やはり行政が押し付けや描いた絵をぱっと見せて、それでずっと言うことを聞かそうと思っても絶対にうまくいきませんから、そのときにそれを一回リセットする。それがあれば、市民は「あっ、リセットしよった」、「一応こいつ信用できる」と見ていただけます。要するに、立場も考え方もみんな違うわけですから、足がかりをつくりやすい方々にまずアクションしていったらどうかなという気はします。

中口 ありがとうございます。市民とのパートナーシップはもちろん大事ですが、意外とそれがうまくいっているところでも、なかなかうまくいかないものとして事業者とのパートナーシップがあります。企業の環境管理活動と自治体の環境管理活動をどう結びつけていくかというところがなかなか悩ましい点だと思うのですが、市内に大きな企業がおられるようなところで、その辺の状況についてお聞かせいただければと思います。

遠方から来ていらっやる方で豊田市の方はいらっやいますか。状況をお聞かせいただければと思います。

豊田市 私どもの市が去年ISOを取得して、実は環境基本計画は時代に合わないということで今年

リニューアル中です。企業とのパートナーシップということになりますと、私、環境部に配属になりましてまだ2年目で、実はISOの管理ばかりやっているものですから詳しくないのですが、環境行政という立場からいえば、旧来の公害防止協定の中でそういった協定を結んでいるという間柄にはあります。

ただ、企業城下町ですので、環境部というのが新しいものですから、市政全体にいくと非常に影響力が大きいです。財政だけではなく、当然10年前までは全国的にも若い市と言われていたのですが、時代の波で高齢化がどんどん進んでおります。そういったところで、企業が環境の視点だけではなく住民活動全体のパートナーシップにも積極的です。

愛知県というのは俗に言う田舎なのです。それで、人口こそ35万人いるのですが、面積は豊中市の10倍もあるのです。その自然の中に工場が突然日本全国から来て、昭和50年代は元の住民と入ってきた住民がなかなかコミュニティーがとれないというところで、実はそこで新しく町が生まれ変わった経緯があるのです。行政が、古い言い方であればばらまき行政だったのですが、その効果が若干他の市からすればあるのかなというのは、作られたコミュニティーですが、ゴミの問題についても、そのほかの問題についても、問題はあるのですが、地域がそれなりに行政のある意味でよき理解者になってきています。その中で、企業の従業員というのも大きな役割を果たしています。つまり、関連を含めると7割以上になりますので、当然企業そのものもそうですが、市民としても大きなかわりをもっていると言えます。

愛知県の郡部の市と大阪府で一番違うと感じているのは、豊田市は職員が約2800人いるのですが、ほとんどが市内在住か周辺の町なのです。当然、名古屋市などに行くと市外の方の職員が多く私たちは市の職員でもあるのですが、市内の地元に入る場合があるということで、その辺が若干違うのかと思います。

今日、なぜ私が参加したかということ、実はメインテーマではなく、話題提供のところの「ISOと基本計画のかかわり」を一番聞きたかったのです。ずっと話を聞いていて、総論賛成各論反対の立場でそれぞれが言われたことに思わずうなずいてしまいました。ISOはツールとしては優れていると思います。市役所の中では、今までは縦割りで、庁舎の中では環境といえば環境部の問題になってしまいます。それは、県庁でも一緒だと思うのです。だけど、まがりなりにもトップがやれとって一つのルールでやっていくということです。

例えばエコオフィスだろうが、直接影響だろうが間接影響だろうが、それは私にとってみればどうでもいいことで、一つの仕組みで上から下まで動くということに、今までにないものをすごく感じました。システムとしてはありますので、何も私どもの市もISOを取得しなくてもよかったのです。それぞれの規律あるルールがある。しかし、環境を機に一回こっちに目を向けさせ、それは環境部だけがやるのではないというインパクトを与えたと思います。ただ、これは放っておけばすぐに埋没してしまいます。

それと環境基本計画というのは、ある種の今まででいえば「夢」だと思うのです、将来のまち

づくりですから、その中に実効性を担保するということになる、「現実的な施策」という市民に目の見えるものということになると思うのです。それをやはり一つの絵では描けないと話を聞いていて思いました。ISOのように仕組みで管理できるものは管理できる状態になったら管理すればいいのであって、夢は夢で語り、それが住民とのパートナーシップの中で実現に向きつつあるところでかたちにしていけばいいのではないかと思います。

中口 大変いい意見を言っていただきました。確かにISOの優れているところは、おっしゃったように、とにかく今まで環境行政は非常に力が弱かったのを、首長のトップダウンで動く体制を作りえたことです。外からチェックされるという文化が行政にはなかなかなかったところを大きく変えたということで、これはやはり特筆に値するべきものかと思います。それをISOなしでできたのかということです。要するに、ISOに頼らずにこれからEMSを、いいマネジメントシステムを構築しようというところであっても、他の自治体でそのISOを使っているところがあるのと、全く一つもない状態では全然違うだろうと思います。ISOの前例があることで、そのISOに頼らないマネジメントシステムも構築しようという時代にきたのではないのでしょうか。

そのあたりも含めて何かご意見があれば出していただきたいのですが。

長森 府県レベルと市町村の話ですが、市町村で基本計画などを作ると必ずパーセント、特に省エネルギービジョンなどでいきますと何パーセント削減とか出てきます。あるいは、基本計画でも担保するとなると、やはりそういう必要も出てきます。その集合体としての都道府県というのではないのでしょうか。都道府県というのは当然、都道府県の中で何パーセントとかいろいろ決められます。そのときに向かわれるのは、たぶん府民だったり県民だったりするのですが、その間に市町村というのがあって、その整合性をどのようにお考えになるのかずっと気になっています。

中口 市町村の目標を積み上げていったら、本来は府の目標になるはずだということも含めてだと思うのですが、児林さん、いかがでしょうか。

児林 おっしゃる数値目標は、当然、府県レベルで大阪府の場合はすでにもっているものが多いと思います。それが市町村単位に数字があるわけではありません。これだけのものの活動に対して原単位方式でかけていったりしますので、それを市町村レベルで考えていけばいいのでしょうか、ただ、同じ方法、同じ指標を使えば整合性はとれているかたちになると思います。ただ、各市町村の足し合わせでそういうふうになるかということ、目標がない市町村もありますので足し合わせでは決してできません。足せるものとクエスチョンマークのものが当然ありますからできません。ただ、府域全体での目標値はすでにあって、何をすべきはありますから、それを整合性と見るか、上から押し付けられてると見るか、せっかく市町村がされるものはされるものとして全体として把握している府県の考え方だということでご理解いただくことになると思います。

- 中口 環境情報のレベルでの共通化みたいなものがもう少しできればいいと思います。例えば市町村レベルでNO_xの排出量とかを算定しようと思うと、それだけでものすごい労力がかかります。それを府の方で、自動車公害防止計画とかで一応5年ごととか、市町村別に排出量を算定し、それを各市町村に提供するということがもっとあっていいと思うのですが、どうでしょうか。
- 児林 可能だと思うのですが、例えばそれを道路一本でみているわけです。道路一本をどこで区切るかです。この市町村はここでという区切り方をするのでしょうか。交通全体のネットワークの中で排出量を算定します、それで他府県との間で境界条件をもっていくわけです、すべての市町村が境界条件をもっていくことに府県レベルではきっと意味がないと思います。基礎データがありますから、それと同じ手法でやられるのであれば情報はお渡ししますし、全部データがありますから、それぞれを切り割っていくことだと思いますが、ただそのNO_x排出量全体を見たときに、それが切り口になったときに、それを市町村レベルで切り割っていくというふうに皆さんお思いなのではないでしょうか。そこがちょっと気になります。
- 中口 たぶん、そうせざるをえないのだと思います。それは今、計画目標の本質の部分をおっしゃって要するにその大気汚染対策みたいなものが一市町村でできるのかどうかと、目標設定を立てても結局、通過交通が8割の地域で目標設定しても意味がないのではないかと、その本質論に戻ってくると思うのですが、その辺を川崎さんのところは計画の中でどういうふうに考えていますか。
- 川崎 一応、大阪府に行きまして、その基礎データをもらいました。少なくとも市町村ができるのは、やっぱり市道というレベルで、府道とか高速道路とかはできないですから、そのレベルのものを対象にして考える。そのような考えで切り分けたのかと思っています。
- 中口 吹田市の場合は通過交通が非常に多いと思いますが、その辺をどういうふうにお考えになっていますか。
- 山中 私はあまりNO_xとか詳しくはないのですが、環境基本計画の中で大体どこの市町村も国の環境基準をすぐ適用されていると思いますが、私ども、NO_xに関してはもう一段厳しいことを乗せておりまして、常に「具体的にはどうなるのか」ということにすぐになってしまって、率直なところ困っています。名神と中国道が走っておりますし、市道レベルでどのぐらいか。これはあくまで、「こういう街にしたいなという理想を描いているだけ」と言わなくてはしょうがないのかと。ちょっとNO_xは特殊な事情、過去の公害審議会といていた時代からあったようで、かなりシビアなものに実のところなっています。そして、市町村レベルでその具体化はどのようにもないなというレベルです。
- 中口 運輸部門のCO₂排出量の目標設定をすれば、またこれも全く同じ問題になるわけで、特に運輸部門の温暖化対策に関しては、市内の方がいくら車に乗る機会を減らすとかアイドリングストップとか努力しても、通過交通が増えてしまえばいっぺんにその目標が吹っ飛んでしまうという難しさがあると思います。

それで、皆さんにお尋ねしたいのですが、地球温暖化対策の実行計画、これは法定の温暖化対策基本法に定められている実行計画です。義務付けられた実行計画を策定済みの自治体はどれくらいいらっしゃいますか？

それでは、今の策定中だという方は？

一番前の方にどういうところがそのときに苦労されているかということをお聞きしたいのですが。

園田 枚方市の生活環境課の園田と言います。

実行計画については、今データの収集の最中という状況です。ISO認証取得の取り組みをして、この10月の1日～2日が最終の審査の段階です。ひとまずそちらの方へ担当がシフトしていますので、実行計画についてはISO認証取得後、具体的な内容にとりかかるということになっています。データ収集で難しい点が、いわゆる電気の使用量で市道とか街路灯の問題をどうするか、あとゴミのプラスチックの含有でかなり苦労しています。

中口 ISOの場合は、本庁舎だけに限ることもできるので、わりと電気の使用量とか算定しやすいのですが、実行計画になると今度はすべてのものが含まれているので、今お話があったような街路灯とかそういう定額の電力をどう把握するのかということは非常に難しい問題だと思います。こういった情報交換、市町村、あるいは府と市町村の情報交換をしながら環境政策を進めていくというのは非常に重要だと思うのですが、そのあたりで環境自治体づくりネットワークの一員である池田市の乾さんの方から、活動についてお話をいただきたいのですが。

乾 私どもは、「環境自治体づくりネットワーク」というグループを作っています。平成11年度に財団法人大阪府市町村振興協会が主催しました「ISO14001を中心に環境自治体づくり」という共同研究を行いました。その参加者が主なメンバーで、現在6名で活動しております。平成12年度より2年間の共同研究を行っておりますが、今回のワークショップにつきましては、私ども研究会の目的である環境自治体づくりに関する資料作りにもなっております。環境部門に属していないメンバーもおりますので、具体的に各地の事例をお伺いいたしまして非常に勉強になりました。

中口 ありがとうございます。環境自治体作りという目標が、環境自体会議の目標とも一致したので、今回ジョイントさせていただいたわけです。

最後に、環境自治体作りの今後の方向等も含めて、事務局長の須田の方から一言コメントをいただきます。

須田 お話を聞いていて、僕は市民運動出身の人間ですから、自治体と市民の間に距離が生まれてしまうということが一番大きな問題であります。それで計画と参画の問題というのは、1970年ぐらいから各自治体でさまざまな苦労をなさりながら、市民が参加をしてどうやって作っていくか、議会との関係をどうしたらいいかというのがあったわけです。一番大きな問題は、目標を実際に設定して、それを実現していくプロセスの問題になってくるわけです。市民の意識が低いから目標が達成されないのか、あるいは人、金、物の資源が足りないから目標が達成されな

いのか、あるいは自治体という制度、そういう仕組みがよくないから目標が達成されないのか、あるいはそういうものを全部支えている法制度や社会の仕組みが悪いから目標が達成されないのか、そういうことを一つ一つ本当は点検していかないと、自治体の計画が実現可能性に傾斜してしまった瞬間に、実につまらないものになるわけです。

私たちが実現しようと思っている環境自治体の概念というのは、ある意味では社会的な仕組み、あるいは自治体の仕組み、そういうものを環境に合わせて変えていくことを一番の大きな目的にしておりますので、ある意味ではチャレンジをする、計画で変えていく、そういう意味ではローカルアジェンダの方を重視しながらそこに自治体計画をうまくミックスしていく、それから市民が参加することによって市町村の計画をリードしていく、市町村の計画が都道府県の計画をリードしていく、そういうような道筋を描いているわけです。現実には、自治体がそういうふうによく動いているかと言いますと、どこもここも今お金はない、まだまだ権限はない、それからエネルギー政策については全くどうしたらいいかわからない、環境政策でも、実質的な環境政策を進めるにあたっての法制的な権限はない、そういうところでお困りになっていると思います。それをぜひ、自治体型の市民運動を展開しながら新しい文化を作っていければいいと思ひまして、今日私は、大阪府の方、豊中の実験、それからおっしゃられるような非常に遠慮がちなレポートをなさりましたが、さまざまな地域の実験を聞いていて、やっぱり関西の自治体というのは本音の部分がかかなりあると思ひまして大変勉強になりました。これからもよろしくお願ひしたいと思ひます。

枚方市の事例紹介

枚方市環境対策部環境政策室生活環境課課長補佐 松本 宏一

最後に枚方市の取り組みについて説明させていただきます。環境基本計画とISOの取り組みの前に、まず枚方市の総合計画について若干説明します。第4次の枚方市総合計画、基本構想、基本計画が平成13年2月に作成されました。この基本構想では、まちづくりの基本目標を六つ定めています。

その第1番目として、人と自然が共生する環境保全のまちを挙げています。これは資源を循環させ、環境を大切にすまちをつくる、そして健康に生活できる安全な環境をつくる、それから自然と仲良く暮らすまちをつくるという方向を示しております。この目標を今後のまちづくりにおけるすべての分野で綱領とする基本目標と位置付け、環境重視の姿勢を打ち出しております。

なお、総合計画の基本計画では資源循環、エネルギーの有効活用、大気、水、土壌の自然環境を大切にした交通体系をはじめとした環境問題についての取り組みの方向を示すとともに、行政はISO14001に取り組むなど、すべての活動に長期的かつ総合的な視点で環境視点を取り入れ、かつ率先的に

環境に配慮した行動をしようとしています。

この総合計画を環境面から補完するものとして、環境基本条例に位置付けられた環境基本計画を総合計画と同じく平成13年2月に策定しました。環境政策の目標となる望ましい環境像としては、良好な環境が確保され、これを将来の世代へと継承していくまち、環境への負荷が少なく持続的に発展していくまち、多様な生態系と豊かな自然が保全されている人と自然とが共生するまち、地球環境保全を積極的に推進するまちを設定し、この実現に向けて、人の健康の保護および生活環境の保全、人と自然の共生、安全で良好な都市環境の形成、快適な環境の創造、循環を基調とする社会システムの実現、それから、地球環境の保全という基本方針に沿って施策を展開するというかたちになっております。

また、計画の進行管理として、Plan - Do - Check - Actionという目標管理の仕組みを確立しております。

一方枚方市役所では、ISO14001の認証の取得に向けて取り組みを進めており、この10月1日～2日の2日間にわたって認証機関の審査を受けることになっております。サイトとしては市役所の部局のうちゴミ・し尿の収集処理、下水処理、市民病院の医療部門、給食調理場、幼稚園、小・中学校を除いて全部局を対象にしております。

枚方市の事務事業のうち環境に影響を与えるもの、および与える可能性のあるもの、これを環境側面といいますが、この環境側面を大きく2つの体系に分類しました。1つ目は環境保全事業として環境基本計画にかかわる施策、2つ目は環境負荷活動としてすべての事務事業のうち環境に影響を与えるもの、この2つの環境側面についてそれぞれの目的および目標を設定して、環境に与える影響の削減と環境基本計画にかかわる施策を推進しております。

目的および目標の達成を図るため、各課で事業実施の基準書を作成し、それに基づき実行するとともに、四半期ごとに点検を行い、環境管理責任者である環境対策部長に報告することになっております。環境管理統括者である市長は、目的・目標の達成度、内部環境監査の結果、新規の法規制などをもとに、環境方針、目的、目標などについての見直しを行い、次年度の実施にあたって必要な施策について指示を出すことになっております。以上が現在の状況です。

ISO14001に基づく環境マネジメントシステムを構築する中で、各課が自らの仕事の中で環境に及ぼす影響を考えることになるため、事務事業に環境の視点を取り入れるという考え方が徐々に浸透しております。すべての行政活動に環境視点を反映させ、また環境パートナーシップの推進や環境団体との連携、環境教育などを進め、市民、事業者、行政が責任と役割を明確にしながら協同して取り組むことが必要と考えております。

「環境自治体づくりワークショップ」資料

(平成13年9月19日)



環境基本計画における目標管理の充実に向けての提言

41



環境基本計画等の運用状況に関する調査結果について(概要)

環境自治体会議環境政策研究所所長 中口 毅博 氏

48



吹田市におけるISO14001認証取得への取り組み

吹田市環境室地球環境課参事 山中 博樹 氏

65



ローカルアジェンダ21と環境基本計画を使った環境マネジメント

...豊中市の事例...

豊中市環境企画課課長補佐 川崎 健次 氏

71



「環境総合計画の進行管理とその見直しの方向」

大阪府環境農林水産部環境管理課総括主査 児林 宏之 氏

79

本稿では、調査結果の評価を行ったうえで、より実効ある環境基本計画にしていくための筆者の提言をまとめる。

1. 環境マネジメントと目標管理の概念

最近の「環境マネジメント」の概念は、経営的視点からみた狭義のマネジメント、すなわち組織体の活動における環境に影響を及ぼす側面を特定し、環境配慮の方針や具体的目標を立て、その実行や継続的改善や継続的改善を図ることを指している。言い換えれば、ISO14001 でいうところのP (Plan)-D (Do)-C (Check)-A (Action) サイクルを確立することに重きを置いた使われ方をしている。従来の環境管理概念は、この PDCA サイクルの発想を必ずしも含んでいなかったわけではないが、それほど強調されていなかった。

しかし環境行政の目標は、本来地域を望ましい環境に導くことであって、PCDAサイクルを回すことのみではない。環境マネジメントの定義を「管理の対象を望ましい環境状態に維持する、あるいは導くために適切な手段を講じること」と広義に定義することもできるが(中口, 1999)、用語の混乱を避けるため、ここではこれを「目標管理」という言葉で表わすことにする(図1)。すなわち目標管理とは、

望ましい環境像や基本目標(目標体系)を設定し、実行し、評価し、見直す一連の行為を指すものと定義する。さらに、目標管理をスムーズに行うためのコミュニケーションのしくみ・組織体制を含めたものを「目標管理システム」と定義する。

筆者は環境基本計画において、この「目標管理」「目標管理システム」が必要不可欠と考えている。ここではまず環境基本計画等における目標管理の系譜についてレビューする。

2. 環境基本計画等の目標管理の系譜

①1970年代：環境管理計画の創成期

環境基本計画等が「環境管理計画」の名前で最初に作られたのは、1977年川崎市においてである。これは環境アセスメントにおける判断基準や根拠を与えるものであり、今日イメージする計画とは性質の異なるものであった。その後1979年から1982年にかけて策定された石川県、宮城県や大阪府の計画が今日の計画の基礎を作ったといえる。

②1980年代～1990年代前半：配慮指針型と総

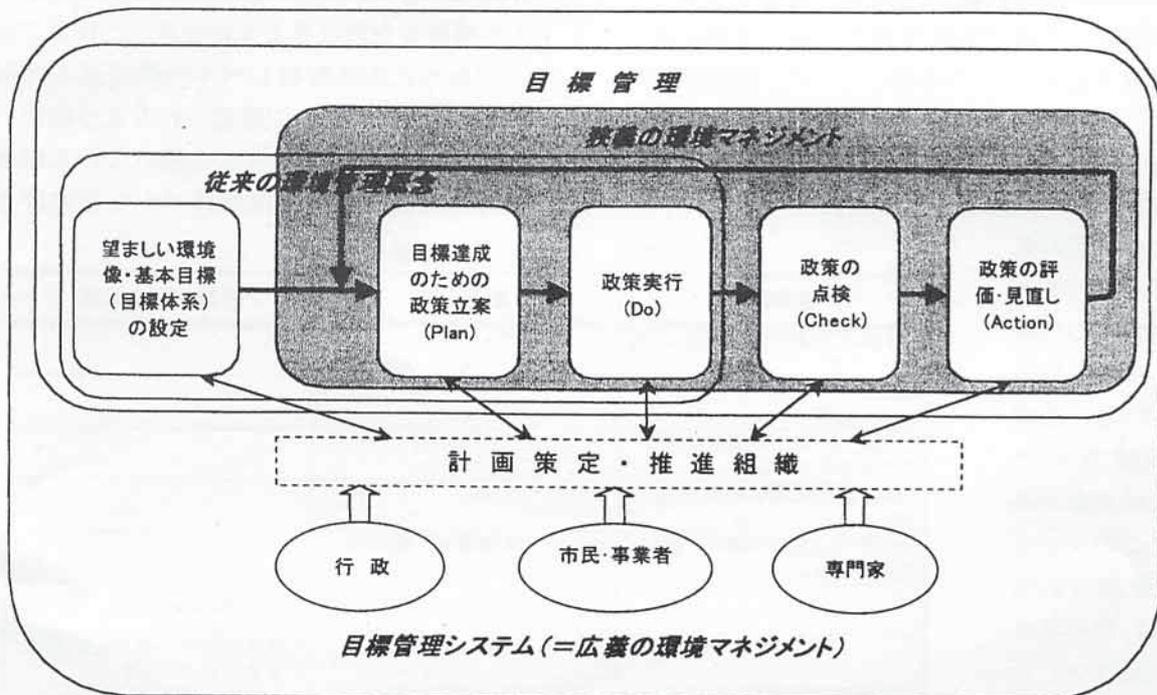


図1 目標管理の概念

合型環境管理計画の時代

その後環境管理計画は主として2つのアプローチに分かれた。ひとつは配慮指針型の計画である。エコロジカルプランニングの手法を用い、地形や地質・植生などの諸条件を地図上に表わし、土地利用の適性を表わすとともに、望ましい環境像を実現するための環境区（自然条件などの等質性に基づいた地域区分）ごとの開発にあたっての配慮指針を示すものである。このタイプの計画は1983年のかながわ環境プラン、1985年の横浜市環境管理計画を皮切りに、千葉県、埼玉県、茨城県など首都圏の自治体や三重県などで数多く策定され、1980年代を中心に1990年代前半まで作成された。しかしこのタイプの計画は“ネガティブ計画”と言われ、開発計画が持ちあがってはじめて効力を発する性質であるため、目標を達成するための施策は計画の中に基本的に盛り込んでいなかった。またこの時代はバブルの絶頂期であり開発部局の環境問題に対する関心もあまり高くなく、計画推進に不可欠な開発部局との土地利用調整会議などが設置された自治体はわずかであり、目標管理システムとしては極めて不十分であった。

もうひとつは総合型の環境計画のタイプである。すなわち公害防止、自然環境保全、快適環境創造を計画の対象範囲とし、さらには1990年代にはいり地球環境保全も範囲として含むようになったタイプである。このタイプは配慮指針型の計画と異なり、環境保全・創造のための施設整備事業など目標達成のための施策を計画の中で整理していた。環境の現状を総合的に把握するための環境指標が導入されたことも特徴の1つである。代表的な計画としては1986年の北九州市環境管理計画をはじめとして、1987年と1992年の東京都、1989年の名古屋市、1990年の兵庫県、1995年の千葉市などがあげられ、環境基本法が成立する1990年代前半まで策定された。このタイプの計画は配慮指針型の計画同様、計画推進のための組織やしきみが不完全であり、環境指標も現状把握の

ために策定時に活用されただけで目標達成状況の把握には用いられなかった。このように目標管理システムの不備により、大半の計画が棚ざらしの状態に放置された。

全体的にみて、1980年代～1990年代前半の環境基本計画等は望ましい環境像とその達成手段の整理に力点が置かれ、庁内における環境政策に対する認識を高め、施策を整理して庁内に周知するのに一定の役割を果たしたものの、目標管理という点からは甚だ未熟だったといえる。

③1994年以降：定量的目標の普及の時代

1993年に環境基本法が制定され、翌年国の環境基本計画が策定されるのとあわせて、環境庁では1992年から地域環境計画と環境指標の作成指針づくりに取り組んでいた。そのプロセスのなかで、従来の計画の問題点が明らかにされていったが、定量的な目標を設定し計画の実効性を担保することの重要性が特に強調された。先鞭をつけたのは1994年の川崎市環境基本計画であり、計画に9つの定量的な目標を掲げるとともに、環境基本計画年次報告書を発行してその進捗状況を市民に公表し、市民が意見書を郵便やFaxで送付することができるというしくみを実施している。この年次報告のしくみはこれに先立ち制定された環境基本条例の条項が根拠になっており（田中、1994）、目標管理の1つのスタイルを確立したものと見える。

一方環境庁は1995年から市町村の計画策定に際し1/2の補助金を付けるようになり、これまで数えるほどであった市区町村レベルの環境基本計画等が毎年40-50件のペースで策定されるようになった。環境庁は1997年には1992年から続けていた環境基本計画等と環境指標の作成指針づくりを完結させ

表1 目標管理の評価の視点

策定段階	運用段階	評価・見直し段階
1.目標が定量的に示されているか		
2.環境の将来像が戦略的・総合的に表現されているか		
3.目標と手段の関係が階層的に表現されているか		
4.施策の優先順位や重要度が明確になっているか		
5.他部門計画や事業との整合性のチェックが客観的・具体的になされているか		
	6.目標達成状況や施策実施状況が的確に把握されているか	
		7.目標の評価や見直しが適切に実施されているか
8.計画の推進主体(庁内各部局、市民、事業者等)の間のコミュニケーションが適切に図られているか		

て冊子としてまとめたことにより（地域環境政策研究会、1997）、これが計画策定の実質的な手引書となった。そのなかで定量的な目標や環境指標の採用、策定プロセスにおける庁内推進組織の整備や市民参加について触れられていることから、その後の計画はそれに配慮したものとなった。例えば1996年の埼玉県環境基本計画をはじめとして、1997年の三重県、神奈川県環境基本計画など都道府県・政令市では数値目標の設定が常識化し、市区町村でも1998年の川崎市や1999年の武生市の環境基本計画など、大量の数値目標を設定した計画も珍しくなくなった。しかし運用段階に入って現状数値を把握できずにいる自治体も多く、川崎市のように評価・見直しまで制度化した目標管理システムを有する自治体はなかなか現れなかった。

④1996年以降：環境マネジメントと市民参加の時代

このような中、1996年秋に環境マネジメントの国際標準規格であるISO14001が発効し、1998年になってその認証を取得する自治体が急激に増えた。ISOは設定された環境方針や定量的な目的・目標が適切に点検・見直しされているか、その証拠となる監視・測定記録や各組織のコミュニケーション記録が外部の審査機関からチェックされるしくみであり、目標管理の実施が否応なしに求められる。多くの自治体はいわゆる率先実行計画の対象範囲を認証取得範囲の中心に据えているものの、すべての公共事業における環境配慮のしくみを確立した水俣市や、環境基本計画の運用ツールとして位置づけた埼玉県などの自治体も見られる。それ以外の自治体でもISOが刺激となり、環境基本計画等における目標管理の重要性に対する認識が深まり、環境白書などを通じて目標の達成状況を公表する自治体が増えつつある。

策定段階における市民参加についてみると、その先鞭をつけたのは1996年の鎌倉市環境基本計画であり、以降日野市、志木市、市川市など市区町村レベルの計画で徹底した市民参加手法をとる自治体が出現している（高橋、2000）。しかし他方で、市民と共有できる地域環境の将来像を描くに至らず、国の環境基本計画の受け流りで抽象的な将来像を掲げた計画も多くなった。また市民参加を売り物にして策定された計画でも、運用段階にはいって推進組織が十分機能しないなどの問題を抱える自治体も出てきている。また、ISOを取得した自治体にお

いては、ISOで設定した目標等の達成状況に関する情報が逐次市民に公開されている例は少なく、また評価や見直し時において市民が関与した事例もほとんど存在しない。

1999年に環境基本計画とローカルアジェンダを策定した豊中市は、ISOの認証取得に頼らず、計画運用段階での本格的な市民参加による目標管理システムを実現した唯一の自治体である。環境基本計画の施策等の実施状況調査を実施しその結果を中間報告書としてまとめ、これを評価する市民・事業者・行政の円卓会議を実施し、一定期間意見を聞いたうえで最終公表するというシステムを実施している（川崎、1999）。豊中方式は現時点における最も成熟した目標管理の一形態と考えられる。

3. 環境基本計画における目標管理の現状の評価

計画の目標管理の実態を評価する視点を表1に示した。目標管理の評価は、計画の策定段階、運用段階、評価・見直し段階の3つの段階に分けて考え、8つの視点で行った。以下結果について述べる。

①目標の定量化

目標を定量的に示すことに関しては、都道府県・政令市では2/3強の計画ですでに配慮されており、改定時に導入意志のある自治体も含めると9割以上に達するが、市区町村では配慮済が5割弱、導入意志のある自治体も含めると8割弱とやや少なくなっている。

②環境の将来像の戦略的・総合的表現

環境の将来像を戦略的かつ総合的に表現することに関しては、都道府県・政令市では2/3弱の計画ですでに配慮されており、改定時に導入意志のある自治体も含めると9割に達するが、市区町村では配慮済が7割弱、配慮意志のある自治体も含めると9割弱とやや多くなっている。しかし人口や土地利用、経済活動の望ましい規模や開発計画の適正な規模などを示している計画は改定時を含めても都道府県・政令市、市区町村ともすべて1割に満たないことから、環境の将来像は理想的・定性的なものにとどまっているとみられる。

③目標と手段の関係の階層的な表現

目的－手段の関係を階層的に示すことについては、都道府県・政令市、市区町村とも5割強の計画ですでに配慮されており、改定時に導入意志のある自治体も含めると8割前後に達する。施策の優先順位や重要度の明確化については配慮されている計

画は都道府県・政令市、市区町村とも3割弱であり、改定時に導入意志のある自治体も含めると7割に達する。

④施策の優先順位や重要度の明確化

施策・事業の効果を定量的に把握している自治体は都道府県・政令市では2割弱、市区町村では1割強にとどまり、改定時に導入意志のある自治体を含めるとそれぞれ5割、2割に過ぎず、合理的・客観的な政策選択が行われているとはいえない。

⑤他部門計画や事業との整合性のチェック

他計画の整合性チェックの視点では、まず環境基本計画等の目標の反映度についてみると、都道府県・政令市では総合計画が6割、他部門マスタープランが5割弱、他部門の施策・事業選定が4割、他部門の施策・事業の評価・見直しは3割弱である。市区町村では総合計画への反映が7割とやや多い以外はほぼ同様の割合である。しかし人口や土地利用、経済活動の望ましい規模や開発計画の適正な規模などを示している計画は改定時を含めるとそれぞれ1割に満たず、実質的・具体的なチェックがなされているとはいえない。

⑥目標達成状況や施策実施状況の把握

目標達成状況や施策実施状況の把握については、策定後1年以上経過している計画についてみると、計画の進捗状況を何らかの形で把握している自治体は都道府県・政令市で44自治体と8割以上であったが、市区町村は94自治体と約6割にとどまり、約4割の市区町村は全く進捗状況を把握していない状況である。その中身を見ると、施策レベルの目標達成状況や環境保全関係予算などの庁内で把握可能な情報は、都道府県・政令市では6割以上の自治体が毎年把握しているが市区町村では3-4割にとどまる。一方望ましい環境像や大目標の達成状況の把握は都道府県・政令市で3割強、市区町村で2割弱にとどまり、計画進捗度に対する行政内部の自己評価が都道府県・政令市で3割強、市区町村で2割弱である。さらに外部評価の実施はそれ以下となっている。また達成状況の公表は環境白書のなかに盛り込んでいるところが大半であり、市民などへのわかりやすい情報提供になっているか疑問である。

⑦目標の評価や見直しの適切な実施

目標の評価や見直しの実施については毎年見直しを行っている自治体は全くなく、すべての自治体が計画の改訂時に見直しを行う予定である。施策実施状況を把握したとしても、改定時まで評価・見直

しを行わずに計画目標の達成が可能か疑問である。

⑧計画推進主体間のコミュニケーション

庁内各部署、市民、事業者等間のコミュニケーションについては、策定後1年以上経過している計画についてみると、計画の推進する何らかの組織を持っている自治体は都道府県・政令市で51(96%)となっているが、市区町村は114(72%)にとどまり、一定期間経過しても何の推進組織も存在しない市区町村が3割近く存在している。その中身を見ると、庁内の計画推進組織の会合が都道府県・政令市で7割恒常的に実施されているが、市区町村では3割にとどまっている。首長からの指示、環境審議会、パートナーシップ組織を通じてのコミュニケーションは都道府県・政令市で3-4割、市区町村で2-3割にとどまっている。さらに研修会開催や外部組織に対するヒアリングは都道府県・政令市、市区町村とも1-2割にとどまっている。市民・事業者と一体的な推進を計画に謳っておきながら、それを推進するための組織体制が不備である状況で、計画目標の達成が可能か疑問である。

⑨全体のまとめ

このように環境基本計画等の目標管理は総じて不十分であり、その傾向は都道府県・政令市よりも市区町村に強く出ている。その要因は、目標管理のしくみや内容が明確になっていないこと、進捗状況評価のためのツールが確立していないことがあげられる。

この理由としては、計画担当が他の計画（率先実行計画や温暖化対策実行計画等）の策定に時間を取られ運用まで手が回らないこと、計画の運用や見直しの方法技術が確立していないこと、策定段階で市民・事業者が関与していないため、市民・事業者との協働に新たな労力が必要となることなどがあげられる。

4. 計画の望ましい目標管理の内容

望ましい目標管理の内容について、計画策定時、計画運用時、評価・見直し時に分けて整理したものが表2である。ここでいう計画見直しとは1年単位の小幅な修正のことを指しており、計画全体の改定を行う場合は、計画策定時と同様の内容が求められる。以下、これらの詳細について記述する。

(1) 計画策定時

計画の目標管理は運用段階にはいって初めて着手するのは遅い。適切な目標管理を行うためには、

計画の策定時に目標の内容や設定方法が目標管理しやすいように吟味されている必要がある。そこでまず、計画策定時における望ましい目標管理のあり方について述べる。

①目標をできるだけ数値で表わす

環境基本法成立以前の計画は目標管理がほとんど行われなかったが、その一因は目標が定性的な表現にとどまっていたことであった。近年は定量的な目標を設定する計画が多くなってきているが、計画の実効性を担保するためには目標をできるだけ数値で表わすことが必要である。すなわち目標の数値化により、何をもって目標の達成状況を測るのがより明確になるとともに、数値を更新していくインセンティブが生まれ、おのずから目標管理せざるを得ない状況が作られることになる。

②3つの価値規範を含む望ましい環境像のイメージを、戦略的かつ総合的に表わす

かつての環境政策は地域内に居住する住民の健康で快適な生活を保障することを第一義的な目的として推進されてきたが、今後は人間以外の生き物の生存を保障することによって人間自身の生存基盤を保全すること、さらには次世代や他地域の人々の健康で快適な生活を實現することも同時に實現しなければならない。したがって地球環境、自然環境、居住環境の3つの価値規範を含むような望ましい環境像を提示する必要がある。例えば「安心で健康的に暮らせる快適なまち」「自然や生き物と共生するまち」「地球にやさしい環境への負荷の少ない持続的社會」といった例があげられる。

また、望ましい環境像は20-30年後の環境の状態や地域の姿が、地域住民にイメージできるものでなければならない。したがって実際には例に示したような抽象的なキャッチフレーズにとどまらず、より地域の特性を反映したより具体的な環境像である必要がある。場合によってはイメージ図や絵によって20-30年後のまちの姿や人々の生活の様子を表現することによって、望ましい環境像を戦略的かつ総

表2 望ましい目標管理の内容

目標管理の内容	
計画策定時*	①目標をできるだけ数値で表わす
	②3つの価値規範を含む望ましい環境像のイメージを、戦略的かつ総合的に表わす
	③目標とその達成のための手段をDP-SE-R評価断面に沿って整理する
	④目標達成に必要な施策・事業量の試算や代替案提示による政策選択を行う
	⑤人口や土地利用、経済活動の望ましい規模などを示す
計画運用時	①定量目標の達成状況の把握
	②望ましい環境像や基本目標の達成状況の把握
	③各セクションの計画関連施策・事業の整理と進捗状況の把握
	④各セクションの事業ごとの環境負荷や環境配慮の実施状況の把握
	⑤市民・事業者の役割の達成状況の把握
評価・見直し時	①望ましい環境像や施策の実施状況に関する行政としての自己評価
	②行動の実施状況に関する市民・事業者の自己評価
	③目標の達成状況、施策や行動の実施状況に関する第三者評価
	④評価を踏まえての目標・施策の見直し

合的に表わすことに努めるべきである。抽象的な表現や単なる個別の政策の羅列からは、目指すべき地域の環境像が地域住民にはイメージできないからである。

③目標とその達成のための手段を DP-SE-R 評価断面に沿って整理する

従来の計画では、環境状態を良好に保つために、どのような環境負荷を抑制し、どのような社会経済活動が関連し、どのような施策を実施すべきなのかが必ずしもわかりやすく示されていない。これは目標体系の各階層に経済活動や環境負荷(DP: Driving Force, Pressure)、環境状態や影響(SE: State, Effect)、対策(R: Response)が混在しているためである。そこで各階層の目標を、評価断面(DP-SE-R)の視点から整理する必要がある。

望ましい環境像では、基本的には環境状態(S)の望ましい水準を實現することを目標にすべきである。これに対し基本目標のレベルでは、個々の環境テーマ(政策課題)における望ましい環境状態(S)を實現することが目標になりうるだけでなく、テーマによっては環境負荷(P)や人間活動(D)も目標になりうる。例えば地球温暖化防止の目標は、平均気温よりも温室効果ガス排出量を目標とするほうが適切である。

一方施策の方向性のレベルでは、政策との連動を

重視することから、対策（R）の目標を採用すべきである。場合によって、特定部門の環境負荷（P）や人間活動（D）（例えば家庭のエネルギー消費量）も目標になりうる。さらに、施策・事業では対策（R）が目標になる。

④目標達成に必要な施策・事業量の試算や代替案提示による政策選択を行う

従来の計画では、目標達成のための手段の優先順位や重要度が必ずしも明確になっていなかった。その最も大きな理由は、事業の選択を職員の勘や前年度実績、国や他自治体の情報に頼って行っていることにある。

そこで事業ごとの環境面の影響や効果が定量的に見積もること必要になる。また施策・事業の組み合わせを変えた代替案を数通り用意し、どのようなシナリオが上位目標の達成可能かをシミュレーションすることも必要である。事業費も加えたコストベネフィット分析まで行えば、より客観的な政策選択・立案が可能になる。

⑤人口や土地利用、経済活動の望ましい規模などを示す

最近の計画では、庁内の横断的な策定体制が整備され、文言のレベルでは策定段階で総合計画や土地利用計画などとの整合が図られるようになった。しかし、例えば総合計画の人口将来フレームが達成されると環境基本計画等のCO₂削減目標は達成不可能というような、実質的な不整合が数多く存在する。これは人口や土地利用、経済活動の規模と、資源・エネルギー消費、廃棄物発生などとの関係を定量的に把握したうえで、庁内調整を行っていないためである。また開発事業計画が持ち上がったときに、アセスメントや開発許可などの手続きを通じて、個々の事業の環境影響は抑制されたにも関わらず、事業が積み重なって環境悪化を引き起こしている例もある。

総合計画や他部門の計画、開発事業計画などとの実質的な整合を図るためには、人口や土地利用、経済活動の規模ごとの資源・エネルギー消費量、廃棄物発生量などを予測した上で、それらの制約から考えた人口や土地利用、経済活動の許容限度を示すことが必要である。

(2) 計画運用時

計画の運用時においては、目標の達成状況や目標達成のための施策・行動の進捗状況の把握が不可欠である。具体的には、以下のような事項についての

把握が不可欠である。

①定量目標の達成状況の把握

計画の目標管理において定量目標の達成状況を把握することは最も重要であり、当然のことである。しかしながら現状では、都道府県・政令市で設定されたすべての定量目標のうち、3割が策定以来一度も数値を把握していない状況である。これは目標数値の更新のしくみ・方法を検討しないまま目標を設定したこと、ローテーションによって担当職員が交代すること、目標年次が来るまでは数値は把握する必要がないと誤解している職員がいることなどが理由としてあげられる。

したがって個々の目標数値について、誰がどのように数値を把握するかといった更新体制・方法を確立し、できる限り毎年数値を更新する必要がある。

②望ましい環境像や基本目標の達成状況把握

現在の計画では施策の実施状況を把握していても、望ましい環境像や基本目標の達成状況の把握を行っていない自治体が多い。しかし、例えば緑地公有地化の目標は達成されたがトータルでの緑地は減ってしまったというように、個別施策の進捗状況が良好であっても望ましい環境像に近づいているとは限らないことが多い。したがって望ましい環境像や基本目標レベルでの達成状況の把握は不可欠である。

③各セクションの計画関連施策・事業の整理と進捗状況の把握

各セクションの計画関連施策・事業の整理と進捗状況の把握は、現在の計画でも行っている自治体が比較的多い。これは数値目標を設定しきれなかった目標について把握するもので、各セクションの計画に対する一定の責任を継続的に促すのに役立つ。しかし単に各セクションに照会書を回し結果を整理するだけでは効果に乏しい。各セクションへのフィードバックの時期を予算要求の時期に合わせるなどの工夫が必要である。

④各セクションの事業ごとの環境負荷や環境配慮の実施状況の把握

計画関連施策・事業の整理を通じ環境へプラス影響を把握することとともに、計画に位置づけられていない施策・事業の環境に対するマイナス影響の状況を把握することも必要である。これまで多くの自治体が率先実行計画やISO14001の認証を取得しており、それらの自治体では事業ごとの再生素材利

用、廃棄物削減などの各セクションの事業における環境配慮の実施状況については把握が進んでいるが、資源消費量や廃棄物発生量などまで把握している自治体は少ない。したがって事業ごとの環境負荷発生量も含めて把握することが必要である。

⑤市民・事業者の役割の達成状況の把握

現在の計画においては、市民・事業者など主体ごとの目標達成に向けての活動状況の把握が最もおろそかになっている。これは庁内の状況把握で手一杯で担当者がそこまで手が回らないこと、策定段階から各主体が参加していないために市民や事業者とのチャンネルがないこと、調査費用がかかることなどがその原因としてあげられる。しかし多くの計画が市民・事業者とのパートナーシップによる計画目標の達成を掲げており、しかも市民・事業者の役割を計画のなかに明記している中、その役割の達成状況を把握することは不可欠である。

すなわち、市民や事業者の環境問題に対する関心度や認知度、環境配慮行動や環境負荷を発生する活動の状況、居住環境への満足度などについて、毎年とは言わないまでも定期的な把握が必要である。

(3) 評価・見直し時

評価と見直しの2つの視点から、以下のような事項が必要になる。

①望ましい環境像や施策の実施状況に関する行政としての自己評価

現在の計画では施策の実施状況、他計画や事業における環境配慮の実施状況の把握はしていても、それが十分なのか不十分なのかといった評価まで行っている自治体は少ない。そこでまず、望ましい環境像の達成状況、施策の実施状況、他計画や事業における環境配慮の実施状況について、行政としての自己評価が必要である。しかしながら自己評価のしくみを導入している自治体では、事業を担当するセクションで採点をするため、評価がどうしても甘くなり、全施策の8割がAランクになってしまったというようなケースもある。したがって事業を担当するセクションのみならず、庁内横断的な評価チームなどを組織して客観的でバランスのとれた評価を心がける必要がある。

②行動の実施状況の市民・事業者の自己評価

市民・事業者も計画の推進主体であり、自らの役割が達成できたかどうかの自己評価が当然必要である。現在のパートナーシップ型の推進組織を設置し活発に活動している自治体においても、市民や事

業者の意識がここまで達しておらず、実際に実施している例は見当たらないが、自覚と責任意識が高まるにつれ、いずれ可能になってくると思われる。

③目標の達成状況、施策や行動の実施状況に関する第三者評価

以上のべた事項に関する第三者評価、すなわち行政施策については市民や専門家による評価を行うことが必要である。かつてはこのような外部環境監査は不可能であったが、近年 ISO14001 の認証を得た自治体では、否認なしに審査登録機関から環境マネジメントシステムの状況をチェックされている。したがって行政の外部チェックへの抵抗感は薄れてきており、第三者評価のしくみづくりは可能になってくると思われる。

逆に市民・事業者の行動については他の行動主体の評価がなされるべきである。このように目標管理における評価は最終的には各主体の相互チェックを行うことが必要である。

④評価を踏まえての目標・施策の見直し

以上の評価結果を踏まえての目標・施策の見直しが必要である。見直しは進捗状況の把握および評価を行うたびに、毎回なされるべきである。現在の計画では、目標や施策の見直しを毎年行っている自治体はわずかであり、見直しは計画の改定時に行うものと考えている自治体が大半である。しかし施策レベルの小幅な見直しは毎年行っていかなければ、環境状況の急速な変化に対応できず目標達成が困難な状況になると考えられる。

おわりに

本稿では調査結果の評価を行ったうえで、望ましい目標管理についての筆者の提言をまとめたが、これらをスムーズに行うためには、目標管理システムの構築、すなわち庁内各セクションや市民・事業者とのコミュニケーションの組織体制やしくみ、スケジュールの検討が不可欠である。また、目標管理のための環境指標の開発が必要になる。筆者はこれについてもすでに整理しているが、稿を改めて述べることにする。

参考文献

- 川崎健次(1999)自治体環境マネジメントのあり方—ISO及び環境基本計画とローカルアジェンダの役割を中心に。環境ISOネットワークフォーラム資料集, p30-35.
- 中口敏博(1999)自治体における環境マネジメントシステムの概念と構成要素。資源環境対策 35(8), p57-64.
- 高橋秀行(2000)市民主体の環境政策—多様性あって当然の参加手法—(上)(下)。公人社。



環境基本計画等の運用状況に関する調査結果について（概要）

環境自治体会議環境政策研究所 Tel 03(3263)9206, Fax 03(3263)9463

担当 中口、竹下、増原

1. 調査の概要

本調査は、2000年7月から10月にかけて、すべての都道府県・政令市と2000年3月までに環境基本計画等を策定した229の市区町村を対象に行ったものである。回収数は、都道府県・政令市が59（有効回答率100%）、市区町村が209（回収率91.3%、有効回答率88.2%）であった。

このうち、現在運用段階である計画が都道府県・政令市38、市区町村167、すでに次期改訂の準備にはいつている計画が都道府県・政令市18、市区町村18、休止状態である計画が市区町村6あった。

計画の運用を担当する職員数は都道府県・政令市で平均1.0人であり、内訳は経験5年以上が0.1人、1年～5年が0.5人、1年未満が0.3人であった。市区町村では計画運用の担当職員数は平均1.3人であり、内訳は経験5年以上が0.3人、1年～5年が0.6人、1年未満が0.4人であった。

2. 計画進捗状況の把握状況

策定後1年以上経過している計画についてみると、計画の進捗状況を何らかの形で把握している自治体は都道府県・政令市で44自治体と8割以上であったが、市区町村は94自治体と約6割にとどまり、約4割の市区町村は全く進捗状況を把握していない状況である。また、計画進捗状況を市民等に何らかの方法で公表している自治体は都道府県・政令市で44自治体と8割以上であったが、市区町村は102自治体64%にとどまり、約4割の市区町村は全く公表していない現状である。

3. 数値目標の達成状況

計画の実効性を担保するために重要な役割を果たしうる数値目標の設定数は、都道府県・政令市が平均18.0個となっているのに対し、市区町村の平均個数は8.3と少なくなっており、特に人口規模別が3万未満の町村では1.0と極めて少なくなっている。これらの数値目標のうち、現状数値の把握をしていない数値目標が都道府県・政令市で数値目標の全体の1/3、市区町村では4割も存在する。さらに把握している数値目標の中では、都道府県・政令市、市区町村とも未達成の目標が6割を占めている。また、策定年からかなり経過しても目標達成されるとは限らない現状にある。

将来にわたり目標の達成が困難と思われる分野としては、市区町村において大気環境、地球環境、エネルギーが15%前後あげられ多くなっている。また、目標数値の達成が困難な主な理由としては、都道府県・政令市では「目標数値が高すぎた・甘すぎた」という回答が多く、市区町村ではこれに加え「有効な手段やその優先順位がはっきりしないまま目標を設定してしまった」という回答が多くなっている。

4. 計画の推進組織の設置状況

策定後1年以上経過している計画についてみると、計画の推進する何らかの組織を持っている自治体は都道府県・政令市で51(96%)となっているが、市区町村は114(72%)にとどまり、一定期間経過しても何の推進組織も存在しない市区町村が3割近く存在している。このうち市民・事業者とのコミュニケーションが可能な組織の設置率は、都道府県・政令市で41(77%)となっているが、パートナーシップの必要性がより高い市区町村では82(52%)と半数にとどまっている。

5. まとめと課題

トータルでみると、目標達成状況や数値目標等の把握や公表といった計画の進行管理が不十分である自治体が市区町村で多い。また、市民・事業者と一体的な推進を計画に謳っておきながら、それを推進するための組織体制が不備である自治体が多い。この理由としては、計画担当者が他の計画（率先実行計画や温暖化対策実行計画等）の策定に時間を取られ運用まで手が回らないこと、計画の運用や見直しの方法技術が確立していないこと、策定段階で市民・事業者が関与していないため、市民・事業者との協働に新たな労力が必要となることなどがあげられる。



環境基本計画等の運用状況に関する調査結果概要（都道府県・政令市編）

1. 調査の概要

(1) 調査時期

2000年7月24日～10月11日

(2) 対象

2000年3月までに環境基本計画等を策定した自治体（環境庁に報告のあったもの）

具体的には、すべての都道府県（47）および政令市（12）である。

対象計画一覧

自治体名	計画名	策定(改定)年月日	自治体名	計画名	策定(改定)年月日
北海道	北海道環境基本計画	平成10.3.24	鳥取県	鳥取県環境基本計画	平成11.3.15
青森県	青森県環境計画	平成10.5.6	島根県	島根県環境基本計画	平成11.2.5
岩手県	岩手県環境基本計画	平成11.9.22	岡山県	岡山県環境基本計画	平成10.3.31
宮城県	宮城県環境基本計画	平成9.3.31	広島県	広島県環境基本計画	平成9.3.27
秋田県	秋田県環境基本計画	平成10.3.25	山口県	やまぐち環境創造プラン(山口県環境基本計画)	平成10.3.30
山形県	山形県環境基本計画	平成8.12.1	徳島県	徳島環境プラン	平成7.6.23
福島県	福島県環境基本計画	平成9.3.27	香川県	香川県環境基本計画	平成9.5.7
茨城県	茨城県環境基本計画	平成9.3.4	愛媛県	えひめ環境保全指針	平成7.5.1
栃木県	栃木県環境基本計画	平成11.3.23	高知県	高知県環境基本計画	平成9.2.24
群馬県	群馬県環境基本計画	平成9.2.6	福岡県	福岡県環境総合基本計画	平成7.3.1
埼玉県	埼玉県環境基本計画	平成8.2.28	佐賀県	佐賀県環境基本計画	平成12.3.27
千葉県	千葉県環境基本計画	平成8.8.26	長崎県	長崎県環境基本計画	平成12.1.31
東京都	東京都環境基本計画	平成9.3.31	熊本県	熊本県環境基本計画(行動計画編)	平成8.12.4
神奈川県	神奈川県環境基本計画	平成9.3.19	大分県	大分県環境基本計画	平成10.3.27
新潟県	新潟県環境基本計画	平成9.3.31	宮崎県	宮崎県環境基本計画	平成9.3.27
富山県	富山県環境基本計画	平成10.3.31	鹿児島県	鹿児島県環境基本計画	平成10.3.31
石川県	石川県環境にやさしい石川創造計画	平成12.3.31	沖縄県	沖縄県環境管理計画	平成6.3.31
福井県	福井県環境基本計画	平成9.3.31	札幌市	環境文化札幌市環境基本計画	平成10.7.7
山梨県	環境首都・山梨づくりプラン	平成8.3.29	仙台市	社の都環境プラン(仙台市環境基本計画)	平成9.3.24
長野県	長野県環境基本計画	平成9.2.17	千葉市	千葉市環境基本計画	平成7.3.29
岐阜県	岐阜県環境基本計画	平成8.3.8	横浜市	横浜市環境管理計画	平成8.9.1
静岡県	静岡県環境基本計画	平成9.3.24	川崎市	川崎市環境基本計画	平成6.2.22
愛知県	愛知県環境基本計画	平成9.8.11	名古屋市	名古屋市環境基本計画	平成11.8.30
三重県	三重県環境基本計画	平成9.6.2	京都市	新京都市環境基本計画	平成8.3.26
滋賀県	滋賀県環境総合計画	平成9.10.28	大阪市	大阪市環境管理計画	平成8.8.1
京都府	京都府環境基本計画	平成10.9.7	神戸市	神戸市環境保全基本計画	平成8.3.29
大阪府	大阪府環境総合計画	平成8.3.26	広島市	広島市環境管理計画	平成5.3.1
兵庫県	兵庫県環境基本計画	平成8.6.28	北九州市	北九州市環境管理計画	昭和61.3.19
奈良県	奈良県環境基本計画	平成8.3.29	福岡市	福岡市環境基本計画	平成8.3.28
和歌山県	和歌山県環境基本計画	平成12.1.15			



(3) 調査経過

調査経過は以下のとおりである。

- 7月24日 郵送で調査票を発送（8月11日第一次〆切）
- 8月14日 礼状・督促状をFax（8月23日第二次〆切）
- 10月4日 入力後確認票を郵送で発送（10月11日〆切）

(4) 回収状況

回収数と回収率は以下のとおりである。

59（回収率100%、有効回答率100%）

(5) 対象自治体と回収自治体の構成

①策定年次

対象自治体と回収自治体の策定年次の構成は、以下のとおりである。

策定年次	対象数	有効回答数	有効回答率
1986	1	1	100%
1993	1	1	100%
1994	3	3	100%
1995	4	4	100%
1996	13	13	100%
1997	18	18	100%
1998	10	10	100%
1999	5	5	100%
2000	4	4	100%
合計	59	59	100%

②人口規模

1995年の国勢調査における人口規模30万～100万の自治体が9、100万～300万の自治体が39、300万以上が11自治体であった。

③現在の計画の状況

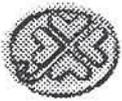
現在、運用段階である自治体が38、現在運用段階であるがすでに次期改訂の準備作業にはいつている自治体が18、その他が1自治体であった。

④担当職員数

計画運用の担当職員数は平均1.0人であり、内訳は経験5年以上が0.1人、1年～5年が0.5人、1年未満が0.3人であった。

⑤環境マネジメントツールの導入状況

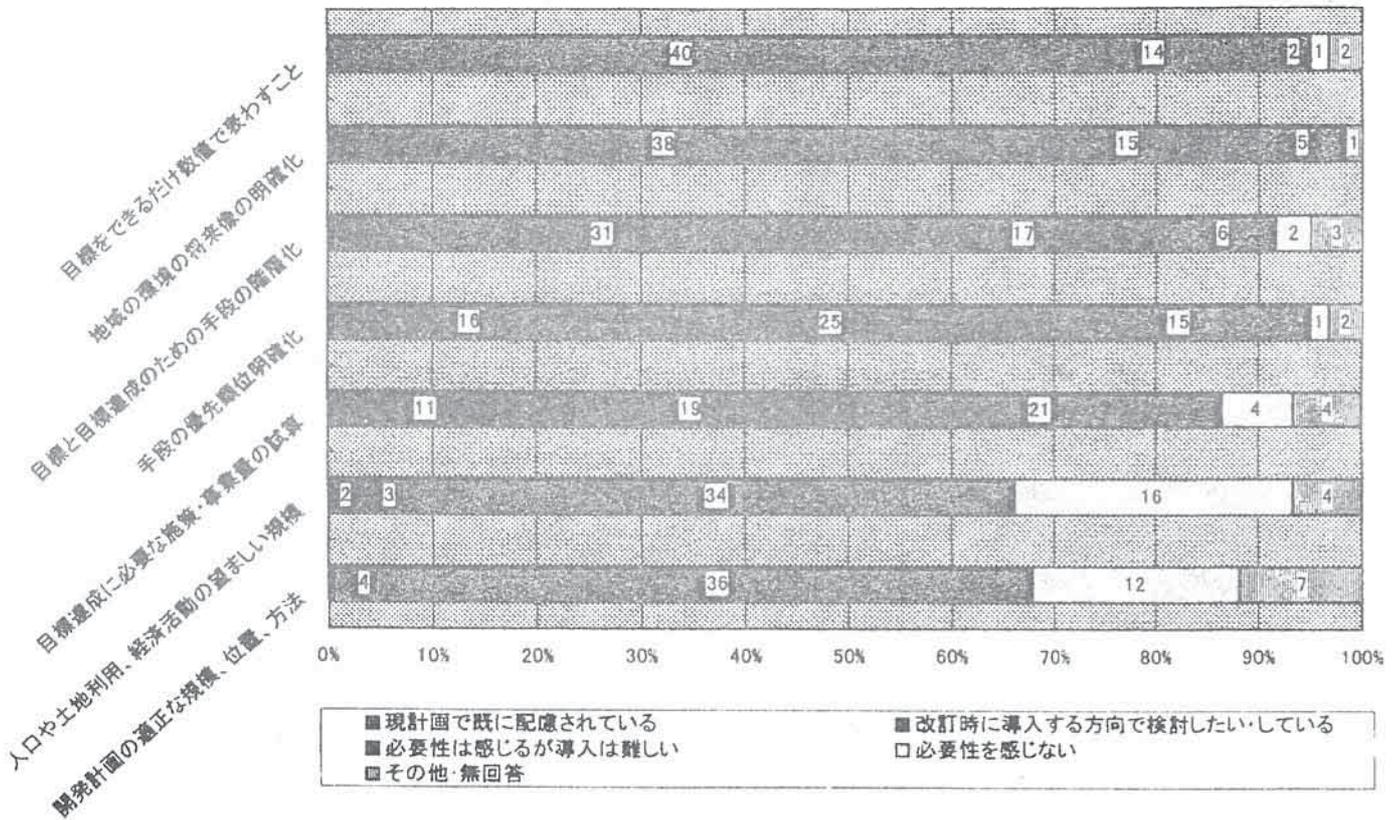
環境基本条例が56、率先実行計画が57、ISO14001の認証取得が19、ローカルアジェンダが47、温暖化防止対策実行計画が18、温暖化防止対策地域推進計画が32、計画段階からの環境アセスメントが8、事務事業評価・政策評価システムが22の自治体で導入済みと答えており、環境会計制度は0、その他1であった。



2. 調査の結果

Q1 目標の役割と機能

Q1-1 策定時の目標設定の際留意した事項



「現計画で既に配慮されている」と答えた数は、「目標をできるだけ数値で表わすこと」が40で最も多くなっており、次いで「地域の環境の将来像やその実現のための戦略を、的確かつ総合的に表わす」が38計画、「目的とその達成のための手段を階層的に表わす」が31の計画で配慮されている。

一方「目的達成のための手段の優先順位や重要度を示す」「計画目標達成に必要な施策・事業量の試算やシミュレーションを行う」に配慮している計画はそれぞれ16計画、11計画にとどまっている。さらに「人口や土地利用、経済活動の望ましい規模などを提示する」は2計画、「開発計画の適正な規模、位置、方法などを具体的に示す」はゼロである。

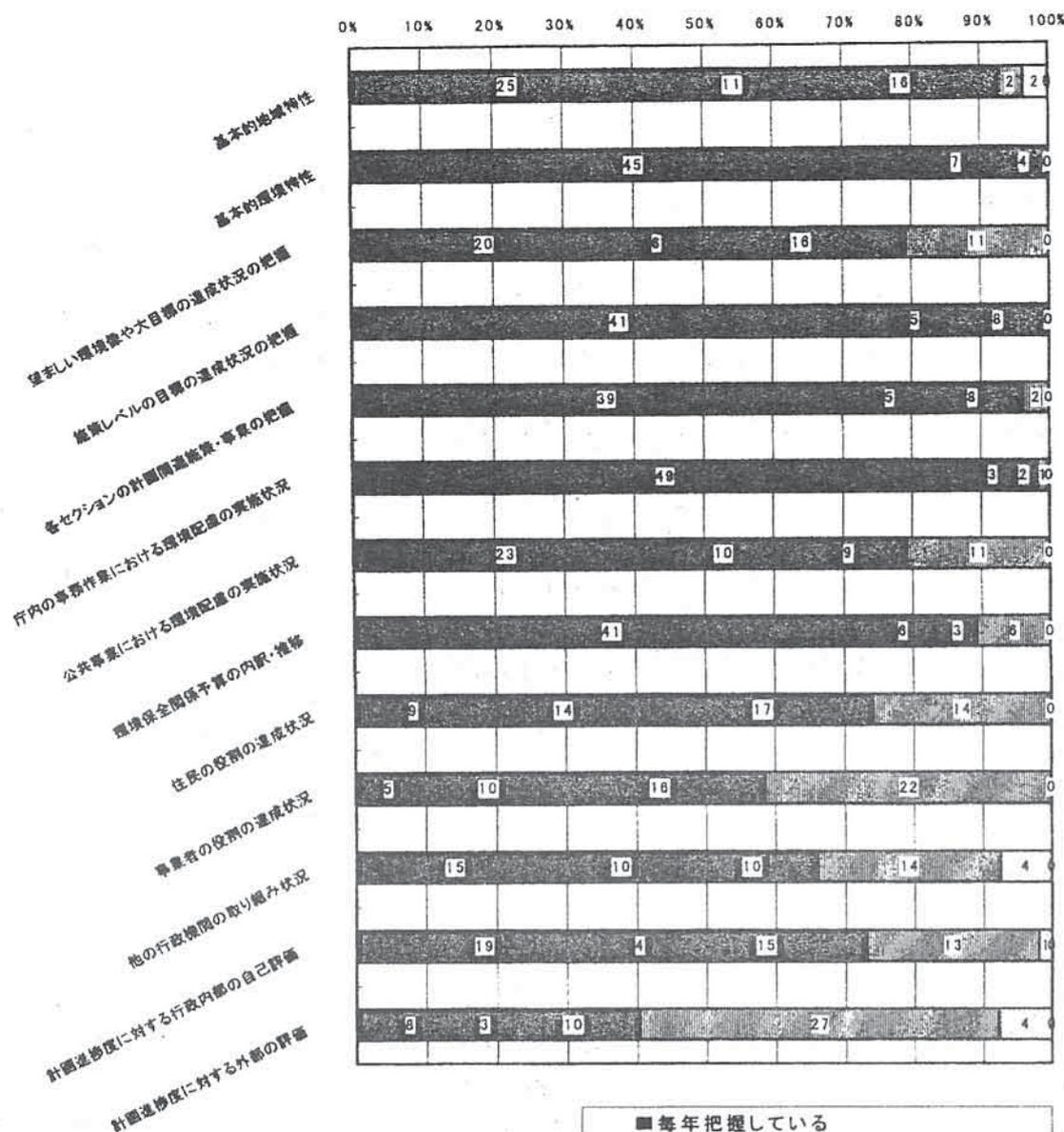
Q1-2 他の計画・施策への目標の反映状況

総合計画の策定には36自治体、6割以上が反映されたと答えているが、他部門のマスタープランの策定が27自治体で5割弱、他部門の施策・事業選定や実施が22自治体で4割弱、他部門の施策・事業や開発計画の評価・見直しは18自治体で3割弱にとどまっている。



Q2 計画進捗状況の把握と見直し状況

Q2-1 計画進捗状況の把握項目



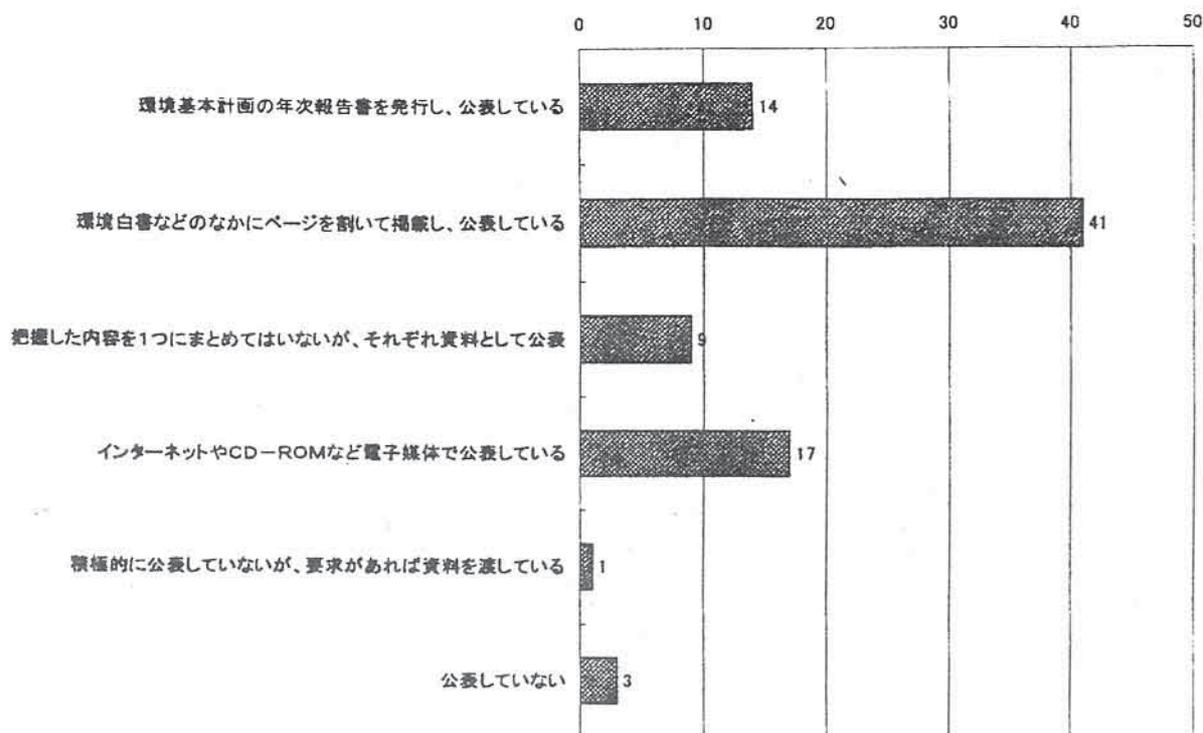
毎年把握している
 把握したことがある
 改定準備段階で把握した・する予定
 必要性は感じるが把握していない
 必要性を感じない・把握していない
 その他・答えない

「毎年把握している」と回答した自治体数は、庁内の事務作業における環境配慮の実施状況が49で最も多く、基本的環境特性が45、施策レベルの目標の達成状況の把握、環境保全関係予算の内訳・推移がともに41でこれに次ぎ、各セクションの計画関連施策・事業の把握が39となっている。一方基本的地域特性が25、公共事業における環境配慮の実施状況が23となっており、望ましい環境像や大目標の達成状況の把握が20、計画進捗度に対する行政内部の自己評価が19、住民の役割の達成状況、事業者の役割の達成状況、計画進捗度に対する外部の評価は9、5、8と少なくなっている。

策定後1年以上経過している計画についてみると、計画の進捗状況を何らかの形で把握している自治体は44自治体と8割以上であったが、2割の計画は全く進捗状況の把握を行っていないことになる。



Q2-2 計画進捗状況の公表方法



「環境基本計画の年次報告書を発行し、公表している」と答えた自治体が 14、「環境白書などのなかにページを割いて掲載し、公表している」と答えた自治体が 41、「把握した内容を1つにまとめてはいないが、それぞれ資料として公表している」と答えた自治体が 9、「インターネットやCD-ROMなど電子媒体で公表している」と答えた自治体が 17、「積極的に公表していないが、要求があれば資料を渡している」と答えた自治体が 1、公表していないと答えた自治体が 3であった。

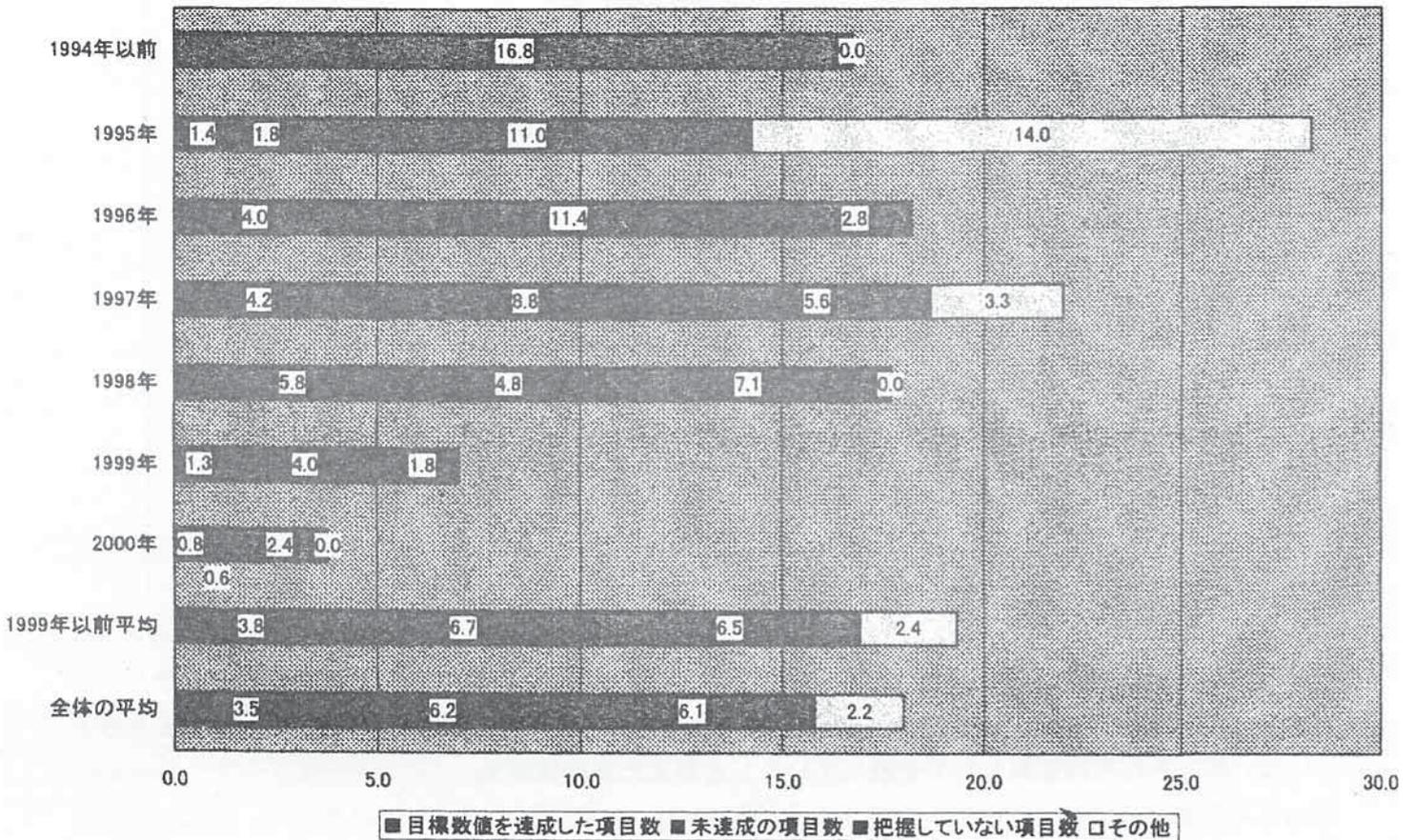
Q2-3 目標の見直し

「毎年見直しを行っている」自治体および「見直しを行ったことがある」と答えた自治体は 0 であり、「計画の改訂時には見直しを行う予定」と答えた自治体が 48、「当面見直しを行う予定はない」と答えた自治体が 1、「計画どおりに進行しており見直す必要がない」と答えた自治体および「見直す必要がない」と答えた自治体は 0 であった。またその他の回答や無回答が 10 自治体あった。



Q3 数値目標の達成状況

Q3-1 数値目標の設定・達成項目数



※数値目標を全く設定していない計画を除いた平均値

数値目標の平均個数は18.0となっており、そのうち目標数値を達成した項目数が3.5、未達成の項目数が6.2、数値自体を把握していない項目数が6.1、その他が2.2となっている。このように把握すらしていない数値目標が全体の1/3も存在する。把握している数値目標の中では、達成している目標は全体の4割にも満たず、未達成が6割以上を占めている。

Q3-2 将来にわたり目標の達成が困難と思われる分野

無記入の回答が多く、目標の達成が困難かどうかの判断自体が難しかったとみられる。回答のあった中では騒音が11自治体であげられ最も多く、次いで水質が10自治体、さらに地球と大気が各9となっている。

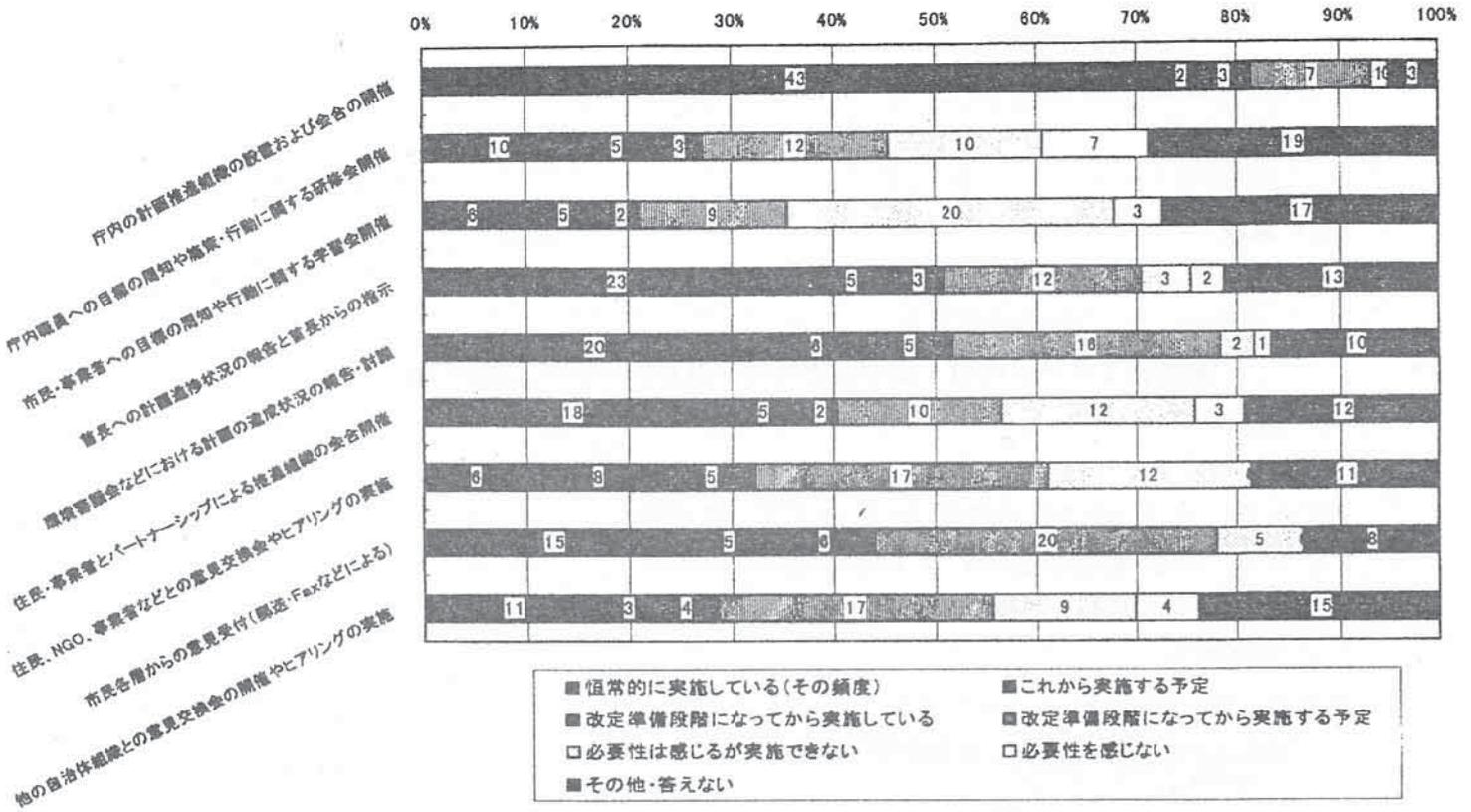
Q3-3 目標数値の達成が困難な主な理由

「目標数値が高すぎた・甘すぎた」という自治体が11自治体で最も多く、「手段や優先順位ははっきりしていたが、その施策・事業が思うように進まなかった」が7自治体、「有効な手段やその優先順位がはっきりしないまま目標を設定してしまった」自治体が5となっている。



Q4 計画の推進組織・活動状況

Q4-1 推進体制・組織の現状・予定



「恒常的に実施している」と答えた自治体数をみると、市内の計画推進組織の設置および会合の開催が43自治体と最も多く、首長への計画進捗状況の報告と首長からの指示が23、環境審議会などにおける計画の達成状況の報告・討議が20、住民・事業者とパートナーシップによる推進組織の会合開催が18、市民各層からの意見受付が15、他の自治体組織との意見交換会の開催やヒアリングの実施が11、市内職員への目標の周知や施策・行動に関する研修会開催が10、市民・事業者への目標の周知や行動に関する学習会開催が6、住民、NGO、事業者などとの意見交換会やヒアリングの実施が6などとなっている。このように、市内の計画推進組織の会合はおよそ7割の自治体で既に行われているが、首長からの指示、環境審議会、パートナーシップ組織の開催は3-4割の自治体にとどまっている。さらに研修や外部組織との意見交換はそれ以下である。全体として、策定後1年以上経過している計画において市民・事業者とのコミュニケーションが可能な組織の設置率は、41(77%)となっている。

一方、推進組織を持っている自治体における組織の年間平均開催数は、市内の計画推進組織2.0、市内職員の研修会1.4、市民・事業者の学習会1.0、首長への報告・首長からの指示1.1、環境審議会などへの報告・討議1.2、パートナーシップによる推進組織2.9、市民との意見交換会・ヒアリング1.2、市民各層からの意見受付1.3、他の自治体組織との意見交換会2.1となっている。

Q4-4 推進組織の活動の種類

推進組織の活動の種類としては、参加型ワークショップや観察会の実施が8自治体、実践活動(リサイクル・緑化や各種キャンペーン活動)が15自治体、イベント・シンポジウム・講座などの開催が20自治体、機関誌の編集・発行が14自治体、テーマまたは地区別の分科会活動が7自治体、計画や活動・行動の進捗状況の点検が10自治体等となっている。



環境基本計画等の運用状況に関する調査結果概要（市区町村編）

1. 調査の概要

（1）調査時期

2000年7月24日～10月11日

（2）対象

2000年3月までに環境基本計画等を策定した自治体（環境庁に報告のあったもの）

具体的には、229の市区町村

（配布は231市区町村、後で2市町村を対象から除外、[次ページ参照](#)）

（3）調査経過

調査経過は以下のとおりである。

7月24日 郵送で調査票を発送（8月11日第一次〆切）

8月14日 礼状・督促状をFax（8月23日第二次〆切）

10月4日 入力後確認票を郵送で発送（10月11日〆切）

（4）回収状況

回収数と回収率は以下のとおりである。

209 （回収率91.3%、有効回答率88.2%）



対象計画一覧(その1)

自治体名	計画名	策定(改定)年月日	自治体名	計画名	策定(改定)年月日		
北海道	函館市	函館市環境基本計画	2000/3/30	千葉県	船橋市	船橋市環境基本計画	1997/3/31
	旭川市	旭川市環境基本計画	2000/2/2		市川市	市川市環境基本計画	2000/2/21
	釧路市	釧路市環境基本方針	1995/3/1		松戸市	松戸市環境計画	1998/3/31
	帯広市	帯広市環境基本計画	2000/3/30		野田市	野田市環境基本計画	1999/3/31
	北見市	北見市環境基本計画	2000/3/21		成田市	成田市環境基本計画	2000/3/16
	美唄市	美唄市環境づくりプラン	1996/3/27		佐倉市	佐倉市環境基本計画	1998/3/31
	江別市	えべつアジェンダ21	1996/2/21		八日市場	八日市場市環境基本計画	1999/3/16
	黒松内町	ブナ里環境基本計画	1997/3/31		旭市	旭市環境基本計画	2000/3/24
	蘭越町	蘭越町環境基本計画	2000/3/31		習志野市	習志野市快適ふるさとプラン	1993/11/15
	沼田町	沼田町環境管理計画	1993/3/1		柏市	柏市環境基本計画	1997/3/31
	白老町	白老町環境基本計画	1998/10/7		市原市	市原市環境基本計画	1997/3/21
	厚岸町	厚岸町環境基本計画	1992/12/9		八千代市	八千代市環境保全計画	2000/3/1
	積丹町	ふるさと環境資源活用地域振興計画	1994/6/1		四街道市	四街道市環境基本計画	1998/3/31
	青森県	青森市	青森市環境計画		2000/3/9	小見川町	おみがわ環境プラン
三沢市		三沢市環境保全基本計画	1991/3/7	中央区	中央区環境保全行動計画	2000/3/28	
盛岡市		盛岡市環境基本計画	2000/3/6	港区	港区環境基本計画MIELプラン	1996/3/21	
岩手県	花巻市	花巻市環境基本計画	2000/2/28	新宿区	新宿区環境管理計画	1994/2/22	
	鷹巣町	鷹巣町自然環境整備計画	1998/1/19	文京区	文京区環境基本計画	1999/3/1	
	三陸町	三陸町環境保全計画	1999/3/25	台東区	台東区環境基本計画	2000/3/30	
宮城県	金ヶ崎町	金ヶ崎町田園環境基本計画	1998/4/15	墨田区	墨田区環境誘導指針	1995/3/1	
	古川市	古川市環境基本計画	1998/3/31	江東区	江東区環境基本計画	1997/11/17	
	白石市	白石市環境基本計画	1999/3/31	目黒区	目黒区環境保全行動指針	1997/6/12	
山形県	角田市	角田市環境基本計画	2000/2/10	大田区	おおたエコプラン	1999/6/1	
	新庄市	新庄市環境基本計画	1996/3/26	世田谷区	世田谷区環境基本計画	1996/3/29	
	山形市	山形市環境計画	1993/6/11	杉並区	杉並区環境基本計画	1996/2/14	
	上市市	上市市快適環境基本計画	2000/3/24	豊島区	豊島区環境管理計画	1997/3/1	
	長井市	長井市環境基本計画	1997/3/31	北区	北区快適環境基本計画	1995/3/30	
	尾花沢市	「雪とスイカと花笠のまち」環境整備基本計画	1998/3/31	板橋区	板橋区環境基本計画	1999/3/31	
	飯豊町	飯豊町環境基本計画	1998/3/31	練馬区	練馬区環境基本計画	1993/11/17	
	遊佐町	ゆざまち環境基本計画	1999/3/31	足立区	足立区環境基本計画	2000/3/31	
	横手市	横手市環境基本計画	2000/3/1	葛飾区	葛飾区環境基本計画	1996/11/12	
	十文字町	十文字町環境総合計画(みどりの街)づくり	1998/3/31	立川市	立川市環境基本計画	1999/3/31	
秋田県	郡山市	郡山市環境基本計画	1999/3/24	武蔵野市	武蔵野市環境基本計画	1999/12/1	
	福島市	福島市環境基本計画	2000/3/6	調布市	調布市環境管理計画	1995/4/1	
	会津若松市	会津若松市環境基本計画	1999/3/17	小金井市	小金井市地域環境管理計画	1992/3/1	
福島県	いわき市	いわき市環境基本計画	1999/3/3	日野市	日野市環境基本計画	1999/4/1	
	藤代町	藤代町環境基本計画	1997/3/17	狛江市	狛江市環境基本計画	1999/3/31	
	日立市	日立市環境基本計画	2000/3/31	横須賀市	横須賀市環境基本計画	1998/8/10	
	総和町	総和町環境管理計画	1995/4/1	平塚市	平塚市環境基本計画	2000/3/28	
	猿島町	猿島町環境基本計画	1997/3/1	鎌倉市	鎌倉市環境基本計画	1996/2/28	
茨城県	守谷町	守谷町環境基本計画	2000/3/31	藤沢市	藤沢市環境基本計画	1998/5/26	
	宇都宮市	うつのみや環境プラン(宇都宮市環境管理計	1995/3/1	小田原市	小田原市環境基本計画	1998/3/31	
	足利市	足利市環境基本計画	1999/10/1	茅ヶ崎市	茅ヶ崎市環境基本計画	1998/3/25	
	鹿沼市	鹿沼市環境基本計画	2000/3/31	逗子市	逗子市環境基本計画	1999/3/1	
	今市市	今市市環境基本計画	1998/2/2	相模原市	さがみほら環境プラン	1993/3/1	
	小山市	小山市環境基本計画	1998/3/1	秦野市	秦野市環境基本計画	2000/3/27	
	前橋市	前橋市環境基本計画	2000/3/30	厚木市	厚木市環境基本計画	1998/10/1	
	高崎市	高崎市環境基本計画	1999/3/25	大和市	大和市環境基本計画	1999/2/15	
	伊勢崎市	伊勢崎市環境基本計画	1998/3/1	南足柄市	南足柄市環境基本計画	2000/3/31	
	館林市	館林市環境基本計画	1999/3/23	新潟市	新潟市環境基本計画	1998/6/16	
栃木県	鹿沼市	鹿沼市環境基本計画	1999/3/5	長岡市	長岡市環境基本計画	1996/2/19	
	今市市	今市市環境基本計画	2000/3/1	柏崎市	柏崎市環境基本計画	1998/3/31	
	小山市	小山市環境基本計画	1998/3/1	上越市	上越市環境基本計画	1998/1/13	
	前橋市	前橋市環境基本計画	2000/3/30	富山県	富山市環境基本計画	1998/3/19	
	高崎市	高崎市環境基本計画	1999/3/25	石川県	金沢市環境基本計画	1999/3/9	
	伊勢崎市	伊勢崎市環境基本計画	1998/3/1	福井県	武生市環境基本計画	1999/2/1	
	館林市	館林市環境基本計画	1999/3/23	山梨県	豊富村環境基本計画	2000/3/31	
	藤岡市	藤岡市環境基本計画	1999/3/5	敷島町	敷島町環境基本計画	1998/3/25	
	玉村町	玉村町環境基本計画	2000/3/1	長野県	長野市環境基本計画	2000/3/1	
	宇都宮市	うつのみや環境プラン(宇都宮市環境管理計	1995/3/1	松本市	松本市環境基本計画	1999/12/1	
群馬県	足利市	足利市環境基本計画	1999/10/1	飯田市	21'いいだ環境プラン	1996/12/25	
	鹿沼市	鹿沼市環境基本計画	2000/3/31	須坂市	須坂市環境基本計画	2000/3/31	
	今市市	今市市環境基本計画	1998/2/2	伊那市	伊那市環境基本計画	2000/3/15	
	小山市	小山市環境基本計画	1998/3/1	塩尻市	塩尻市環境基本計画	2000/1/19	
	前橋市	前橋市環境基本計画	2000/3/30	駒ヶ根市	駒ヶ根市環境基本計画	1997/3/21	
	高崎市	高崎市環境基本計画	1999/3/25	丸子町	丸子町環境基本計画	1999/3/18	
	伊勢崎市	伊勢崎市環境基本計画	1998/3/1	高遠町	高遠町環境基本計画	1999/3/30	
	館林市	館林市環境基本計画	1999/3/23	箕輪町	箕輪町環境基本計画	1999/3/21	
	藤岡市	藤岡市環境基本計画	1999/3/5	飯島町	飯島町環境基本計画	1998/3/23	
	玉村町	玉村町環境基本計画	2000/3/1	長谷村	長谷村環境基本計画	1999/10/1	
埼玉県	川越市	川越市環境基本計画	1998/3/1				
	熊谷市	熊谷市環境基本計画	2000/3/24				
	浦和市	浦和市環境配慮指針	1997/3/31				
	所沢市	所沢市環境基本計画	1999/2/26				
	東松山市	東松山市環境基本計画	1999/3/31				
	春日部市	春日部市環境基本計画	2000/3/8				
	狭山市	狭山市環境基本計画	1998/3/31				
	上尾市	上尾市環境基本計画	1998/3/31				
	草加市	草加市環境基本計画	2000/3/1				
	入間市	入間市環境基本計画	2000/3/21				
千葉県	朝霞市	朝霞市環境管理計画	1995/3/31				
	志木市	志木市環境基本計画	1999/3/1				
	新座市	新座市環境基本計画	2000/3/31				
	久喜市	久喜市環境基本計画	1999/3/4				
	北本市	北本市環境基本計画	2000/3/1				
	吉川市	吉川市環境保全指針	2000/3/1				
	騎西町	騎西町環境基本計画	1997/3/28				
	鷺宮町	鷺宮町総合振興計画(後期対策)	1996/4/1				



対象計画一覧（その2）

自治体名	計画名	策定(改定) 年月日	自治体名	計画名	策定(改定) 年月日	
岐阜県	岐阜市 岐阜市環境基本計画	1998/3/1	奈良県	奈良市 奈良市環境基本計画	1999/3/31	
	大垣市 大垣市環境基本計画	2000/3/21		生駒市 生駒市環境基本計画	1999/3/25	
	高山市 高山市環境基本計画	1997/8/26	和歌山県	和歌山市 和歌山市環境基本計画	1999/3/31	
	多治見市 多治見市環境基本計画	2000/3/31		松江市 松江市環境基本計画	1995/12/25	
静岡県	可児市 可児市環境基本計画	2000/3/31	島根県	宍道町 宍道町環境基本計画	1998/3/31	
	静岡市 静岡市環境基本計画	2000/3/31		岡山市 岡山市環境基本計画	1998/3/16	
	浜松市 浜松市環境基本計画	1998/3/31	岡山県	倉敷市 倉敷市環境基本計画	2000/2/8	
	磐田市 磐田市環境基本計画	2000/3/31		呉市 呉市環境基本計画	2000/3/31	
	藤枝市 藤枝市環境基本計画	2000/3/31		広島県	東広島市 東広島市環境管理計画	1995/3/31
榛原町 榛原町地域環境総合計画	1997/3/27	廿日市市 廿日市市環境基本計画	2000/3/31			
愛知県	豊橋市 豊橋市環境基本計画	2000/1/27	山口県	大野町 おおの環境プラン	1992/3/1	
	岡崎市 岡崎市環境基本計画	1999/3/26		下関市 下関市環境総合計画	1997/3/31	
	瀬戸市 瀬戸市環境基本計画	2000/3/28	徳島県	宇部市 宇部市環境基本計画	1998/3/31	
	豊川市 豊川市環境基本計画	2000/3/6		阿南市 阿南市環境基本計画	1998/3/31	
	豊田市 豊田市環境基本計画	1995/3/31	香川県	高松市 高松市環境基本計画	1999/2/1	
	新城市 新城市都市環境基本計画	1998/3/16		丸亀市 丸亀市環境基本計画	1999/4/27	
	東浦町 東浦町環境基本計画	2000/3/31	愛媛県	新居浜市 新居浜市環境管理計画	1993/3/1	
	田原町 田原町環境保全計画	1998/11/20		西条市 西条市快適環境整備計画	1988/3/1	
	渥美町 渥美町環境美化推進計画	1997/4/1		北条市 北条市環境保全指針	1996/9/18	
	三重県	足助町 足助町環境基本計画	1999/3/10	高知県	高知市 高知市環境基本計画	2000/3/31
津市 津市環境基本計画		1998/3/20	山田市 山田市環境保全計画		1999/3/31	
四日市市 四日市市環境計画		1995/4/1	福岡県	甘木市 甘木市環境ビジョン	1994/9/10	
上野市 上野市環境基本計画		1997/3/31		大野城市 大野城市環境基本計画	1998/3/31	
名張市 なばり快適環境プラン		1994/3/31		宗像市 宗像市環境管理計画	1996/3/31	
滋賀県	河芸町 河芸町環境基本計画	2000/3/1	太宰府市 太宰府市環境管理計画	1994/6/1		
	大津市 大津市環境基本計画	1999/3/25	前原市 前原市環境基本計画	1997/3/31		
	近江八幡 近江八幡市快適環境推進計画	1991/3/31	宮田町 宮田町環境基本計画	1997/3/31		
京都府	八日市市 八日市市快適環境整備計画	1988/3/1	佐賀県	佐賀市 佐賀市環境基本計画	1997/3/1	
	草津市 草津市環境基本計画	2000/3/1		長崎県	長崎市 長崎市環境基本計画	2000/3/31
	舞鶴市 舞鶴市環境基本計画	2000/3/1	佐世保市 佐世保市環境基本計画		1997/3/26	
	綾部市 綾部市環境基本計画	1999/3/31	熊本県		熊本市 熊本市環境基本計画	1993/3/31
	宇治市 宇治市環境保全計画	2000/3/1		水俣市 水俣市環境基本計画	1996/3/19	
大阪府	堺市 堺市環境基本計画	1999/3/31	大分県	大分市 大分市環境基本計画	2000/3/6	
	岸和田市 岸和田市環境計画	1998/3/30		宮崎県	宮崎市 宮崎市環境基本計画	1998/3/30
	豊中市 豊中市環境基本計画	1999/3/16	鹿児島県		鹿屋市 鹿屋市環境基本計画	1997/3/25
	箕面市 箕面市快適環境づくり計画	1994/3/31		上屋久町 上屋久町環境指針・基本計画	1997/3/31	
	吹田市 吹田市環境基本計画	1998/8/28		屋久町 屋久町環境指針・基本計画	1997/3/31	
	茨木市 環境プランいばらき21	1998/12/15				
	兵庫県	八尾市 八尾市環境総合計画	1998/7/1			
		摂津市 摂津市環境行動計画	1996/11/1			
		東大阪市 東大阪市新環境保全計画	1991/3/24			
		尼崎市 あまがさき快適環境プラン	1997/3/31			
明石市 環境基本計画		2000/2/7				
西宮市 西宮市環境計画		1994/6/7				
芦屋市 芦屋市環境計画		1995/9/30				
加古川市 加古川市環境基本計画		1999/3/30				
赤穂市 赤穂市環境管理計画		1989/5/12				
宝塚市 宝塚市環境基本計画		1995/9/30				
三木市 三木市環境総合計画		1999/3/31				
高砂市 高砂市環境計画		1997/3/31				
三田市 三田市環境基本計画	1997/3/31					

**(5) 対象自治体と回収自治体の構成****① 策定年次**

対象自治体と回収自治体の策定年次の構成は、以下のとおりである。

策定年次	対象数	回収数	回収率	有効回答数	有効回答率
1988	2	2	100.0%	1	50.0%
1989	1	1	100.0%	1	100.0%
1991	3	1	33.3%	1	33.3%
1992	3	2	66.7%	2	66.7%
1993	7	6	85.7%	5	71.4%
1994	8	8	100.0%	8	100.0%
1995	12	12	100.0%	11	91.7%
1996	15	14	93.3%	13	86.7%
1997	29	28	96.6%	28	96.6%
1998	42	40	95.2%	39	92.9%
1999	47	45	95.7%	45	95.7%
2000	60	50	83.3%	48	80.0%
合計	229	209	91.3%	202	88.2%

② 人口規模

1995年の国勢調査において人口規模3万未満の自治体が30、3万～10万の自治体が60、10万～30万の自治体が72、30万～100万の自治体が47であった。

③ 現在の計画の状況

現在、運用段階である自治体が167(80%)、現在運用段階であるがすでに次期改訂の準備作業にはいつている自治体が18(9%)、策定後、休止状態である自治体が6、その他が11自治体であった。

④ 担当職員数

計画運用の担当職員数は平均1.3人であり、内訳は経験5年以上が0.3人、1年～5年が0.6人、1年未満が0.4人であった。

⑤ 環境マネジメントツールの導入状況

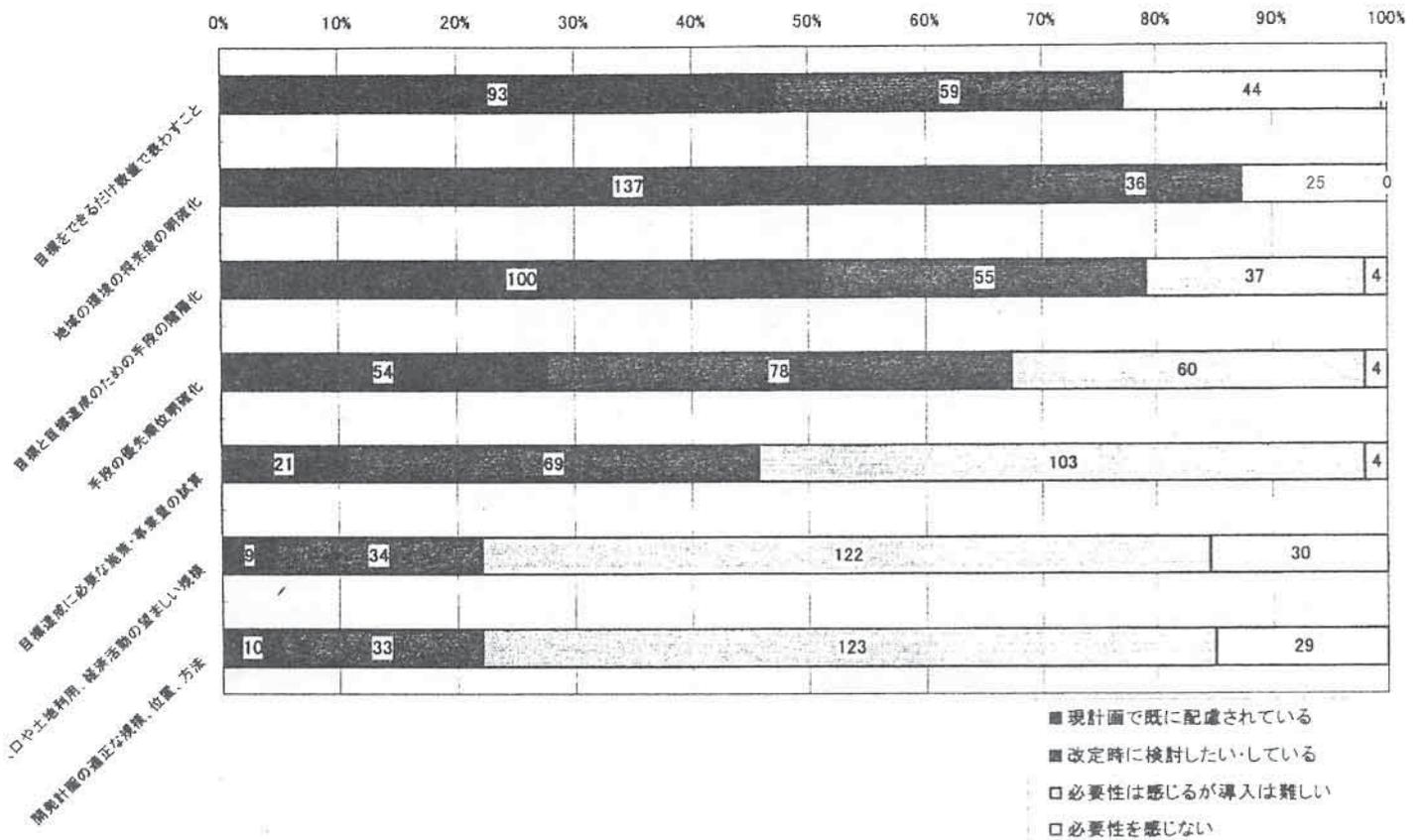
環境基本条例が142(68%)、率先実行計画が95(45%)、ISO14001の認証取得が25(12%)、ローカルアジェンダが44(21%)、温暖化防止対策実行計画が19(9%)、温暖化防止対策地域推進計画が5(2%)、計画段階からの環境アセスメントが7(3%)、事務事業評価・政策評価システムが18(9%)の自治体で導入済みと答えており、環境会計制度は1、その他3であった。



2. 調査の結果

Q1 目標の役割と機能

Q1-1 策定時の目標設定の際留意した事項



「現計画で既に配慮されている」と答えた数は、「地域の環境の将来像やその実現のための戦略を、的確かつ総合的に表わす」が137計画(66%)で最も多く、「目的とその達成のための手段を階層的に表わす」が100(48%)でこれに次ぎ、さらに「目標をできるだけ数値で表わすこと」が93計画(44%)となっている。

一方「目的達成のための手段の優先順位や重要度を示す」「計画目標達成に必要な施策・事業量の試算やシミュレーションを行う」に配慮している計画はそれぞれ54計画、21計画にとどまっている。さらに「人口や土地利用、経済活動の望ましい規模などを提示する」は9計画、「開発計画の適正な規模、位置、方法などを具体的に示す」は10である。

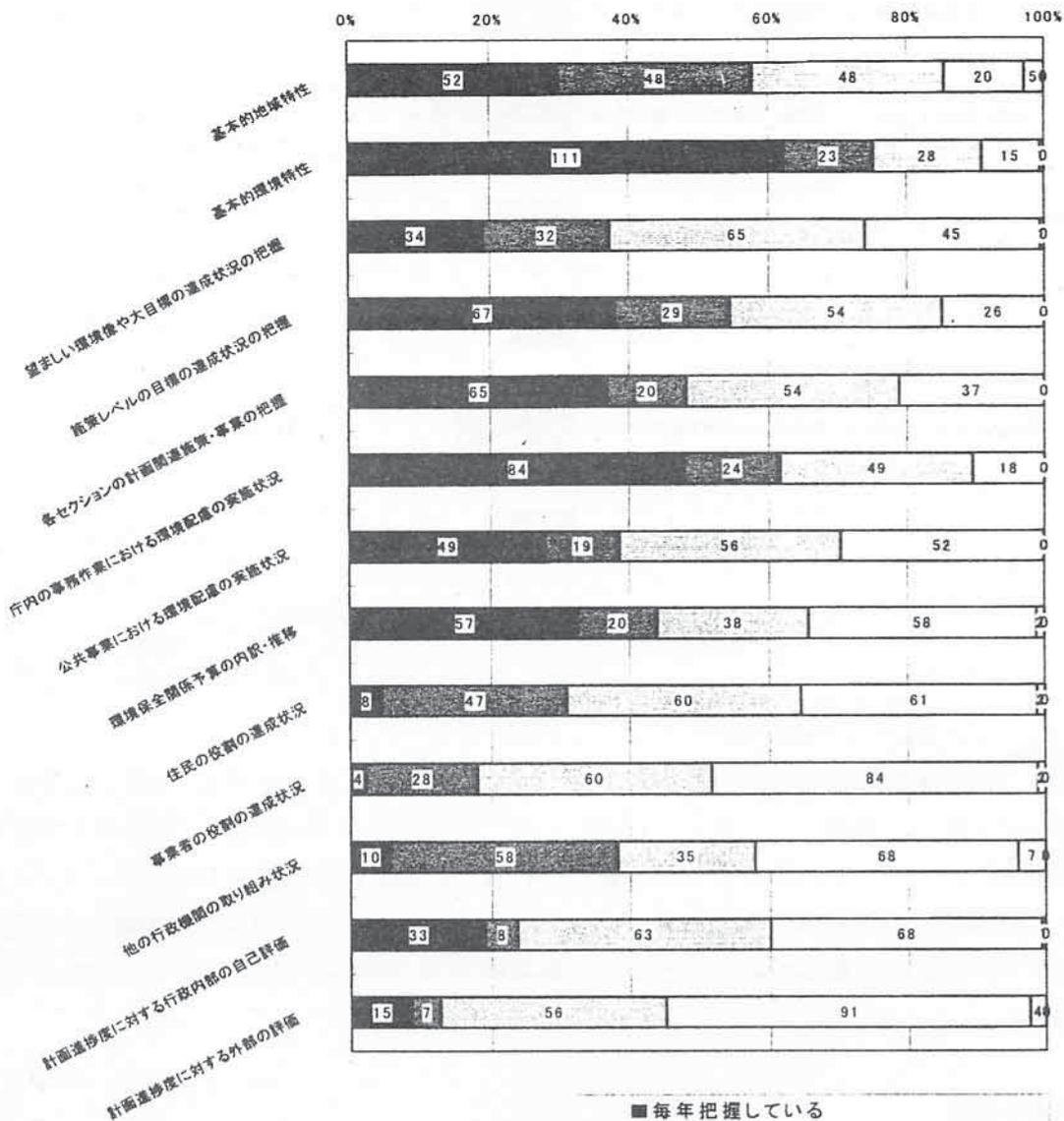
Q1-2 他の計画・施策への目標の反映状況

総合計画の策定には約半数の102自治体が反映されたと答えているが、他部門のマスタープランの策定が81自治体で4割弱、他部門の施策・事業選定や実施が61自治体で3割弱、他部門の施策・事業や開発計画の評価・見直しは46自治体で2割強にとどまっている。



Q2 計画進捗状況の把握と見直し状況

Q2-1 計画進捗状況の把握項目



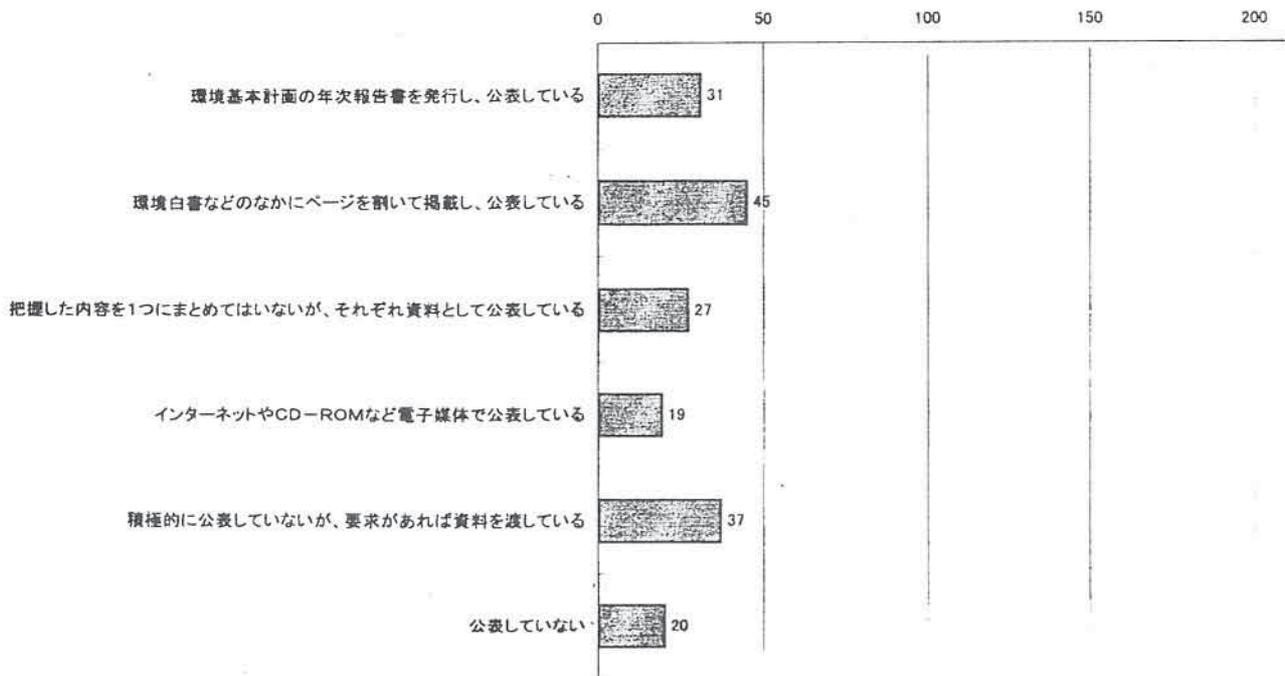
毎年把握している
 把握したことがある
 改定準備段階で把握した・する予定
 必要性を感じるが把握していない
 必要性を感じない・把握していない
 その他・答えない

「毎年把握している」と回答した自治体数は、基本的環境特性が 111(53%)で最も多く、市内の事務作業における環境配慮の実施状況が 84(40%)でこれに次ぎ、さらに施策レベルの目標の達成状況の把握、各セクションの計画関連施策・事業の把握が 67(32%)、65(31%)となっている。一方環境保全関係予算の内訳・推移が 57(27%)、基本的地域特性が 52(25%)、公共事業における環境配慮の実施状況が 49(23%)となっており、望ましい環境像や大目標の達成状況の把握が 34(16%)、計画進捗度に対する行政内部の自己評価が 33(16%)、住民の役割の達成状況、事業者の役割の達成状況、計画進捗度に対する外部の評価は 8、4、15 と少なくなっている。

策定後 1 年以上経過している計画についてみると、計画の進捗状況を何らかの形で把握している自治体は 94 自治体と約 6 割にとどまり、約 4 割の市区町村は全く進捗状況を把握していない状況である。



Q2-2 計画進捗状況の公表方法



「環境基本計画の年次報告書を発行し、公表している」と答えた自治体が 31(15%)、「環境白書などのなかにページを割いて掲載し、公表している」と答えた自治体が 45(22%)、「把握した内容を1つにまとめてはいるが、それぞれ資料として公表している」と答えた自治体が 27(13%)、「インターネットやCD-ROMなど電子媒体で公表している」と答えた自治体が 19(9%)、「積極的に公表していないが、要求があれば資料を渡している」と答えた自治体が 37(18%)、公表していないと答えた自治体が 20(10%)であった。

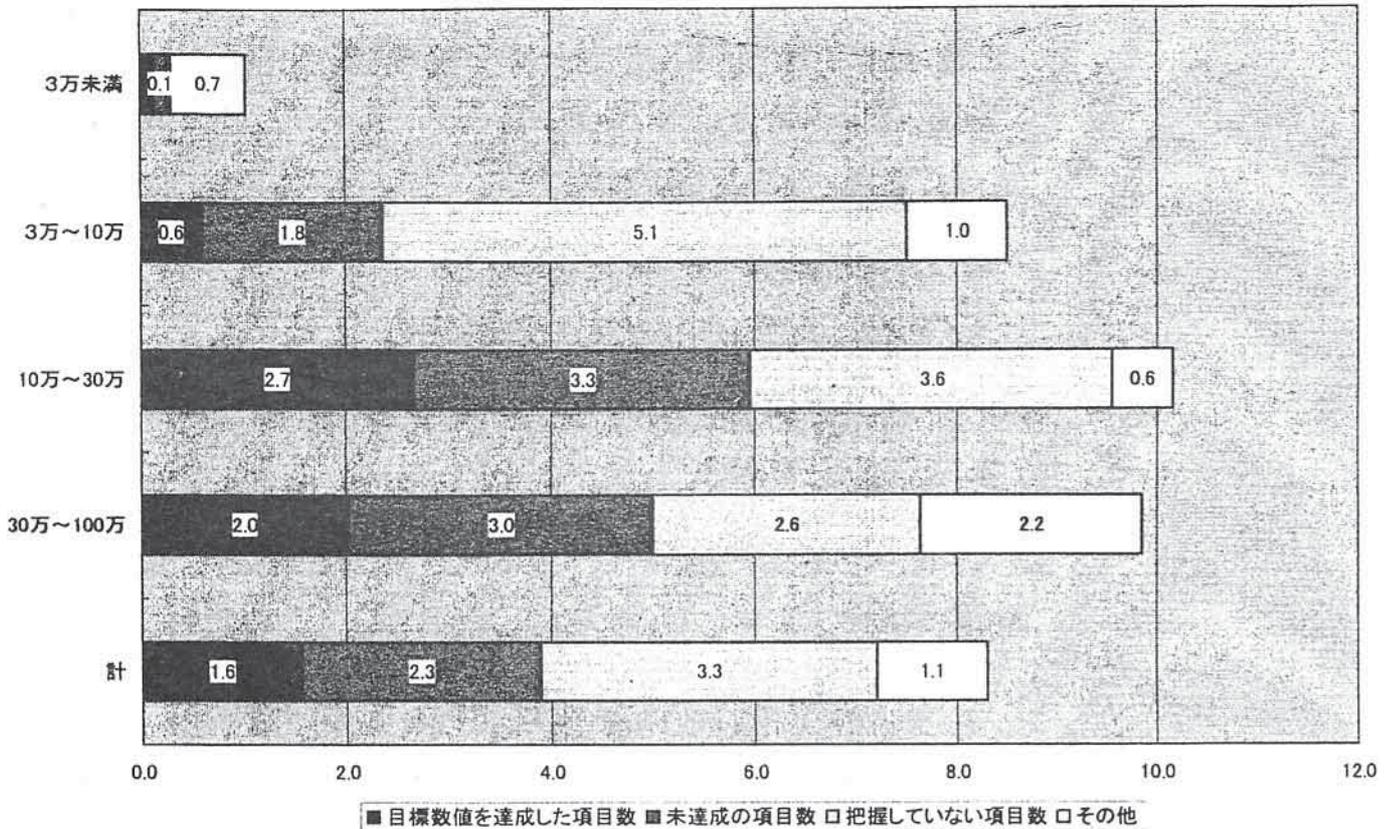
Q2-3 目標の見直し

「毎年見直しを行っている」自治体および「見直しを行ったことがある」と答えた自治体は 9、1 であり、「計画の改訂時には見直しを行う予定」と答えた自治体が 84、「当面見直しを行う予定はない」と答えた自治体が 7、「見直す必要がない」と答えた自治体は 2 であった。またその他の回答や無回答が 108 自治体あった。



Q3 数値目標の達成状況

Q3-1 数値目標の設定・達成項目数



※数値目標を全く設定していない計画を除いた平均値

数値目標の平均個数は8.3となっており、人口規模別にみると3万～10万、10万～30万、30万～100万は8.5、10.2、9.9とあまり変わらないが、3万未満では1.0と極めて少なくなっている。

全体では目標数値を達成した項目数が1.6、未達成の項目数が2.3、数値自体を把握していない項目数が3.3、その他が1.1となっている。このように把握すらしていない数値目標が全体の4割も存在する。把握している数値目標の中では、達成している目標は全体の4割であり、未達成が6割を占めている。

Q3-2 将来にわたり目標の達成が困難と思われる分野

無記入の回答が多く、目標の達成が困難かどうかの判断自体が難しかったとみられる。回答のあった中では「大気」について困難であると答えた自治体が30で最も多く、次いで「地球」が28、「エネルギー」が27と15%近くにのぼる。また、「廃棄物」が20、「騒音」が19、「緑」との回答が18自治体と、それぞれ1割弱の回答があった。「水質」と「自然」については各12、「交通」が8、「水循環」と「アメニティ（快適環境創造）」についてはそれぞれ7であった。

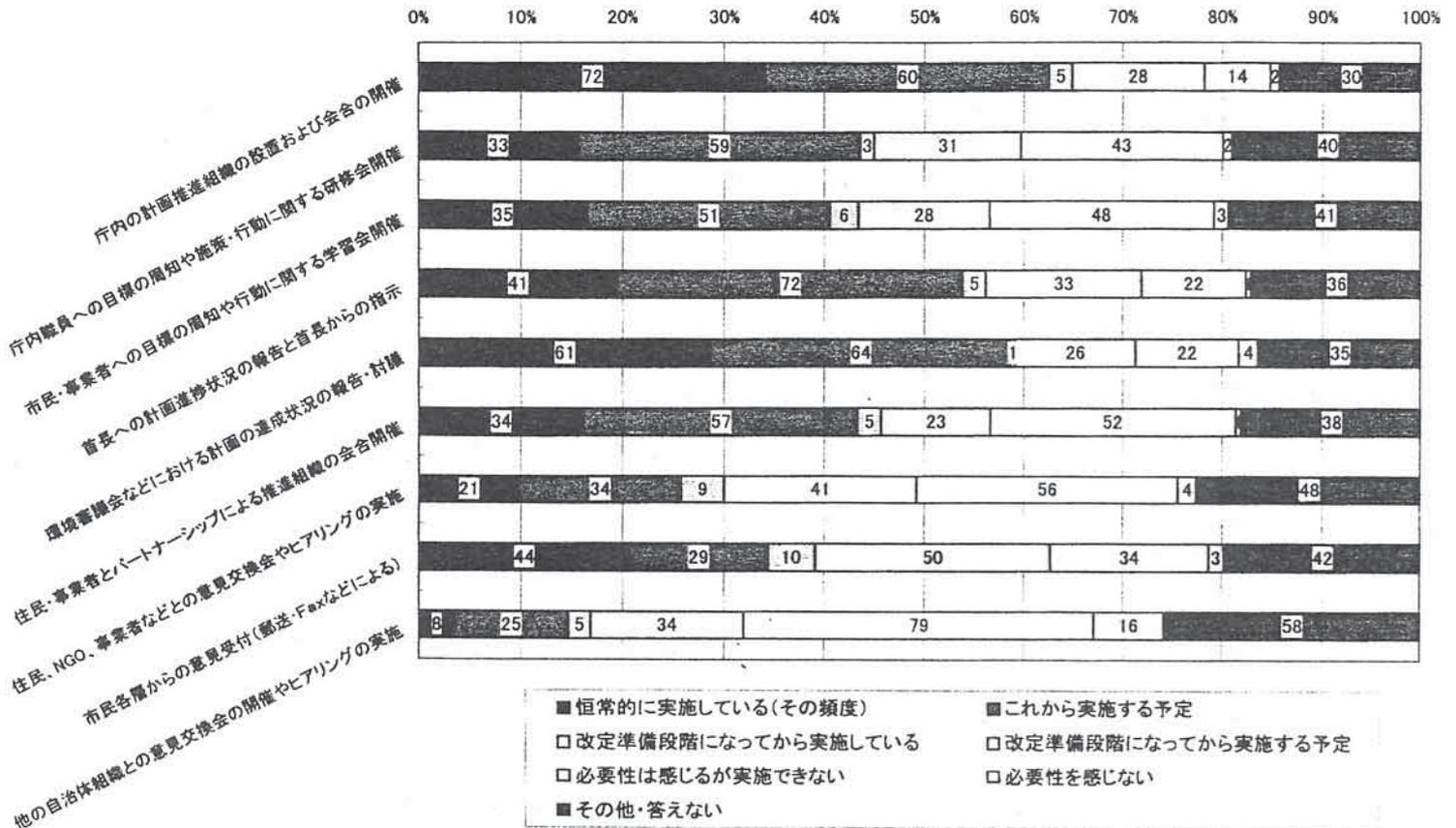
Q3-3 目標数値の達成が困難な主な理由

「有効な手段やその優先順位がはっきりしないまま目標を設定してしまった」が27(13%)自治体で最も多く、「目標数値が高すぎた・甘すぎた」という自治体が24(12%)、「手段や優先順位ははっきりしていたが、その施策・事業が思うように進まなかった」が19(9%)、「目標達成が住民、事業者の行為に依存するものであるのに、その協力を得る努力が足りなかった」20(10%)などとなっている。



Q4 計画の推進組織・活動状況

Q4-1 推進体制・組織の現状・予定



「恒常的に実施している」と答えた自治体数をみると、市内の計画推進組織の設置および会合の開催が72自治体(34%)と最も多く、環境審議会などにおける計画の達成状況の報告・討議が61(29%)、市民各層からの意見受付が44(21%)、首長への計画進捗状況の報告と首長からの指示が41(20%)、市民・事業者への目標の周知や行動に関する学習会開催が35(17%)、住民・事業者とパートナーシップによる推進組織の会合開催が34(16%)、市内職員への目標の周知や施策・行動に関する研修会開催が33(16%)、住民、NGO、事業者などとの意見交換会やヒアリングの実施が21(10%)、他の自治体組織との意見交換会の開催やヒアリングの実施が8(4%)などとなっている。全体として、策定後1年以上経過している計画において計画の推進する何らかの組織を持っている自治体は114(72%)にとどまり、このうち市民・事業者とのコミュニケーションが可能な組織の設置率は82(52%)と半数にとどまっている。

一方、推進組織を持っている自治体における組織の年間平均開催数は、市内の計画推進組織2.8、市内職員の研修会2.1、市民・事業者の学習会3.7、首長への報告・首長からの指示1.2、環境審議会などへの報告・討議1.6、パートナーシップによる推進組織8.1、市民との意見交換会・ヒアリング2.9、市民各層からの意見受付1.5、他の自治体組織との意見交換会2.2となっている。

Q4-4 推進組織の活動の種類

推進組織の活動の種類としては、参加型ワークショップや観察会の実施が36自治体(17%)、実践活動(リサイクル・緑化や各種キャンペーン活動)が54自治体(26%)、イベント・シンポジウム・講座などの開催が59自治体(28%)、機関誌の編集・発行が18自治体(9%)、テーマまたは地区別の分科会活動が15自治体(7%)、計画や活動・行動の進捗状況の点検が36自治体(17%)等となっている。

吹田市におけるISO14001認証取得への取り組み

平成13年(2001年)9月19日(水)

1. 認証取得の目的

- ① 市民、事業者等へのアピール
- ② 職員の意識改革
- ③ 省エネルギー・省資源によるコスト削減
- ④ 事務の効率化
- ⑤ 環境基本計画の進捗管理

2. 認証取得スケジュール

別紙1(表)

3. 環境方針

別紙1(裏)

4. 環境目的・目標及び進捗状況

別紙2

5. 環境基本計画との関連

現状、環境基本計画における施策の推進及び進捗管理が不十分な中で、今後、ISO14001を環境基本計画の推進及び進捗管理のツールとして活用を考えている。

6. プラス面の環境影響評価について

- ① 吹田市新総合計画実施計画から各部局の環境に関連する施策を抽出
- ② 抽出した施策を以下のカテゴリーに分類
 - ・ 省エネルギー
 - ・ 省資源・廃棄物
 - ・ グリーン調達
 - ・ 環境に配慮したまちづくり
 - ・ みどりと水
 - ・ 協働・支援

③ それぞれの環境への影響及び以下の事項等を基に評価点を算出し一定点数以上を著しい環境側面として登録

- ・ 利害関係者（市民や議会等の要望の強弱）
- ・ 汚染の予防（施策を実施することによる環境への影響等の大小）
- ・ 上位方針（国や府等からの指示等の強弱）
- ・ 市長の意思決定（施政方針等を参考に市長の意思を反映）

7. 問題点

環境基本計画だけでなく吹田市役所エコオフィスプラン（吹田市環境保全行動計画）及び温室効果ガス削減実行計画（未策定）との整合性を考える上で、例えば以下のような問題点がある。

- ・ 対象サイト
ISO14001・・・吹田市役所本庁舎を対象
吹田市役所エコオフィスプラン・・・小・中学校及び幼稚園を除く市の施設
温室効果ガス削減実行計画・・・小・中学校及び幼稚園を含む市の施設

吹田市役所本庁舎 ISO14001 認証取得スケジュール

2000年		2001年	
6月	吹田市環境施策調整推進会議開催 吹田市長によるISO14001認証取得取組宣言	1月	環境マネジメントシステム運用開始
7月	管理職への研修実施	2月	予行審査 吹田市環境保全行動計画推進幹事会開催
8月	環境影響評価及び環境法規制等の調査	3月	書類審査 第1回 内部環境監査実施
9月	環境方針策定 吹田市環境保全行動計画推進幹事会開催	4月	初動審査 吹田市環境施策調整推進会議開催 吹田市環境保全行動計画推進幹事会開催
10月		5月	第2回 内部環境監査実施 吹田市環境保全行動計画推進幹事会開催
11月	吹田市環境施策調整推進会議開催 吹田市環境保全行動計画推進幹事会開催	6月	本審査 吹田市環境保全行動計画推進幹事会開催
12月	環境マネジメントマニュアル第1版発行 内部環境監査員養成研修 吹田市環境保全行動計画推進幹事会開催	7月	認証取得

3. 環境方針

環 境 方 針

＜基本理念＞

吹田市は、かつては竹林や桃園などの田園風景が広がり、また、中世の神埼川では水運も盛んとなるなど、次第に発展を遂げてまいりました。そして、近年の千里ニュータウンの建設や日本万国博覧会の開催と前後する高速道路網の完成により、日本の東西を結ぶ結節点となっております。

折しも本年は市制施行60周年を迎え、これを機にこれまでの吹田市の歴史を振り返り、さらには21世紀の吹田市を展望して、「自然、歴史、文化のまち」「環境、福祉、教育のまち」の実現を目指します。

そのためにも、これまでの資源・エネルギーの多消費型の社会を見直し、循環型社会の創造と自然と共生する調和のとれたまちづくりが求められます。これまでに得た私たち共有の知識や技術が、地球環境の保全を図る具体的な行動に結びつくよう身近なところから取り組み、将来の世代へ引き継いでまいります。

＜基本方針＞

1. 「環境都市・吹田」の実現を目指し、率先して市内に環境マネジメントシステムを構築・運用し、また、その継続的な改善を図ることにより、積極的に環境保全活動を推進します。
2. 環境への影響を考慮して、次の項目を環境保全テーマとして取り組み、汚染の予防に努めます。
 - (1) 省エネルギー・省資源を推進します。
 - (2) リサイクルを積極的に進め、廃棄物の減量に努めます。
 - (3) みどりと木にあふれるまちづくりを進め、環境に配慮した事業を進めます。
3. 環境に関連する法令、協定、その他の合意事項を遵守します。
4. この環境方針を達成するため、環境目的・目標を設定し、定期的に見直します。
5. 市民や事業者の環境保全活動への支援や協力を進めます。
6. この環境方針を文書化し、全職員に周知をするとともに、継続的に教育・訓練を行います。
7. この環境方針は、広く市の内外に公表し、提供します。

平成12年(2000年)9月29日

吹田市長 阪口 善雄

4-1 ISO14001 (本庁舎) 環境マネジメントプログラム進捗状況 (H13. 4~6)

項目	対象サイト	4月	5月	6月	四半期合計	達成/未達成
電気使用量 (kwh)	目標	236,554	188,298	193,881	618,733	達成
	実績	225,360	188,280	202,584	616,224	
都市ガス使用量 (m ³)	目標	16,167	2,710	2,248	21,125	達成
	実績	12,489	2,126	1,794	16,409	
ガソリン使用量 (%)	目標	4,914	4,742	5,484	15,140	達成
	実績	4,496	4,908	4,440	13,844	
軽油使用量 (%)	目標	1,237	1,346	1,999	4,582	達成
	実績	810	800	1,290	2,900	
上水使用量 (m ³)	目標	5,525	-	4,567	10,092	達成
	実績	4,716	-	4,119	8,835	
コピー用紙購入枚数 (A4換算:枚)	目標	-	-	-	2,726,745	達成
	実績	-	-	-	1,108,875	
一般廃棄物排出量 (kg)	目標	21,925	57,724	22,748	102,397	達成
	実績	19,017	61,828	15,558	96,403	

(平成12年度購入枚数/4) × 99%

4-2 ISO14001 (本庁舎) その他の主な施策の進捗状況 (H13. 4~6)

項目	担当部門	4月	5月	6月
高層棟・中層棟エレベーター各1台の午後6時以降の運転休止	総務部・市長室	30日間休止	31日間休止	30日間休止
高効率蛍光管への更新	総務部・市長室	125本更新	119本更新	125本更新
省エネタイプ照明機器への更新	総務部・市長室	5月実施設計、6月工事入札執行及び工事契約締結		
太陽光発電施設の検討	総務部・市長室	先進市の調査及び検討項目の抽出		
吹田市低公害車等導入推進計画の実施	環境部・人権部 福祉保健部	1台導入 (マイクロバス：障害福祉課)		
環境部ホームページの開設	環境部・人権部	5月に環境部ホームページ検討会を設立、素案を様式スタイルに整理中		
環境教育フェアの実施	環境部・人権部	6月9日 (土) 環境教育フェア開催		
透水性舗装の推進	建設緑化部	測量・調査の実施		
野鳥が好む食餌木の植栽	建設緑化部	30件、800本植栽		
生活道路等の緑化推進	建設緑化部	測量・調査の実施		
水と緑のネットワークの調査・研究	建設緑化部	資料収集、3回にわたり検討会を実施		
「水辺等の環境」に対する構想の推進	下水道部	検討完了し、詳細を業務委託により設計中		
雨水浸透ますの設置	下水道部	検討、調査、設計完了。現在8ヶ所実施中		
「建設発生土の循環型リサイクル化」に関する調査・研究	下水道部	5月に各リサイクル施設と意見交換を実施		

ローカルアジェンダ 21 と環境基本計画を使った環境マネジメント-豊中市の事例-

豊中市環境企画課 川崎健次

1. 豊中アジェンダ 21 (地球環境を守る豊中市民行動計画) の策定経過

(1) 豊中アジェンダ 21 の策定まで

① 協力・共同事業

- ・小学生による校区の環境マップ作りと市民による河川環境マップ(1989年12月)
- ・豊中の自然環境ガイド(写真集)の発行(1991年3月)
- ・水辺環境観察会や環境カルテなどで協力関係

② 豊中市環境基本条例の制定・平成7年10月

環境基本計画は平成8年度から10年度、豊中アジェンダ 21 は9年度と10年度

表-1 環境基本条例で基本的な枠組み

第8条	: 環境基本計画と市民意見
第9条	: 行動指針:エコオフィス・省エネ設計・水循環
第10条	: 環境報告書の公開と市民意見
第20条	: 環境審議会からの提案と行政の見解

③ とよなか市民環境会議の結成……平成8年5月

150 団体で発足: 市民・事業者・行政のパートナーシップ組織: 会長は市長

第19条: アジェンダの推進組織

表-2 とよなか市民環境会議の主な構成団体(各界網羅型パートナーシップ組織)

商工会議所、建設業協会・造園業組合などの事業者団体、工業製造業界、建築設計士会、流通業界、ホテル業界、トラック協会・バス・タクシー・電鉄などの交通・運輸業界、金融業界、病院協会、農業者団体、官公署、ロータリー・ライオンズクラブ、PTA や小中学校校長会・高等学校・大学などの教育機関、ボーイスカウト・ガールスカウトなどの青少年団体、福祉公社や市民団体、消費者団体、女性・市民・労働団体、医師会・歯科医師会、駐車場協会、環境関連、市民団体、環境NGO など

④ ワーキンググループ(WG:市民環境会議の行動部隊:個人参加 20 名前後)の結成……平成8年7月

- ・環境基本条例の中間案に意見を出し、その一部が反映された条例が出来たためその運用に責任
- ・毎回新しいメンバーが参加し、4ヶ月ほど、市民環境会議とは、WG とは、行政不信、市民の役割は、アジェンダとは、等の話し合いが続いた。
- ・やっと始まったアジェンダ作成の準備、しかし環境基本計画と豊中アジェンダの関係をめぐって市民は「行政の下請けはいや」と主張→市民に環境目標(望ましい環境像)の作成を依頼

⑤ 市民が作った「望ましい環境像」(環境基本計画と豊中アジェンダ 21)

……平成9年1月~3月: ワークショップ、KJ法、短歌形式(市民の達成感)

表-3 豊中市民が作った望ましい環境像(一部)

・地域から わがまちよくする 試みを 皆で考え 行動するまち
・生き物に 触れて驚き感動し 人の心を 育てるまちに
・車降り 歩いて楽し散歩道 思わず寄り道 したくなるまち
・陽や雨の 自然の恵み大切に 普段の暮らしに 役立てるまち
・夜空見て 胸いっぱい深呼吸 星のきらめき 感動のまち
・いにしへの マチカネワニのふるさとで 歴史の香り 感じられるまち

(2) 策定中

① 豊中環境塾の開催……平成9年6月~8月に6回

地球環境問題、環境配慮型の企業活動、交通、ライフスタイルの学習会と

- 市内環境資源(千里川、清掃工場など)の見学会を開催。延べ参加者数 550 人
- ②10年度の行動内容を検討……平成9年10月～平成10年3月
生活、産業、自然、交通の4部会を設置。初めての出会いへの期待と何をするのか分からない不安
- ③具体的キャンペーン行動の展開(アクションアプローチ)……平成10年7月～12月
行動を通じて深まったアジェンダの認識とパートナーシップの実感
どんどん出てくる市民からの行動提案、行政としては新規施策実験の場

表-4 豊中アジェンダ21の行動実績 ●行政提案 ○市民提案

活動	行動項目	97・98年度の実績	99年度の実績	2000年度の実績
生活部会	●環境家計簿(エコライフカレンダー)	1万部配布	5000部配布 100名モニター	5000部配布 6割継続66名毎月 出前学習3校4回
	○マイバッグ普及	量販店8店舗900名 7カ所	量販店11店 1200名7カ所	小4生児童保護者7カ 所、ポスター掲示
	○エコショップ調べ	……………	14店舗の調査	ポスター掲示
	○工場見学・学習会			3回
自然部会	●ビオトープづくり	準備活動	2校で実現	1校で継続
	○学校剪定枝堆肥	10校で実施	22校で実施	34校で実施
	○環境観察会	観察2回	観察6回284名 学習3回130名	観察7回242名 学習3回151名
	○ビオトープ見学			1回
交通部会	●ストップ・アイドリング運動	ステッカー作成と1 万5千部配布	1万枚配布	4000枚配布 ポスター150枚
	○その他		共同輸配送見学会	学習会3回54名
産業部会	●エコオフィス21活動	チェックリストの作 成と73社	チェック70社	チェック76社
	○機密書類リサイクル	7病院	7病院	7病院
	○その他		ISO見学25社	学習会3回92名 見学会1回26名
プロジェクト	○アジェンダ普及	約50ヶ所で学習講 演会	講座5回210名 構成団体9回 他団体17回	小学校3校 外ヶ所1回32名 他団体0回
	○竹炭づくり	炭焼き2回	炭焼き4回、普及	炭焼き7回、普及 学習3回69名
	○生ごみ堆肥化実験	……………	実験3ヶ月 講演会1回170名	実験5ヶ月 講演会2回350名 花いっぱい2カ所

2. 環境基本計画(行政計画)の策定

(1) 豊中市環境基本計画の策定経過

- ①平成8年度……全体構成と市民アンケート(二酸化炭素削減行動への関心：COP3に発言)
- ②平成9年度……施策体系と数値目標の検討、モニター指標の抽出
- ③平成10年度……推進方策と計画全体の作成、中間案の公表と市民意見の募集

(2) 基本計画の内容と特徴

- ①市民が作った望ましい環境像を具体化した数値目標
- ②モニター指標による施策進捗状況の把握

表-5 環境像実現のための定量目標

①協働（パートナーシップ）型活動参加者数：（数値未設定）
②二酸化炭素排出量：対90年度比8～9%減/人（90年度値0.92t/人・年）
③ごみの総排出量：対95年度比3～5%減（95年度値：151,836 t）
④雨水浸透率：0.21（1970年代後半レベルに戻す：74年度値：0.217）
⑤環境基準の達成状況：100%（97年度値：70%）
⑥緑被率：17%（95年度値：15.5%）

表-6 モニター指標の例（参考資料 参照）

清掃工場見学者数、環境問題講座数、電気・ガス使用量（家庭系・事業系）、フロン回収量、二酸化窒素濃度、浮遊粒子状物質濃度、航空機騒音年平均値、幹線道路自動車交通量、下水処理水質、1人1日平均給水量、薬剤等使用量、ごみのリサイクル率、剪定枝葉のコンポスト化、事業系ごみ発生量、ペットボトル回収拠点数、家庭系1人1日当りごみ収集量、太陽光発電余剰電力購入実績、コンポスト設置助成、街路灯設置件数、透水性舗装面積、環境配慮実績、地域清掃活動状況、市役所内紙使用数、市役所エネルギー使用量

(3)自治体政策の基本的転換をめざす施策体系

- ①自治体の政策（施策）を、持続可能な社会、アメニティ豊かな地域、の視点から再構築
- ②ありかたそのものの転換→急転換すると転覆する、早く取り組む方が「訓練」になる

表-7 豊中市環境基本計画の施策体系

1 市民・事業者・行政のパートナーシップの推進	4 循環型社会の構築
1-1参加・協働・支援の仕組みづくりと推進	4-1省資源化と資源循環（ごみ減量）の促進
1-2環境情報の公開・交流	4-2交通システムにおける環境配慮の促進
1-3環境学習の促進	4-3環境に配慮した建築の普及
	4-4環境に配慮した事業活動の促進
	4-5市民生活における環境配慮の促進
2 総合的環境行政の確立	5 自然環境の保全と快適環境の創造
2-1環境都市戦略の確立	5-1快適環境の保全と創造
2-2予見的・計画的推進と評価システムの確立	5-2自然との共存・共生
2-3新たな環境政策課題への対応	5-3人にやさしいまちづくりの推進
3 地球環境の保全	6 安全で健康な環境づくり
3-1地球規模で考え足元から行動する気運の醸成	6-1典型公害対策の充実
3-2国際協力・広域連携の推進	6-2都市型公害対策の促進
	6-3化学物質に対する安全対策の推進
	6-4安全なまちづくりの推進

(4)策定過程

- 全部局からの約40名の実務担当者と約30名の課長級職員による学習・検討・交流の機会
- ①1990年～92年：環境管理基本方針・環境配慮指針の策定
 - ②1995年：環境基本条例の検討
 - ③1996年～98年：環境基本計画・豊中アジェンダ21の策定

3. 豊中市環境基本計画と豊中アジェンダ21

(1)両計画の関係

- ①環境基本計画と豊中アジェンダ21は、環境基本条例を具体化したもので共通の目標を設定
- ②環境基本計画では、100以上のモニター指標を設定し、パフォーマンスレビューの試み
- ③豊中アジェンダ21は、市民や事業者がすぐに出る101の行動をまとめた提案集

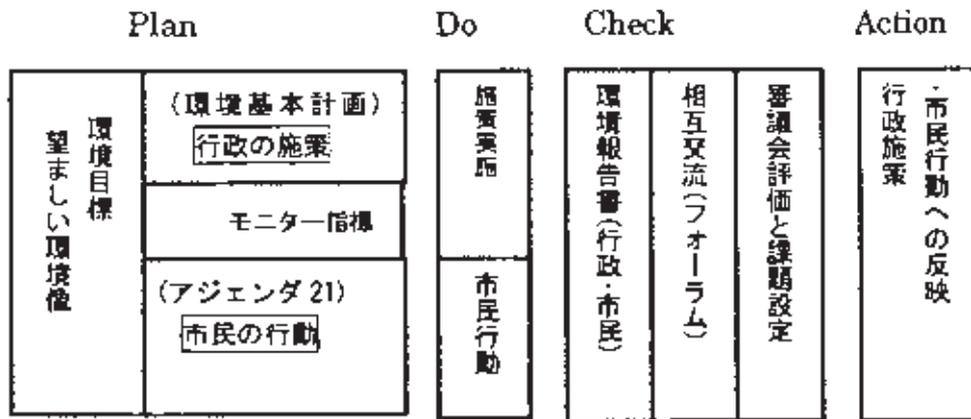


図-1 豊中市環境基本計画・豊中アジェンダ21の策定と推進

②両計画の推進と環境報告書によるマネジメント

①環境報告書の流れ

- (a)環境報告書(中間)作成、(b)中間段階で公表、(c)環境フォーラム(シンポジウム形式)で意見交換、(d)市民意見、審議会からの提案、(e)環境管理委員会(市長トップの部長級組織で環境行政の推進調整機関)への報告、(f)市民意見、審議会提案に対する市の考え方をまとめて最終報告書

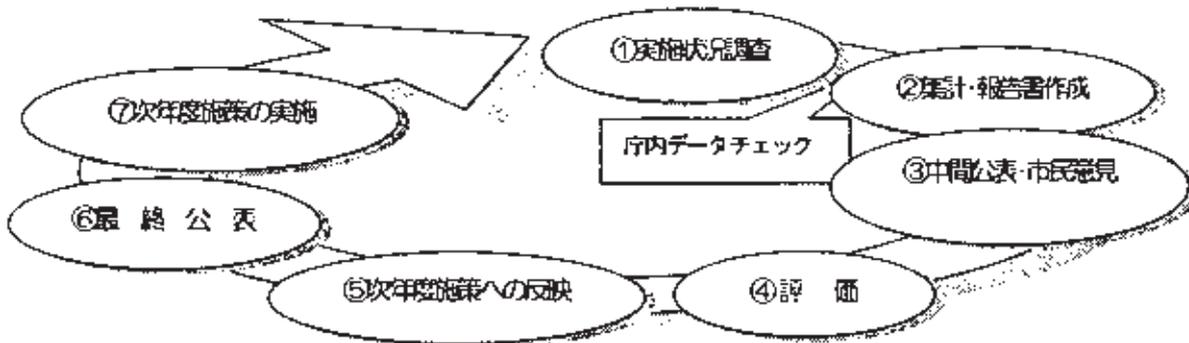


図-2 豊中市環境報告書作成のフロー

②豊中市環境報告書の内容

表-8 豊中市環境報告書の内容

Plan	・望ましい環境像・環境目標
Do	・施策体系別環境関連事業一覧 ・モニター指標データ一覧 ・環境行政の推進体制(環境関連条例・要綱、支援策、推進体制) ・市民の環境行動
Check	・環境フォーラムでの内容、市民からの意見 ・環境審議会からの意見
Action	・審議会意見に対する行政の考え方 ・市民意見に対する行政の考え方

(3)豊中市環境報告書の役割

①情報提供・情報交換のツール

- (a)目標の達成状況、(b)行政施策の実施状況、(c)政策影響による効果把握(モニター指標)
(d)市民の環境改善行動、(e)環境行政の推進体制、等を包括した情報の共有化を図る

②各主体間のコミュニケーションツール

(a)市民からの意見、(b)これを踏まえた審議会からの意見、(c) 審議会意見に対する行政の見解、(d)市民意見に対する行政の見解

③地域の全主体による環境マネジメントのツール

地域全体の環境影響の洗い出しにより自治体での環境負荷一覧ができれば、地域を構成するあらゆる主体の合意による「コミュニティガバナンス」「コーポレートマネジメント」への発展が期待できる。

5. マネジメントの対象と仕組み

(1)マネジメントの対象とデザイン

自治体での環境マネジメントのあり方には、①環境政策全体を対象とするのか、②事務、事業の中から行政が管理しやすい領域を絞った範囲を対象にするのかによって、システム設計のデザインが異なる。

表-9 豊中市でのマネジメント例

○政策全体…豊中アジェンダ21と環境基本計画(1998年3月)
○開発事業(民間・公共)…環境配慮指針(1994年3月)
○公共事業…省エネ設計指針・水循環水環境指針(1998年3月)
○オフィス…エコオフィス指針(1997年3月)

具体的にどのようなマネジメントシステムにするかは、首長の姿勢、自治体の規模、市民や行政の熟度、環境分野のマンパワー等によって異なるから、地域や自治体の状況にふさわしいマネジメントシステムをデザインする必要がある。

(2)業務見直しのツールとしてのISO

個々の仕事を環境の視点から見直すことが出来るのは、一人一人の職員。ISO14001は継続的改善を図ることをめざした近代的な組織マネジメントの国際標準であるから、政策全体が及ぼす環境影響の低減をめざしつつも、まず職員が自ら管理できるオフィスでの事務活動や公共事業などを対象に、日常の業務点検・改善に取り組むことが重要。

さらに政策、施策、事業を、環境への負荷低減、生物多様性といった観点から見直し、経済や雇用、地域コミュニティの活性化などの調和を図りながら進めていく必要がある。また評価システムの高度化により「評価の風」を生み「評価のための評価」に陥らないような工夫が必要。

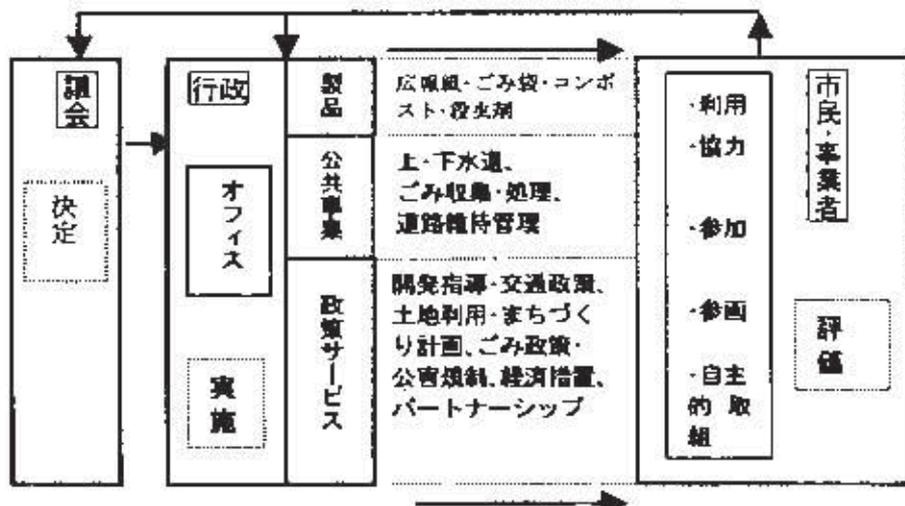


図-5 マネジメントの対象と各主体の役割

参考資料 1

豊中市環境基本計画と豊中アジェンダ 21 の関係

表-1 市民が作った望ましい環境像(一部)

- ①地域から わがまちよくする 試みを 皆で考え 行動するまち
- ②生き物に 触れて驚き感動し 人の心を 育てるまちに
- ③車降り 歩いて楽し散歩道 思わず寄り道 したくなるまち
- ④陽や雨の 自然の恵み大切に 普段の暮らしに 役立てるまち
- ⑤夜空見て 胸いっぱい深呼吸 星のきらめき 感動のまち
- ⑥いにしへの マチカネワニのふるさとで 歴史の香り 感じられるまち

表-2 環境像実現のための定量目標

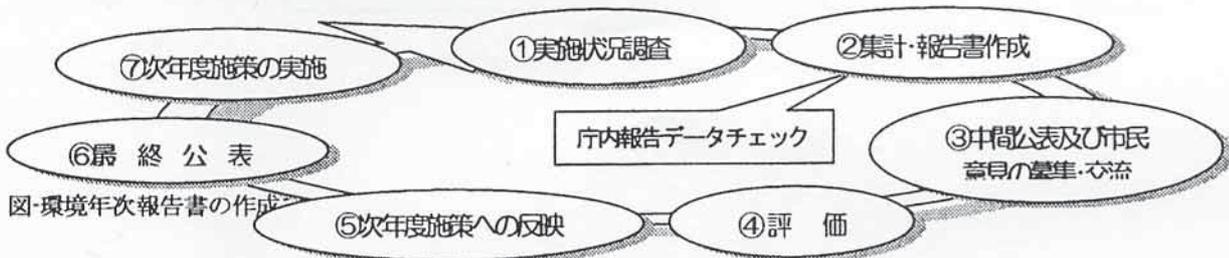
- ①協働(パートナーシップ)型活動参加者数:(数値未設定)
- ②二酸化炭素排出量:対90年度比8~9%減/人(90年度値:0.92t・a・人)
- ③ごみの純排出量:対95年度比3~5%減(95年度値:151,836t)
- ④雨水浸透率:0.21(1970年代後半レベルに戻す:74年度値:0.217)
- ⑤環境基準の達成状況:100%(97年度値:70%)
- ⑥緑被率:17%(95年度値:15.5%)

表-3 豊中市環境基本計画と豊中アジェンダの行動体系(●は行政提案、○は市民提案)

環境基本計画の行動(施策)体系	豊中アジェンダ 21 の行動体系
1. パートナーシップの推進 1-1参加・協働・支援の仕組みづくりと推進 1-2環境情報の公開・交流 1-3 環境学習の促進 2. 総合的環境行政の確立 2-1環境都市戦略の確立 2-2予見的・計画的推進と評価システムの確立 2-3 新たな環境政策課題への対応 3. 地球環境の保全 3-1 地球規模で考え足元から行動する 3-2 国際協力・広域連携の推進 4. 循環型社会の構築 4-1省資源化と資源循環の促進 4-2 交通システムにおける環境配慮の促進 4-3環境に配慮した建築の普及 4-4 環境に配慮した事業活動の促進 4-5 市民生活における環境配慮の促進 5. 自然環境の保全と快適環境の創造 5-1快適環境の保全と創造 5-2自然との共存・共生 5-3 人にやさしいまちづくりの推進 6. 安全で健康な環境づくり 6-1典型公害対策の充実 6-2都市型公害対策の促進 6-3 化学物質に対する安全対策の推進 6-4 安全なまちづくりの推進	1. パートナーシップの推進 ○総会 ○環境フォーラム ○環境展 2. 生活部会 ●環境家計簿(エコライフカレンダー) ○マイバッグ普及 ○エコショップ調べ ○工場見学 3. 自然部会 ●学校ビオトープづくり ○学校剪定枝堆肥 ○環境観察会(水鳥、鳴く虫、ツバメ) ○ビオトープ見学 4. 交通部会 ●ストップ・アイドリング運動 ○学習会・見学会 ○交通ひやり調査 5. 産業部会 ●エコオフィス(ISO)21 活動 ○機密書類リサイクル ○学習会・見学会 6. プロジェクト ○アジェンダ普及 ○竹炭づくり ○生ごみ堆肥化実験

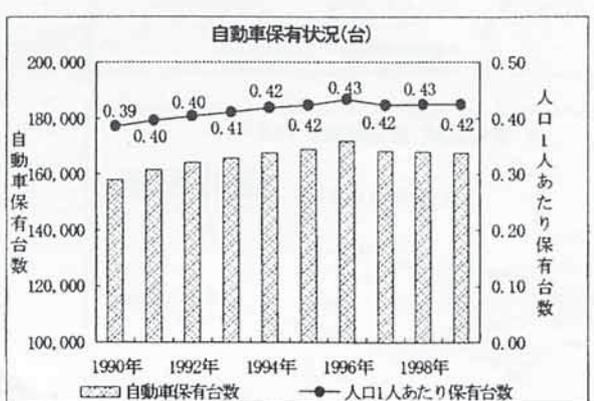
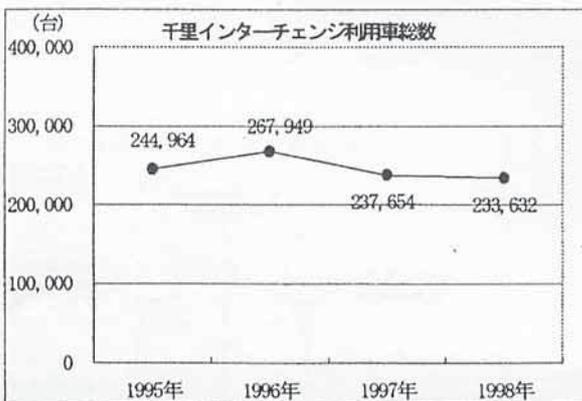
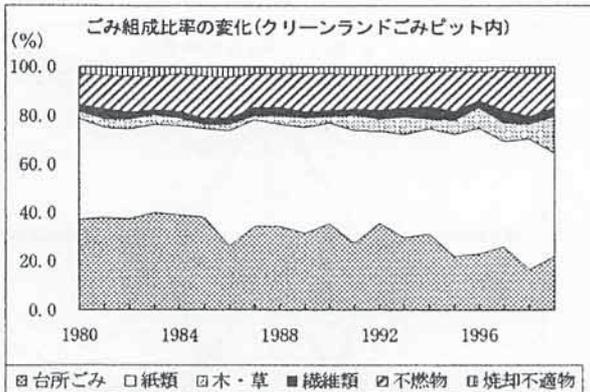
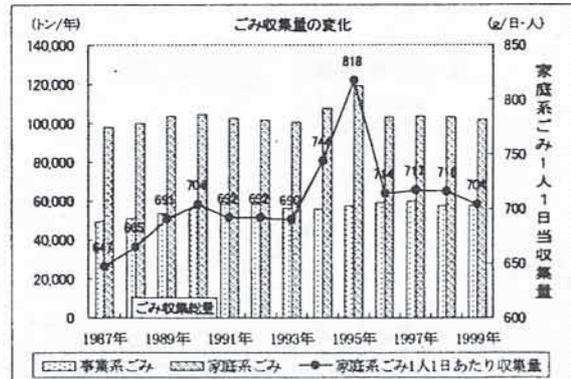
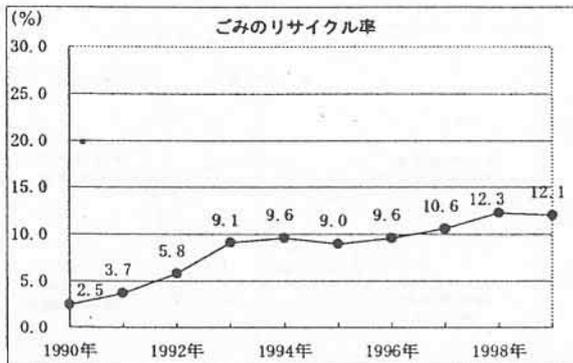
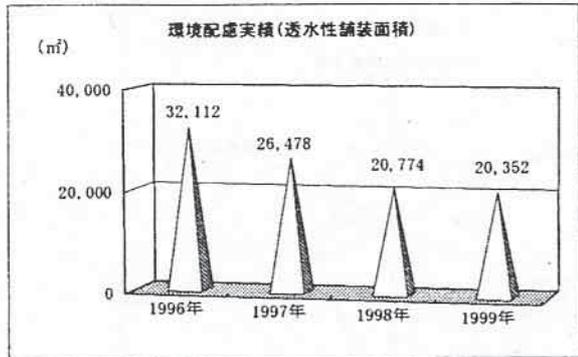
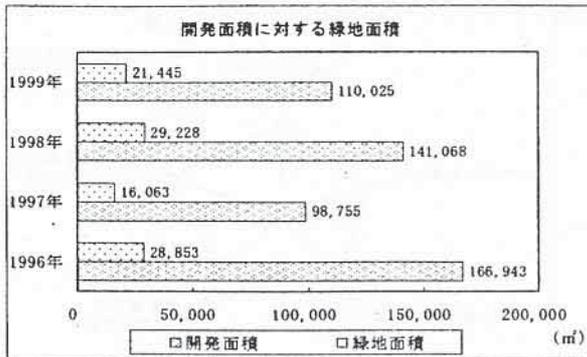
表-4 豊中市環境モニター指標の例

清掃工場見学者数、環境問題講座数、電気・ガス使用量(家庭系・事業系)、フロン回収量、二酸化窒素濃度、浮遊粒子状物質濃度、航空機騒音年平均値、幹線道路自動車交通量、下水処理水質、1人1日平均給水量、薬剤等使用量、ごみのリサイクル率、剪定枝葉のコンポスト化量、事業系ごみ発生量、家庭系1人1日当ごみ収集量、太陽光発電余剰電力購入実績、コンポスト設置助成、街路灯設置件数、透水性舗装面積、環境配慮実績、地域清掃活動状況、市役所内紙使用数、市役所エネルギー使用量



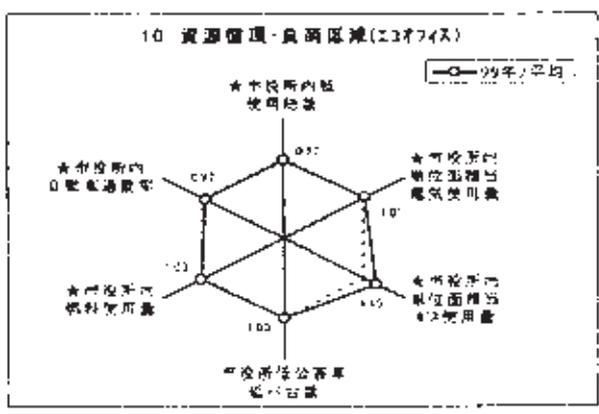
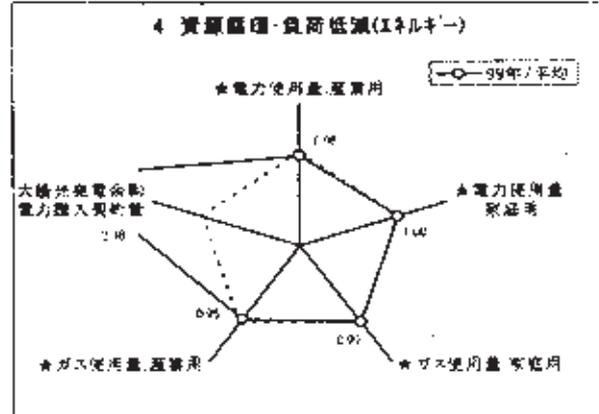
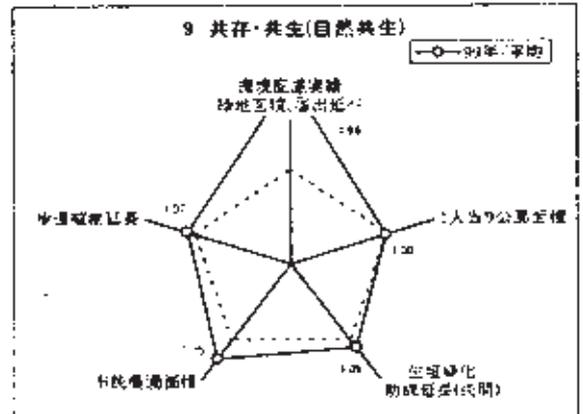
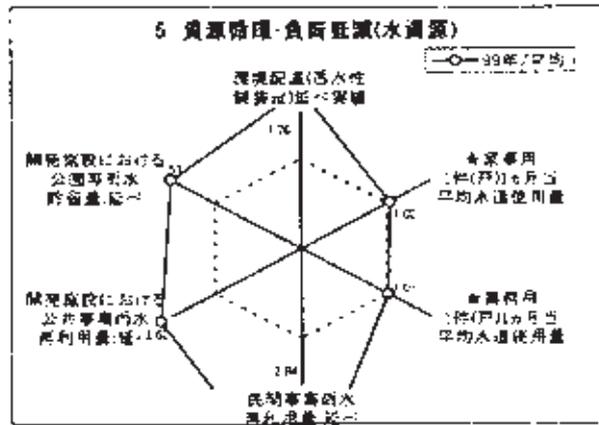
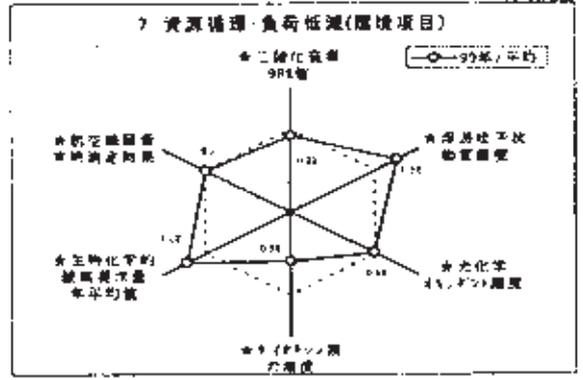
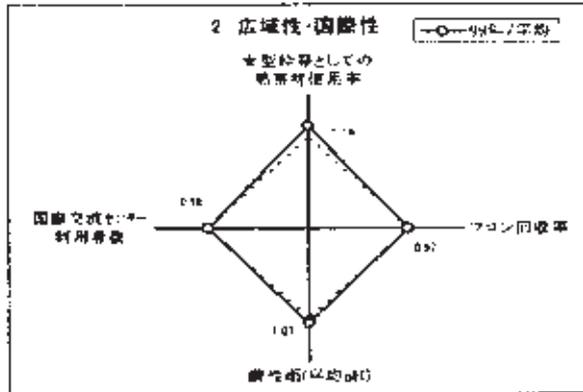
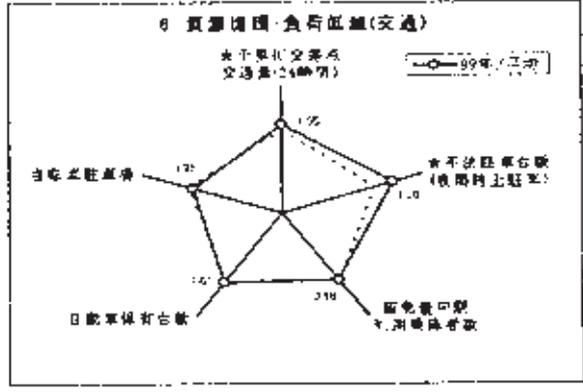
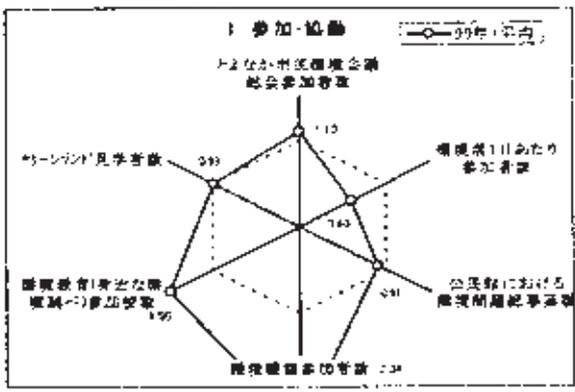
参考資料2

豊中市環境モニター指標の例

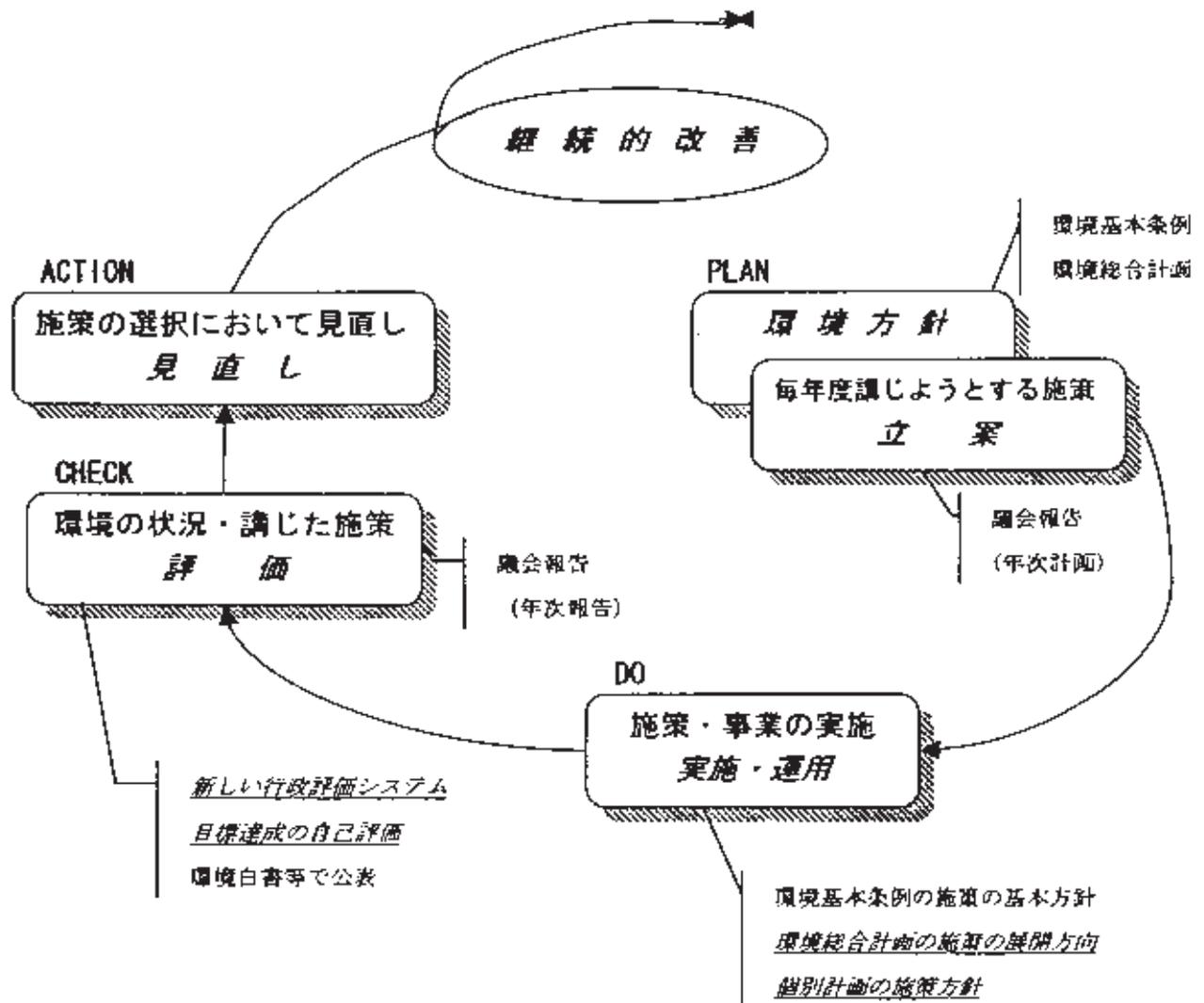


参考資料3

環境指標の状況変化(対基準年比グラフ)(96,7,8年値の平均を1.00とする)



話題提供3 「環境総合計画の進行管理とその見直しの方向」



- 昭和 48 年 9 月 大阪府環境管理計画 (BIG PLAN) 策定
- 昭和 57 年 12 月 大阪府環境総合計画 (STEP 21) 策定
- 平成 3 年 9 月 大阪府新環境総合計画 (NEW STEP 21) 策定
- 平成 6 年 3 月 大阪府環境基本条例制定
- 平成 8 年 3 月 大阪府環境総合計画策定
- 平成 11 年 2 月 大阪府本庁舎で ISO14001 認証取得
- 平成 12 年 8 月 大阪府環境審議会に新しい環境総合計画の基本的事項を諮問
- 平成 13 年 7 月 大阪府環境審議会が答申

- ローカルアジェンダと自治体の環境総合(基本)計画
- ISO の仕組みと環境総合(基本)計画のマネジメントシステム
- PDS (Plan Do See) → PDCA マネジメント ⇒ ISO → EMAS (Eco-Management and Audit Scheme)

環境自治体づくりアンケート結果

平成11年度の共同研究時には、大阪府内の市町村及びISO先進都市に対しISO14001認証取得や環境行政の現状についてアンケート調査を行った。本アンケート結果は、前述と対称的にISO14001を認証取得しないで独自の環境管理システムを構築し、運営していく自治体を対象にアンケート調査を行ったまとめである。

大阪府内調査結果について

大阪府内44自治体に8月中旬から10月中旬にかけアンケート調査を実施し、32自治体から回答があった。なお、回収率は前回調査時（99年：共同研究調査時）41自治体で93%、今回調査73%と回収率が低下した。

アンケートの内容は別紙のとおりで、環境管理システムに関して ISO14001への取組状況、数値目標の設定、事業範囲、数値目標に関する項目、推進体制担当者数、推進体制の責任者の範囲、監査の実施体制、監査評価者、環境報告書の有無、環境改善の仕組み、住民関与の可否、独自の環境管理施策の有無について調査を行った。なお、自治体からの回答を基に、前回の共同研究調査時と今回における回答状況について同じ質問をした箇所についての比較を行う。

ISO14001認証取得検討状況については、前回調査時は認証取得済みの自治体はなく（大阪府が12月に認証取得を行ったが調査時点では作業中であったため）作業中が1自治体、検討中が6自治体、合わせて7自治体であったものが、今回調査は2自治体が認証取得済み、作業中が5自治体、検討中が2自治体であり、前回調査時調査で検討中以上の回答を寄せた自治体が確実に環境自治体づくりを進捗させていることが伺える。なお、府内で1割を超える自治体が01年度末にはISO14001の認証取得を完了する予定である。（図-1参照）

ISO認証取得検討状況比較（99 内円 - 01 外円）

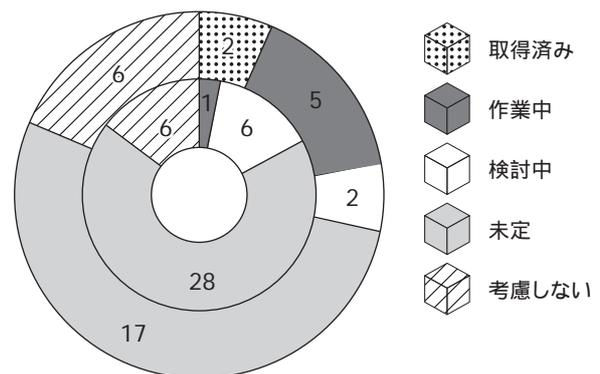


図 - 1

また、未定と回答した自治体は前回調査時28自治体で68%、今回調査は17自治体53%であり、依然として環境自治体への取組の方向性を決めかねている自治体が多数を占めていることが伺える。

なお、認証取得を行わないと回答した自治体は、前回調査及び今回調査とも6自治体であり数値の上での変化はない。なお、ISO14001の認証取得を行わない自治体は、独自施策を展開中であるか若しくは構築中と考えられる。

環境管理システムに数値目標を設定している自治体については、14自治体（44%）が数値目標を設定し、5自治体（16%）が数値目標を設定していなかった。未記入の自治体は13（40%）であった。

数値目標に関する項目について以下の例示でアンケートを行い12自治体から回答があった。

(1) 大気環境、(2) 水環境、(3) 土壌環境、(4) 緑被率、(5) ごみ発生量、(6) 光熱水費使用量（電気、ガス、水道等）、(7) 燃料（ガソリン等）使用量、(8) 用紙類使用量、(9) その他

この結果、(1)~(3)の環境指標に関する数値目標の設定を行っているのは今回調査でISO14001審査登録にむけて作業中の1自治体であった。これ以外の回答のあった10~12の自治体での数値目標の設定内容はいずれも(6)~(8)の発生・排出抑制に関するものであった。なお、これらの発生・排出抑制を数値目標に掲げる自治体のうち(9)その他に関して、温室効果ガス排出量の抑制を行っている3自治体が、またグリーン購入への取組を行っている2自治体が例示を挙げて回答を行っている。

環境管理システムが対象としている事業範囲については、1自治体が事業・事務・政策全般、11自治体が事務・事業全般、1自治体が事務全般と回答を行っている。

推進体制担当者数については、変動が多く最大で51人、最少で1.5人であり最頻値は2人が5自治体で、ついで4人が4自治体であった。なお、ISOを既に認証取得した自治体で回答がなかったものがあり、データとしての正確性には期待できないものがある。

推進体制の責任者の範囲については、首長と回答してきたのが10自治体で、ついで助役が3自治体、以下環境関連部局長が1自治体であり、政策の意思決定者が最も多かった。

監査の実施体制については、内部監査を実施する自治体が11自治体、外部監査による実施が3自治体で、外部監査者は具体的には環境審議会やISO審査登録機関である。

監査評価者については、職員あるいは環境管理システムにおける委員会が8自治体で最も多く、ついで首長が行う3自治体、その他2自治体の順となっており、合議制による評価システムを取り入れている自治体が多かった。

環境報告書の有無については、有りと回答してきたのは9自治体で、10自治体は無しと回答してきており、環境評価を外部公表することに関する取組は、今後の課題と考えさせられる回答であった。

環境改善の仕組みについては、PDCAの考えに基づくデミングサイクルを取り入れていると回答したのは10自治体で、8自治体は取り入れていないという結果となった。

住民関与の可否については、住民が関与できるシステムと回答したのが3自治体で、16の自治体は関与できるシステムになっていないと回答している。ISOを認証取得した2自治体が関与できないと回答しており、ISOのシステム自身の問題と考えられる。

独自の環境管理施策の有無については、5自治体が実施している旨回答しており、温暖化行動計画が3自治体で、エコオフィス・省エネが2自治体であった。また、16自治体は独自の環境管理施策は講じていないという回答であった。

全国調査結果について

平成7年1月以降に環境基本計画を策定した全国の94自治体（大阪府内5自治体を含む）に対し、8月中旬から10月中旬にかけて、大阪府内アンケート調査と同一内容の調査を実施し、58の自治体から回答があった。

アンケートの内容はと同様であるため解析結果に入る。

ISO14001認証取得検討状況については、12自治体が認証取得済み、作業中が10自治体、認証取得予定が3自治体であり、認証取得を行わないと回答したのは8自治体で、未定と回答したのは24自治体であった。

環境管理システムに数値目標を設定している自治体については、44自治体（76%）が数値目標を設定し、7自治体（12%）が数値目標を設定していなかった。未記入の自治体は7（12%）であった。

数値目標に関する項目について以下の例示でアンケートを行い44自治体から回答があった。

(1) 大気環境、(2) 水環境、(3) 土壌環境、(4) 緑被率、(5) ごみ発生量、(6) 光熱水費使用量（電気、ガス、水道等）、(7) 燃料（ガソリン等）使用量、(8) 用紙類使用量、(9) その他

この結果、(1)~(8)全ての項目を指標としているのは2自治体であり、いずれもISO認証取得に向けて取組中の自治体であった。また土壌を除く環境指標(1)及び(2)を指標とする自治体は7自治体、土壌まで含めた(1)~(8)の環境指標を設けているのは3自治体であった。(5)のごみ発生量を指標としているのは35自治体、(6)の光熱水費使用量を指標としているのは40自治体、(7)燃料（ガソリン等）使用量の指標を設けているのは38自治体、(8)用紙類使用量については36自治体であった。この傾向は大阪府内の自治体と同様に数値化可能で、かつ容易に取り組めるところから数値化を図る傾向が伺われる。なお、これらの発生・排出抑制を数値目標に掲げる自治体のうち(9)その他に関して、温室効果ガス排出量の抑制をおこなっている16自治体が、またグリーン購入への取組を行っている2自治体が例示を挙げて回答を行っている。

環境管理システムが対象としている事業範囲については、2自治体が事業・事務・政策全般、22自治体が事務・事業全般、3自治体が政策全般、7自治体が事業全般、12自治体が事務全般と回答を行っている。

推進体制担当者数については、比較的変動が少なく10人が1自治体、7人が1自治体、5人が3自治体、4人が7自治体、3人が10自治体、2人が15自治体、1人が9自治体であった。

推進体制の責任者の範囲については、首長と回答してきたのが22自治体、ついで助役が14自治体、以下環境関連部局長が10自治体、その他1自治体であった。この傾向は、大阪府内と同様に、政策の意思決定者が最も多かった。

監査の実施体制については、内部監査のみを実施する自治体が38自治体、内部監査と外部監査を実施する自治体が7自治体、外部監査のみを実施する自治体は2自治体、外部監査を実施する

機関を環境審議会に委ねている自治体が3自治体あった。

監査評価者については、職員及び環境管理システムにおける委員会が26自治体で最も多く、ついで首長が行う9自治体であった。なお、住民が行うと回答したのは1自治体、環境管理システムにおける委員会と議会が実施すると回答したのが1自治体でこの点は説明責任を明らかにしているところが注目される。

環境報告書の有無については、有りと回答してきたのは19自治体で、31自治体は無しと回答してきており、環境評価を外部公表することに関する取組は、大阪府内と同様に、今後の課題と考えさせられる回答であった。

環境改善の仕組みについては、P D C Aの考えに基づくデミングサイクルを取り入れていると回答したのは27自治体で、17自治体は取り入れていないという結果となった。

住民関与の可否については、住民が関与できるシステムと回答したのが21自治体で、24の自治体は関与できるシステムになっていないと回答している。大阪府内よりも住民関与に関する仕組みづくりが進んでいる傾向が伺える。

独自の環境管理施策の有無については、14自治体が実施している旨回答しており、温暖化行動計画が3自治体、エコオフィス・省エネが1自治体あり、環境管理計画あるいは率先行動計画によるものが8自治体、その他2自治体であった。なお、30自治体は独自の環境管理施策は講じていないという回答であった。

大阪府内調査と全国調査との比較

まず、環境管理システムに数値目標を設定しているか否かという設問に着目すると、数値目標を設定しているのが府内で14自治体（44%）で、全国では44自治体（76%）であった。また、数値目標を設定していない自治体が府内は5自治体（16%）で、全国で7自治体（12%）であった。このことより環境管理システムの数値化に関する、全国的な動向と府内の乖離は伺えなかった。なお、未記入に関しては、府内が13自治体（40%）で、全国では8自治体（14%）と乖離が見られた。

次に、数値目標に関する例示事項については、環境質全般を数値化する自治体は府内が2自治体で、全国では緑被率を含め16の自治体が環境質を数値目標に掲げており、府内自治体にとって今後、環境質を数値化して行くことが環境施策の進捗状況を明らかにする大きな課題となることが考えられる。

また、環境報告書の有無については、府内で9自治体（47%）が有り、全国は19自治体（38%）が有りと回答しており、この点については、府内自治体の方が情報公開に関しての説明責任は進んでいることが伺えた。

最後に、住民関与の可否についてであるが、府内では3自治体（15%）が関与できると回答し、全国では21自治体（43%）が関与できると回答している。この結果より、府内自治体がかかえる課題として「意志形成過程における住民参加の重要性」があげられる。

環境自治体づくりアンケート結果集計表

平成13年度調査

(数値は自治体数、設問内容については別紙参照)

設問番号	選択回答番号										回答数 合計
1. ISO14001について	府内	2	5	2	6	17					32
	全国	12	10	3	8	24					57
2. 数値目標の設定	府内	14	5								19
	全国	43	7								50
3. 事業範囲	府内	13	12	1							13
	全国	36	31	5							46
4. 数値目標項目	府内	2	2	1	1	11	13	13	12	6	14
	全国	8	9	3	8	35	40	38	36	19	44
5. 担当者数(平均)	府内	7.3									14
	全国	2.8									47
6. 推進体制のトップ	府内	10	3	1	0						14
	全国	22	14	10	1						47
7. 監査の実施体制	府内	11	3								14
	全国	38	9								47
8. 監査の評価	府内	0	0	3	2	6	2				13
	全国	1	1	9	10	23	3				47
9. 環境報告書	府内	9	10								19
	全国	19	31								50
10. デミングサイクル	府内	10	8	0							18
	全国	27	17	1							45
11. 住民関与	府内	3	16	1							20
	全国	21	24	4							49
12. 独自の施策	府内	5	16	1							22
	全国	14	30	1							45

1) アンケートの送付と回答期日：平成13年9月19日、平成13年10月12日。

2) アンケートの回収について

府下：大阪府内44市町村に送付し、32市町村より回答。

全国：平成7年1月以降に環境基本計画を策定した全国94市区に送付し、58市区より回答。

3) ISO14001を認証取得している場合でも、取得後間がない場合は有効回答として計上。

環境管理システムの体制についてお伺いします。

- 5 推進体制については、担当者の人数は何人ですか？
（ ）人
- 6 推進体制のトップは誰ですか？
① 首長
② 助役
③ 環境部門関連所属長
④ その他（ ）
- 7 監査の実施体制について
① 内部監査
② 外部監査（具体名称 ）
- 8 監査の評価について誰が評価しているのですか？
① 住民
② 議会
③ 首長
④ 職員
⑤ 環境管理システムにおける委員会
⑥ その他（ ）
- 9 環境報告書はありますか？ ありましたらご惠送願います。
① 有り
② 無し

環境改善の仕組みについてお伺いします。

- 10 環境改善に関してデミングサイクルの考え方を取り入れていますか？
① 取り入れている
② 取り入っていない
③ 独自のシステムで実施している（具体的に ）
- 11 環境改善に関して住民が関与できるシステムとなっていますか？
① なっている。
② なっていない。
③ わからない。
- 12 その他、独自の施策を展開されておりましたらご教授願います。また、関連資料がございましたらご惠送願います。
① 実施している。
内容概略
（ ）
② 実施していない。
③ 実施予定、又は、計画中。
内容概略
（ ）

和泉市のISO14001 認証取得にあたって

和泉市ISO担当 一坊 達美

1. 何から手をつけたか

平成11年3月に開催された市議会定例会で「ISO14001」の認識について質問があり、市長が「ISO14001」について全庁的な認識・理解を深めた上で、早い時期に対応したいと表明、4月1日付けで企画調整課に1名の職員がISO担当という立場で配置され、先進事例都市のデータ収集やコンサルタントの採用などの検討を行ってきた。

そして、平成12年3月に開催された市議会定例会において市長が市政運営方針の中で、13年度中にISO14001の認証を取得していくことを表明、4月1日付けで職員1名の増員と1名のアルバイトが配置され、ISO14001の本格的な体制が整った。

当初は、コンサルタントの採用も検討されたが、「ISO14001」の認証取得は「取得すれば終わり」というシステムではないという立場から、市長は「職員がISO14001に自ら実践することが重要である」と指示し、コンサルタントの採用は見送られた。

その結果、担当課としてISO14001の認証取得を早期に進めるために、6月2日に15名によるプロジェクトチームを発足させ、環境マネジメントシステムの構築に努めてきた。また、部長会を開催し全職員に協力を要請するとともに、平成13年1月5日、市長が職員に対しキックオフ宣言を行った。

担当者は、先進都市の視察やISO14001の仕組みを理解するために、教育機関への派遣などを中心にスタートし、また、審査登録機関とISO14001の認証取得でのスケジュールや手続き等について協議を進めてきたが、ISO14001の全体のイメージをつかむまでにはかなりの時間を要し苦労した。

2. 何がポイントか

本市における職員の環境意識は充分でなかったこともあり、環境教育を通じて意識の向上を図りつつ、ISO14001の取組を進めなければならないという現状であった。

ISO14001の認識についてもゼロからの出発という状況を考慮し、組織の実態に則した仕組みを構築することが重要であるという共通認識のもとで作業を進めてきた。

そのため、組織としてISO14001の構築にあたっては、あせらず無理をしないで既存のシステムの活用も図りつつ、実態把握が可能な範囲内において職員が積極的に取組めるようなシステムをつくることを基本方針に掲げ取り組んできた。

また、マニュアル等の作成についても担当者間の共通作業として位置付けし、またプロジェクトチームの参画によるチェック体制も充実し、事務局が作成したスケジュールに沿って順調な仕上がりとになった。

3．登録範囲をどうやって決めたか

本市の登録範囲は、第1段階として事務活動を中心に管理体制も共通できる組織の範囲で、また、費用対効果において最小の経費で最大の効果が得られる範囲とし、システムが一定成熟した段階において、順次適用範囲を拡大していくことにした。

第1段階では、本庁、新館、別館、市民会館、水道部本庁舎を範囲とした事務事業等に関連する環境保全活動に適用することにした。

4．職員への啓発はどうしたか

本市では、市長がISO14001の認証取得を表明したのち、全ての職員を対象に研修会を開催するとともに、幹部職員、各担当者レベルの研修を行い知識を深めてもらった。

また、ISO14001の要求事項でもある内部環境監査委員の任命と、専門的な知識を要する内部環境監査員に対し研修も実施した。

さらに、職場に中心的なメンバーとなる環境推進責任者（課長）と環境推進委員（係長）の職員を集め、環境マネジメントシステムを適切に運用していくために、作業説明会をその都度実施し、環境目的・目標の達成のための意志統一に努めた。そして、具体的な取組については環境推進責任者が中心となって職員に対し周知徹底を図り、ISO14001を認証取得するための理解と協力を求めた。

また、啓発活動の一環としてISO通信を発行し、各職場での取組などを取材した最新報告を発信してきた。

5．一番苦労した点は

ISO14001の運用開始にあたり、職員の環境意識の向上が最も重要な事項となることから、職員研修に力を注いできた。

また、環境マネジメントシステムの推進は、職場の中心的な役割を果たす環境推進責任者（課長）等の責任も重く、そのためにマニュアル等の改訂毎に事前説明会を開催するなど周知徹底を図ってきた。

これは、審査登録機関による審査毎にマニュアル等の改訂がよぎなくされ、職場で一定浸透した活動内容等に修正をかけなければならない事態も発生し、職員からの不満を伴うケースもあった。

また、運用開始から本審査まで4ヶ月程度の短期間での取組となり、今日おかれている環境行政のあり方や、ISO14001の認証取得をするための意識や必要性について十分に職員に周知徹底ができる体制になっていなかったことも結果的にはISO14001の取組にあたっての反省材料となった。

6．システム維持に配慮すべき点は

本市は、平成13年11月14日付でISO14001の認証を取得した。その後、職員の間では安堵感も広がる傾向もあったが、環境に対する意識の向上やシステムにおける認識を低下させないために、12月に再度代表環境推進者（部長）、環境推進責任者（課長）、環境推進者（係長）を集め、環境マネジメントシステムの推進を図るために会議を開催し、周知徹底を行ってきた。

システムの維持には、マニュアルに示されている役割と責任を明確にし、組織が決めたマニュアルに基づいて実行部門の長が責任を持って取組ができるシステムを構築することが最も重要な事項である。また、部門の長に対し、定期的に指導助言点検等ができる体制を確立することが望ましい。

なお、息の長い取組を進めていくためには、職員の環境意識の改革と合わせて少しずつ改善していくことがISO14001を定着させていくことになるのではないだろうか。

7．認証取得の感想とアドバイス

ISO14001の認証取得にあたっては、各自治体にそれぞれ特色があるようにシステムにも各自治体の独自性を発揮する方向で検討するべきであり、環境保全活動の取組に際し、費用対効果や組織体制、職場環境なども考慮して検討すべきである。

特にISO14001は、全職員の参加は不可欠であり、そのために教育などを通じて意識啓発を図るとともに、トップの強い意志決定が必要である。

また、ISO14001の認証取得を最終目的とせず、出発点という立場で環境マネジメントシステムを構築することが重要である。

なお、認証範囲を本庁舎の事務活動を目的としての直接影響だけでなく、間接影響の範囲も含めマネジメントする必要がある。

本書のまとめとしての提言

1. ISO14001の有意性を認めた上での認識

平成13年7月末現在において、ISO14001を認証取得した自治体は全国で234となり、ISO14001が優れた環境マネジメントシステムであることが認識されてきたことから、今後もさらに増加することが予測されます。私たち環境自治体づくりネットワークでは、平成11年にISO14001を通じた環境自治体づくりについて共同研究を実施し、とりまとめを行いました。現在ではISO14001の有意性を認めた上で、ISO14001規格について次のような認識を持っています。

- (1) ISO14001は環境管理を進めていく上で実効性のあるツール(道具)として用いることができる。

ISO14001は、職員の環境教育をしながら短期間で統一的にシステムを構築していくため、環境管理を行うにあたり強力な手段となります。しかしながら、認証取得するにあたり多大の労力を要し、取得後はシステムの継続のみに意識が集中するため、地球環境保全という本来の目的を見失う可能性があります。

ISO14001を採用する場合には、システムを単独で動かすのではなく自治体の持つ環境基本条例や環境基本計画、率先行動実行計画、地球温暖化防止実行計画などとリンクさせ、またその計画の実行手段として用いることで効果を100%発揮させることができると考えられます。

- (2) 環境負荷の大きい清掃工場、下水処理場、危険・有害物質を使用若しくは貯蔵する施設などが認証取得することは、環境負荷の軽減をはかるとともに、危機管理の上でも大きな効果が期待できる。

法遵守、手順の文書化・明確化、自主的・積極的で継続的な環境負荷の改善は、事業所を対象として作られたISO14001を採用するにあたりもっとも効果的な活用法です。

- (3) エコオフィスから市町村全域へサイトを広げた場合、住民参画が欠如している。

地域全体の環境配慮を目的としてISO14001を採用する場合、システムを短期間で作り上げるため地域住民の理解や協働が難しくなり、住民の参画が課題となります。そのため、ISO14001より環境基本計画を優先して作り上げようとする自治体もあります。

- (4) 現状の審査登録のシステムでは費用がかかりすぎることで、システムの構築が煩雑すぎるため構築に際し職員の負担増となることが課題である。

システム構築に際し職員の負担を増加させ、また多くの費用を費やすこと(継続的に費用支出を伴う)は住民規模の小さい自治体には負担が大きく、このためISO14001を採用しない自治体もあります。

- (5) ISO14001を認証取得し、システムが定着すれば更新の審査をしなくても良いのではないかと考える。ISO14001のシステムを構築しても、組織に定着するには多くの年数がかかります。また、組織が大きくなればなるほど定着までの時間は長くなります。

しかし、システムが定着し自主的な運営が可能と確認されたときには、それ以後の更新審査は必要としないのではないかと考えます。

これらの事を認識した上で、特に(4)の問題については、ISO規格を考えていくについて大きな支障となっていることから、当ネットワークでは市町村全域にサイトを広げた場合において、“ISO14001のエッセンスを取り込みながら認証取得しないで環境管理する手法はないものか”という観点で研究を進めてきました。

2. ISO14001を認証取得しないで環境自治体づくりをすすめていくには

ISO14001を認証取得しないで環境自治体づくりを行っていく手法として、次の3つを提案します。

- (1) 自らがISO14001規格との適合性を決定し宣言する「自己宣言」を用いる。

私たちはISO14001規格が大変優れた環境マネジメントシステムであり、環境管理を行っていく上で実行性が高いツールとして認識しています。しかし、規格の有意性を認めながらも、ISO14001規格が求める審査は、構築されたシステムが規格に適合しかつ適切に運用されているかどうかを審査するもので、システムに基づいて行った環境改善や環境保全の「結果」を評価するものではないため、あえて審査機関による外部審査を受け認証取得する必要がないのではと考えています。ただし、規格適合の信頼性を高めるため審査員クラス的能力を持った職員を育てるとか、先にISO14001を認証取得し経験の深い民間の人を登用するなどの用意は必要です。特に、民間の人の登用は市民へのアカウンタビリティの遂行に有効です。もし市民参加で行えたらなおさらいいと考えます。(残念ながら、現在のところ日本においては「自己宣言」した自治体はありません。)また、一度ISO14001を認証取得した場合においても、システムが定着したと確認された場合、以後の更新審査は必要ないのではないかと考えています。

- (2) ISO14001規格のエッセンスを既存のシステムに取り込み、独自のシステムを構築する。

ISO14001が要求しているなかで、「トップダウンによるトップの関与」、「著しい環境側面の改善」、「具体的にすべて文書化する手順の明確化」、「訓練、自覚及び能力」、「不適合並びに是正予防措置」、「経営層による見直し」など注目すべき要素がたくさんみられるため、既存の環境マネジメントシステムに取り入れることも有効です。またその際には、どのようなシステムを構築するにしてもP・D・C・Aサイクルの考え方を是非取り入れる必要があります。

- (3) いくつかの環境マネジメントツールを併用して、実効性のあるシステムとして運用する。

地域全体の環境配慮を進めたい場合、環境基本計画を実行することが効果的です。そして、環

環境基本計画を構築しても絵に描いた餅としないために、別のツールを併用することで実効性を持たせることができます。(採用が可能であれば、ISO14001が強力なツールとなります。)

豊中市では、環境基本条例で環境マネジメントシステムを構築し、ローカルアジェンダと併用しながら市民参加のもと環境自治体づくりを進めています。

また、市民とのパートナーシップを確立し、市民が関与した環境マネジメントシステムとして全国的にも注目されています。(豊中市が行うシステムについては、講演録の中で紹介しています。)

3. ISO14001を認証取得しないで環境自治体づくりをすすめていくための提言

(1) 目的にあったツールを選ぶ

環境自治体づくりを進めていくにあたりシステムが必要ですが、自治体の現状や目標を把握した上で、目的にあったツールを採用することが肝心です。特に、庁舎を中心としたエコオフィスのようなものなのか、地域全体を対象とするのかでは用いるツールが異なります。地域全体を対象とする場合は、環境基本条例や環境基本計画を核とするほうが市民の参加が期待できるため適切な活用といえます。下表に、環境マネジメントの目的と使いうるツールの例を取り上げました。

環境マネジメントの目的と使いうるツールの例

目的の例	使いうるツールの例
庁舎の環境配慮を進めたい	率先行動実行計画、環境活動評価プログラム、ISO14001、環境監査、環境会計
公共事業の環境配慮をすすめたい	環境基本条例、戦略的環境アセスメント、環境アセスメント、ISO14001、環境監査、環境基本計画、環境会計
地域全体の環境配慮をすすめたい	環境基本条例、環境基本計画、戦略的環境アセスメント、ローカルアジェンダ、ISO14001、環境監査、環境会計、環境白書、環境報告書
マネジメントの効率を高めたい	事務事業評価、政策評価、環境会計、ISO14001、ISO9001
システムの有効性を高めたい	指標管理、環境会計、環境監査
外部/客観的に評価してもらいたい	外部環境監査、(ISO14001含む)、市民説明会、環境報告書
合意形成を促進したい	ワークショップ、円卓会議、市民説明会

「自治体の望ましい環境マネジメントのあり方」検討報告書・環境自治体会議環境政策研究所編より引用

(2) エコオフィスよりも地域全体の環境配慮を

自治体の環境を考えた場合、庁舎を対象とする場合より地域全体を対象とする場合の方が環境配慮は大きくなります。これから環境配慮を考えておられる自治体、すでにエコオフィスを完了された自治体には、是非地域全体に目を向けていただきたいものです。

(3) 数値目標を設定する

今回の全国のアンケート調査においても、環境基本計画を策定している自治体の76%が数値目標を設定しています。あまり大きな目標を設定せずに、定期的に見直しをする形にしておけば運用がしやすいと考えます。

(4) 環境監査の充実

ISO14001が行う外部監査は、ISO規格に基づくシステムが適切に運用されているかを審査するもので、環境配慮の結果を審査するものではありません。

従って、これだけでは住民に対し十分な説明責任を果たしているとはいえません。そこでISO14001を認証取得しない場合においては、内部監査に加え住民を中心とした監査チームによる監査を行えば透明性を高め地域住民の理解も得やすいと考えられます。このとき、数値目標の達成状況などを的確に評価することも大事なことです。なお、監査チームの構成員にはNPO、コンサルタント、学識経験者、行政のOB、ISO14001を認証取得した事業所の内部監査員、一般の市民等が考えられます。また、ISO14001における審査員クラスの資格を持った職員を養成することも効果的です。

(5) 環境報告書を作成する

今回行った全国のアンケート調査において、環境報告書を作成しているのは回答のあった自治体の約4割で、作成していない自治体の方が上回っており今後の課題として残っています。環境報告書を作成すれば、地域環境と地域環境の持つ課題を住民に広く知らしめる事ができ、環境政策の推進に大いに役立ちます。

(6) 府内自治体のネットワーク組織が必要

国内外において、環境に関する自治体ネットワーク組織がいくつか存在しますが、府内においてもこのような組織が必要と考えます。さらに、単なる情報交換の場だけではなく、自治体間の連携を深め環境政策推進の拠点としてのネットワークづくりが重要と考えます。

環境マネジメントシステムの構築方法については、「自治体の望ましい環境マネジメントのあり方」検討報告書・環境自治体会議環境政策研究所編に詳しく書かれていますのでそちらを参考にしてください。

*** 広域研究活動記録 ***

- | | |
|-------------|--------------------------|
| 平成12年 7月25日 | 第1回定例会 |
| | ・ 構成員自己紹介及び自然保護に関するビデオ鑑賞 |
| | ・ 研究テーマについてディスカッション |
| 平成12年 8月22日 | 第2回定例会 |
| | ・ 自然保護に関するビデオ鑑賞 |
| 平成12年10月24日 | 第3回定例会 |
| | ・ 大阪市隣接都市協議会第2回研究会について |
| | ・ 講演会について討議 |
| 平成12年10月31日 | 第4回定例会 |
| | ・ 講演会についての準備作業 |
| 平成12年11月24日 | 第1回講演会主催（参加者：25名） |
| | ・ 「自治体における環境政策のありかた」について |
| | 講演者：豊中市環境企画課 川崎 健次氏 |
| 平成13年 1月23日 | 第5回定例会 |
| | ・ 活動方針の再確認 |
| 平成13年 5月28日 | 第6回定例会 |
| | ・ 資料の収集について |
| 平成13年 6月26日 | 第7回定例会 |
| | ・ 文献読み合わせ |
| 平成13年 7月30日 | 第8回定例会 |
| | ・ 講演会共催について打ち合わせ |
| | ・ 文献読み合わせ |
| | ・ アンケート調査について打ち合わせ |
| 平成13年 9月 7日 | 第9回定例会 |
| | ・ 講演会共催についての最終準備 |
| | ・ アンケート調査について最終打ち合わせ |
| 平成13年 9月19日 | 第2回講演会共催（参加者：57名） |
| | 「環境自治体づくりワークショップ」共催 |
| 平成13年10月16日 | 第10回定例会 |
| | ・ アンケート調査票の回収と集計 |

平成13年11月16日	フォーラム出席 ・ 環境ISO自治体ネットワークフォーラム出席
平成13年11月26日	第11回定例会 ・ 広域研究活動報告書の内容の検討と作業の分担
平成14年 1月11日	第12回定例会 ・ 広域研究活動報告書の整理
平成14年 1月25日	第13回定例会 ・ 広域研究活動報告書の校正

*** 広域研究活動構成員名簿 ***

構 成 員

一坊 達美	和泉市企画財政部
乾 弘志	池田市建設部
熊尾 信行	東大阪市税務部
森田 猛	堺市企画部（財団法人 堺都市政策研究所）
森田 善一	柏原市水道局
山林 右二	東大阪市

オブザーバー参加

三田 彰	八尾市環境部環境政策室政策係
------	----------------

編集後記

広域研究活動報告書「次世代に向けての環境自治体づくり」、漸くできあがりました。細やかな報告書ではありますが、広域研究活動構成員の真摯な思考の発露を見るようです。反省の弁に先立ち各自の念頭にありますのは、何よりもまずマッセ O S A K A（おおさか市町村職員研修研究センター）の皆様への心からの感謝であります。担当の朴井様と足立様をはじめマッセ O S A K A の皆様は、時には厳しく研究活動を督励し、また事務的補助を遙かに超越した援助を差し伸べられるなど、ともすれば安易に流れがちな研究の針路を軌道に乗せてくださいました。私達の共通した思いはマッセがあったからこそこうした長期の自主的な研究ができたものであるということです。

また、多忙のところ私どものアンケート調査にご協力下さいました自治体の皆様、ほんとうにありがとうございました。この書中をもちまして、お礼を申し上げます。

研究の反省点は多くあり、当初に意図しました国際的（特に欧米ですが）な比較は文献のリストアップの域を出ないものとなり、語学が出来ないとこれからの奥の深い探求は困難であると思い知らされました。I S O の国際規格そのものが欧米に発信しているものですから、彼の地での経験は是非とも検証したいテーマでありました。研究の視角に市民参加の視点を持つべきでありましたが、若干欧米の動向を論じた程度に終始し、とりまとめができなかったのも気掛かりでした。環境先進国のドイツにありまして組織された市民参加は地域から国家までの政策を転換させる力量を持ち、廃棄物零を目標にし、また原子力発電の廃止を日程に上がらせるなどに止まらず、失われた自然を回復する「再自然化」に取り組む原動力になっています。また英国では、National Trustなどが自然保護に果たす役割は決定的に大きく、産業革命発祥の地で大きく傷ついた自然を保護するのみならず歴史的に重要な建築物や庭園の再生にも力点を置いています。米国の数百万の会員を擁する団体の活動にも興味を引かれます。今後はこうした論点にも配慮した研究を行いたいものと思っています。

ともあれ本報告書がその一里塚の役割を果たすことができますれば幸いです。

広域研究活動報告書

〔 次世代に向けての
環境自治体づくり 〕

2002年（平成14年）2月

財団法人 大阪府市町村振興協会
おおさか市町村職員研修研究センター
広域研究活動「環境自治体づくりネットワーク」

